



Title	遼寧清河門西山遼墓出土漢文・契丹文墓誌訳註
Author(s)	大竹, 昌巳
Citation	内陸アジア言語の研究. 2024, 39, p. 1-74
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/100258">https://hdl.handle.net/11094/100258</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 遼寧清河門西山遼墓出土漢文・契丹文墓誌訳註

大竹 昌巳\*

## 0 はじめに

本稿は、1950年に遼西省義県清河門区西山村（現遼寧省阜新市清河門区河西鎮後窯村西山屯）の西山東南斜面にある遼代墓群（以下、清河門西山遼墓）から出土した漢文墓誌銘・契丹文墓誌銘各1組に対して訳註を施すものである。発見から幾多の歳月が経過しているにも拘わらず、両墓誌銘とも全体の半分またはそれ以上を欠損する残石であることや、契丹語解読の一般的水準などの研究条件の制約ゆえに、本墓誌銘に対する従来の理解は至って限定的であったが、本訳註は綿密な文献読解と最新の契丹語解読の成果を取り込むことで、従来の成果を大きく書き換えるものとなっている。ただし、本稿は筆者が現在発表準備を進めている当墓群の墓主一族についての論考の基礎史料とすることを意図して編まれたものであり、それゆえに墓主の同定など重要な論証の一部が本稿には含まれていない。それらは稿を改めて論じられることになるが、ここにその結論の要諦を一部述べておくと、本稿が『蕭相公墓誌』と呼ぶ漢文墓誌銘の誌主は『遼史』にその名が見える蕭把哥（正しくは杷哥）であり、本稿が『蕭太師墓誌』と呼ぶ契丹文墓誌銘の誌主はその長子である。彼ら清河門西山遼墓の一族は漢文史料にいう「宮夫人」であり、その身分的性格ゆえに、この両墓誌史料の読解は遼代社会・遼朝官制に対する理解を促進させる上で重要な意義がある<sup>(1)</sup>。

本稿は2節より成る。第1節では清河門西山遼墓出土漢文墓誌残石（『蕭相公墓誌』）に関する基礎情報に触れた上で、標点を施した録文を提示し、現代語訳を行ない、必要な部分に註解を与える。第2節では同遼墓出土契丹小字墓誌残石（『蕭太師墓誌』）に関する基礎情報を瞥見した上で、録文、ローマ字転写、現代語訳を提示し、契丹文読解に必要な情報を中心に註記する。

---

\* 京都大学大学院文学研究科講師 (ÔTAKE Masami. Junior Associate Professor, Graduate School of Letters, Kyoto University)

(1) 本研究のもとになる研究成果は、2016年3月12日に首都大学東京（現東京都立大学）で開催された遼金西夏史研究会第16回大会で「いわゆる「蕭令公」について——清河門西山遼墓出土墓誌の解読から——」と題して発表した。清河門西山遼墓の墓主に対する基本的な理解は当時からまったく変わっていないが、漢文墓誌・契丹文墓誌それぞれの内容について大きく読解が進んだところがある。本稿を草する所以である。なお、本研究はJSPS科研費（若手研究）「契丹文字墓誌資料の文献学的・言語学的研究」（課題番号JP22K13114）の成果の一部である。

## 1 漢字漢文『蕭相公墓誌』訳註

本稿が対象とする漢文墓誌は、清河門西山遼墓の1号墓から出土し（李文信 1954: 166–172），遼寧省博物館が現蔵する。完存する誌蓋は各辺90cmの正方形で、中央に篆書で「佐移离畢蕭／相公墓誌銘」と2行10字を刻す。これに基づき、本稿では本墓誌銘を『蕭相公墓誌』と呼称する。この誌蓋は博物館の常設展「中国古代碑誌展」で展示・公開されている。一方、碎破した誌身は公開されていない。筆者は直接原石を調査する機会を得ていないため、本研究では既公刊の拓本画像に依拠する。筆者が参照した拓影は次の4種である：

- ①清河門西山遼墓発掘報告所載の拓影（李文信 1954, 図版肆）
- ②『遼寧省博物館藏墓誌精粹』所載の拓影（王綿厚・王海萍 2000: 184f.）
- ③劉鳳翥氏手拓本の拓影（赤峰文博院 2021: 114–117）<sup>(2)</sup>
- ④中国国家図書館蔵本の拓影（同館公式webサイト内の「碑帖菁華」で閲覧可）<sup>(3)</sup>

①と②はおそらく同一拓本と思われ、採拓年代は最も古い。③と④は画像が鮮明ではあるが、採拓年代は新しく、①・②に比べて原石の劣化が目につく。

碑身の断片は、文字が残るものは大小11片あるというが、理解可能な文脈に置くことができる断片は6片のみである。このうち5片は内容が連続していることが確認できる。残りの1片は他の5片と一部重複する行が存在する可能性もあるが、正確な位置関係を確定できないため独立した1片として扱う。本稿では、後者の1片を「第一部分」、残り5片を「第二部分」と呼ぶ。図1は誌身の各断片を、推定される誌身全体の中での本来の位置に概略的に配置したものである。四周の枠線は、誌蓋のサイズから推定した誌身の大きさを示したものである。

本墓誌の録文を示した研究として、李文信（1954: 169）、陳述（1982: 356）、向南（1995: 231f.）、王綿厚・王海萍（2000: 275）、王晶辰（2002: 124）、齊作聲（2010: 57–59）、周阿根（2022: 249f.）がある。うち向南（1995）、齊作聲（2010）、周阿根（2022）には若干の語註がある。どの言語であれ現代語訳を提示した研究はない。

### （1）録文・標点

原資料の欠損部のうち、文意から復元できる文字は枠線で囲って示し、そのうち表現形式を一意に決定できるわけではないが、推定される意味内容を表わす字句を一案として提示したものを網掛けによって表示する。復元不可能な一字分の欠損は□で、字数が確定できない欠損は〔 〕で示し、場合によっては欠損字数の目安を示した。闕字による敬意表出は†で標示する。

#### 〈誌蓋〉

<sup>(左)</sup> 佐<sup>(右)</sup> 移 离畢蕭<sub>[L01]</sub>相公墓誌銘<sub>[L02]</sub>

(2) 採拓年代につき、「一九七八年十月鳳翥手拓」の書き込みがある。

(3) 「碑帖菁華」での標題は「蕭君墓誌 xiao jun mu zhi」とあり、索書号は「各地 5192」である。

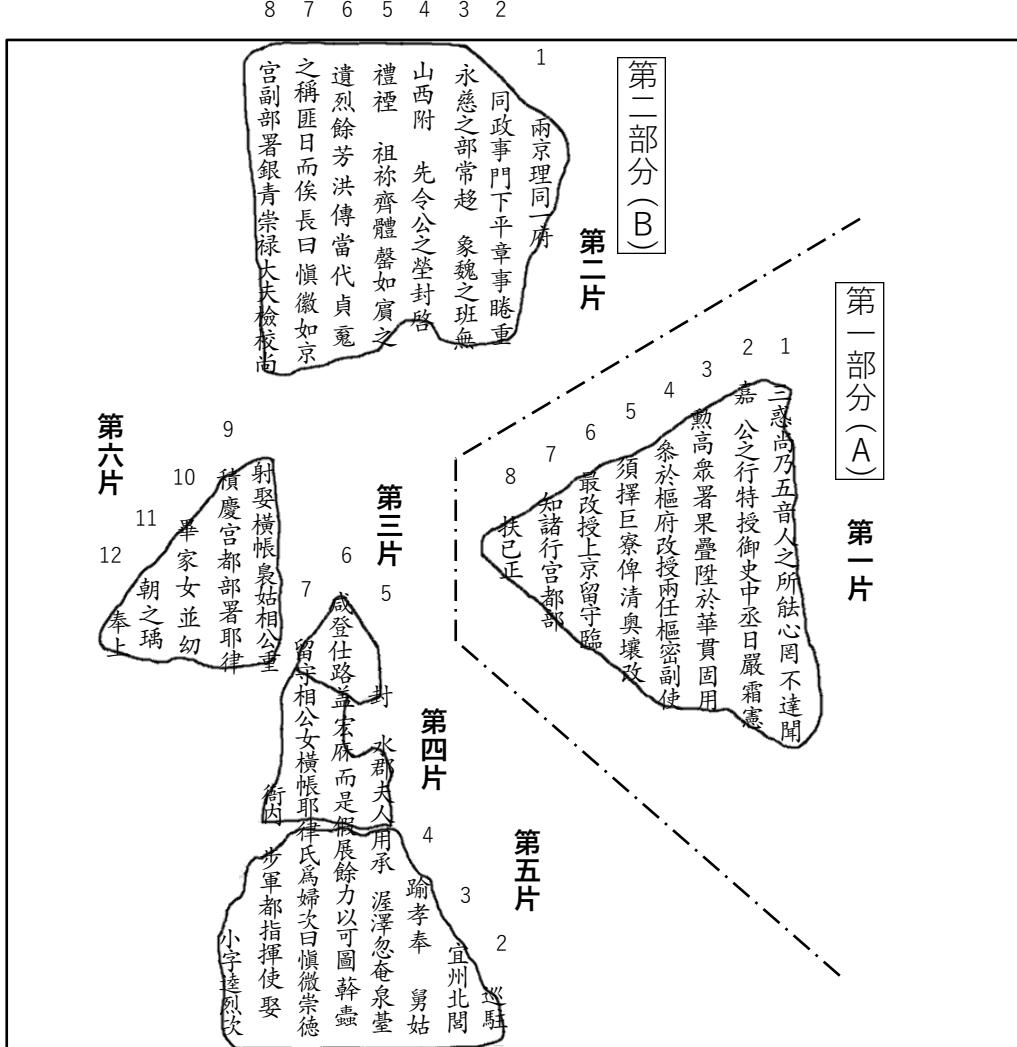


図1 漢文『蕭相公墓誌』誌身残存部分（模録）

## 〈誌身・第一部分（A）〉

[A01] [.....]. 雖有三惑，尙乃五音。人之所能，心罔不達；聞 [.....[A02].....] 嘉<sup>†</sup>公之行，特授御史中丞。日嚴霜憲，[.....[A03].....]，勳高衆署。果疊陞於華貫，固用 [.....[A04].....] 參於樞府，改授兩任樞密副使。[.....[A05].....]。<sup>(僚)</sup>須擇巨寮，俾清奧壤。改 [.....[A06].....] 最。改授上京留守·臨潢尹，[.....[A07].....] 知諸行宮都部署事 [.....[A08].....] 扶已正 [.....]

## 〈誌身・第二部分（B）〉

[B01]□□兩京，理同一府。[.....（闕約30字）.....] [B02]□同政事門下平章事，睠重 [.....（闕約25字）.....]。巡駐[B03]永·慈之部，常趨<sup>†</sup>象魏之班。無何，[.....（闕約20字）.....] 葬於宜州北，閭[B04]山西，附<sup>†</sup>先令公之塋封，啓 [.....（闕約20字）.....] 踰。孝奉舅姑，[B05]禮禋<sup>†</sup>祖

禰。齊體罄如賓之敬，□□□□□□□。[…… (闕約 4 字) ……] 封漆水郡夫人。用承<sup>†</sup>渥澤，忽  
(掩)奄泉臺。[B06]遺烈餘芳，洪傳當代；貞魂□□，□□□□。[…… (闕約 2 字) ……] 咸登仕路。蓋宏麻而是假，展餘力以可圖。幹蠶<sup>(集)</sup>之稱，匪日而俟。長日慎微，如京 […… (闕約 10 字) ……]  
 留守相公女橫帳耶律氏爲婦。次日慎微，崇德[B08]宮副部署・銀青崇祿大夫・檢校尚書□僕射，娶橫帳裏姑相公重孫女。次日□□，衙內馬步軍都指揮使，娶[B09] […… (闕約 15 字) ……] 積慶宮都部署耶律 […… (闕約 10 字) ……]，小字達烈。次[B10] […… (闕約 17 字) ……]・畢家女，並幼。[……[B11]……]。唐朝之瑀，[……[B12]……]奉上 [……]

## (2) 日本語訳

### 〈誌蓋〉

イルブル  
 [L01]左夷離畢蕭[L02]相公の墓誌銘

### 〈誌身・第一部分 (A)〉

[A01] [……]。どんな誘惑 [があろうとも]、ただしき五音の旋律のごとく (心乱されることはなかった)。人ができることならば、通曉しないものは罔く、聞 [……[A02]……] (帝は) 公の行ないを嘉め、御史中丞を特授した。(公は) 日ごと厳肅にとりしまり、[……[A03]……]、勲功は衆たの官吏よりぬきんでている。果には貴顯の列に陞りつめたが、[……] を堅持しつづけた。[……[A04]……] 枢密院に参わり、枢密副使を改授されて 2 期任めた。[……[A05]……]。有能な僚属を採用し、疆土を静謐にした。[……] を改授され、[……[A06]……考課で] 一等 [の評価を得た]。上京留守・臨 [潢尹] を改授され、[……[A07]……] 諸行宮都部 [署の事] を知った。[……[A08]……] 扶已正 [……]

### 〈誌身・第二部分 (B)〉

[B01]両京 [を統治するに]、その規準は一府と同じであった。[……] [B02]同政事門下平章事 [を加えられ]、愛重されること [……] [B03] (皇帝の牙帳が) 巡行して永・慈州に駐蹕すると、やすみなく朝政に参与した。[何も] 無く、[……亡くなった。……] (公を) 宜州の北、医巫閭[B04]山の西に [帰葬し]、先き令公の墓域に附葬して、[先き夫人耶律氏の墳墓を] 啓いて [合祀した]。夫人は……] 踵。舅姑に孝行し、[B05]祖廟を祭祀した。夫に連れ添うに賓客に対するように敬意を罄くし、[……漆] 水郡夫人に封じられた。これに用って恩恵を承ったが、忽かにこの世を去った。[B06]故人の遺餘した令名は当代に洪いに伝わり、貞烈な精神は [……] (公の) 子たちは] 咸な官途に登った。(恩蔭による) 鴻恩は假のものにすぎず、全力を展って大計をなすことができる。すぐれた働きをする[B07]といふ呼び声は、日を俟たずして立ち起こった。長(子)は慎微と曰い、如京 [(副)使]である。[……] 留守相公の女である横帳耶律氏を [娶って] 婦としている。次(の子)は慎微と曰い、崇徳[B08]宮副部署・銀青崇祿大夫・檢校尚書 (左/右) 僕射である。横帳の裏姑相公の重孫女] を娶っている。[次(の子)は……] といい、] 衙内 [馬] 步軍都指揮使である。[B09] [……] を娶っている。[女は……] 積慶宮都部署の耶律 [……] に適いだ。……孫は……]、小字 (契丹名) は達烈である。次(の孫)は [……] 孫女

は……]・畢家女であり、みなまだ幼い。[…… 銘曰く、……]。唐朝の（蕭）瑀、[……]奉上  
[……]

### (3) 註解

各項見出しの [ ] 内には註解対象とする字句の原文での位置を行数で示す。同一行に複数の註解対象が存在する場合には、参照の便宜のためにアルファベットの小文字を附して区別する。

#### [L01] 佐移离畢

「移离畢」[YC i<sup>1b</sup> li<sup>1b</sup> bi<sup>2</sup>] は契丹語の官名 用中 *ilbar* の音訳で、遼代漢字文献では「夷离畢」と表記されるのが慣例である（「移」「夷」は同音）。ただし、遼末に宋へ亡命した史慮が著わした『金人亡遼錄』（一名『北遼遺事』、『三朝北盟会編』所引）には「移离畢」（「移」「夷」も同音）の表記が見える。「佐」は「左」の異表記。夷离畢は左右各一員が置かれた。

遼金の史官は夷离畢につき、刑獄を職掌とする北面（契丹）官と説明する。まず、史慮『亡遼錄』が明確に、「刑獄」が「移离畢院」の管轄であったと記述している<sup>(4)</sup>。また、『遼史』蕭敵魯伝は蕭敵魯（太祖淳欽皇后の異父兄）の五世祖で遙輦王朝時代の人である「胡母里」[YC xu<sup>1b</sup> mu<sup>2</sup> li<sup>2</sup>] を始祖とする家が代々「決獄官」を務めたと記す<sup>(5)</sup>。この記述は音写字からみて遼代に撰述された耶律儼『皇朝実録』に拠ったものと推測されるが、契丹文史料ではこの家系を 用尙  
曲末 *ilbač gočč* 《夷离畢世選家》と呼んでおり（大竹 2016a），旧史が夷离畢を「決獄官」と認識していたことが判る。さらに、『遼史』刑法志は基本的に金代の陳大任『遼史』に拠ったものと推定されているが（馮家昇 1933；苗潤博 2020a: 48–50），その中に、「故事，樞密使非國家重務未嘗親決，凡獄訟惟夷离董主之。及蕭合卓・蕭朴相繼爲樞密使，專尚吏才，始自聽訟」（卷 61 刑法志上）とある。こここの「夷离董」は、羅繼祖（1958: 177）の指摘するように、「夷离畢」の誤写であり<sup>(6)</sup>，夷离畢が「獄訟」を主管したことが判る。

一方、遼朝に外交使節として出使した宋朝廷臣の報告に基づく中原資料の認識は大きく異なる。天禧4年（遼開泰9年、1020）に使遼した宋綏の「虜中風俗」は「夷离畢，參聞國政」と記す<sup>(7)</sup>。

(4) 原文は脚註(15)を見られたい。なお、『遼史』卷 45 百官志一の北面朝官に「夷離畢院，掌刑獄」とあるのはこれに拠ったものに違いない。

(5) 『遼史』卷 73 蕭敵魯伝：「五世祖曰胡母里，遙輦氏時嘗使唐，唐留之幽州。一夕，折關遁歸國，由是世爲決獄官」。

(6) 北院樞密使の設置は大同元年（947）のこと、この「故事」はそれ以降の状況を指すが、北・南院夷离董は会同元年（938）にすでに「大王」に改称されており、「夷离董」ではこの故事が成立しない。また、蕭合卓は開泰 5 年（1016）に左夷离畢から北院樞密使に遷り、蕭朴（普古）も左夷离畢への補任を経たのち太平 5 年（1025）に合卓の後任の樞密使となっており、この話は「夷离董」を「夷离畢」に読み替えてはじめて筋の通ったものになる。『遼史』刑法志の冒頭には「及阻午可汗知宗室雅里之賢，命爲夷离董以掌刑辟」とあり（これは夷离董が刑辟を主務とする官であったことを意味しない）、この文に基づいて元朝史官が無思慮に改めたものであろう。

(7) 宋綏「虜中風俗」：「蕃官有夷离畢，參聞國政；左右林牙，掌命令；惕隱，若司宗之類。又有九行宮，每宮署使及部署，掌領部族，有永興・積慶・洪義・昭敏等名」（五朝本『統資治通鑑長編（撮要）』卷 62 真宗皇帝紀二十四・天禧 5 年 9 月条所引。他に『永樂大典』輯本『統資治通鑑長編』卷 97 真宗天禧 5 年

慶曆 3-5 年（遼重熙 12-14 年、1043-45）に 3 度使遼した余靖の「契丹官儀」は「蕃官有參知政事，謂之「夷離畢」」と言い、夷離畢を參知政事に相当する官職と看做す<sup>(8)</sup>。また、沈括『夢溪筆談』は嘉祐元年（遼清寧 2 年、1056）に使遼した刁約が詠んだ五言絶句を載せ、その起句「押燕移離畢」に対して、自身も熙寧 8 年（遼大康元年、1075）に使遼している沈括の語釈と思われるが、「移離畢，官名，如中國執政官」と註している<sup>(9)</sup>。「執政官」は副宰相である參知政事（および枢密使副）の別称であるから、これも同轍である<sup>(10)</sup>。仁宗・英宗朝の正史『両朝国史』（元豐 5 年（1082）成書；周藤 [1959] 1969: 520-522）の契丹伝も、その情報源が不明ながら、同じく「夷離畢，參知政事也」と説明している<sup>(11)</sup>。

このように 2 系統の異なる記述が存することが、夷離畢の解釈を複雑なものにしてきた。元朝の史官は遼代中後期の中原資料と遼末の『亡遼錄』の記述との齟齬を夷離畢の職掌の時代による変容と理解し、『遼史』国語解に夷離畢を「即參知政事。後置夷離畢院以掌刑政」と註解した<sup>(12)</sup>。王民信（1961; 1978）や島田（1963; 1978: 195-228）はこの見解に基づいて、「夷離畢とはもともと一般政務を担当する官であったが、のちに夷離畢院が設置されるようになってから、もっぱら司法事務を扱う官署となった」（島田 1978: 201）と解釈するが、国語解はこのように零細な史料に基づく『遼史』編者の妄解を示したにすぎず、信の置けるものではない<sup>(13)</sup>。一方、唐統天

9 月条および『宋会要輯稿』卷 452 蕃夷二・契丹にも所引。〔元〕馬端臨『文献通考』卷 346 四裔考・契丹中所引本はこの部分を引かない)。

- (8) 余靖『武溪集』卷 18 雜文・契丹官儀：「胡人之官，領番中職事者皆胡服，謂之「契丹官」，樞密・宰臣則曰北樞密・北宰相；領燕中職事者，雖胡人亦漢服，謂之「漢官」，執政者則曰南宰相・南樞密。契丹樞密使帶平章事者在漢宰相之上，其不帶使相及雖帶使相而知樞密副使事者即在宰相下。其漢宰相必兼樞密使，乃得預聞機事。蕃官有參之政事，謂之「夷離畢」。漢官參知政事帶使相者乃得坐穹廬中。其宣徽使惟掌宣傳詔命而已，文謙侍立，如閣門使之比」。
- (9) 沈括『夢溪筆談』卷 25 雜誌二：「刁約使契丹戲爲四句詩曰：「押燕移離畢，看房賀跋支。餞行三匹裂，密賜十貔貅」。皆紀實也。「移離畢」，官名，如中國執政官。……」。なお、『夢溪筆談』の現存版本は全て南宋乾道 2 年（1166）揚州州学刊本を祖とし、いずれも「移離畢」に作るが、この条文を引く南宋初の『統墨客揮犀』卷 8 詩紀契丹事実や南宋末の『契丹國志』卷 24 刁奉使北語詩は「移離畢」に作っており、『夢溪筆談』でも原初の版本は「移離畢」に作っていたことが判る。
- (10) 『夢溪筆談』は元祐年間（1086-94）の述作であるが（胡道靜 1959: 前 22），當時宋朝ではすでに元豐の官制改革によって參知政事が廢止されていたため、元豐改革後も副宰相（尚書左右丞と中書・門下侍郎）を指した「執政官」に言い換えたものと理解できる。
- (11) 『両朝国史』契丹伝：「其惕隱，宗室也。夷離畢，參知政事也。林牙，翰林學士也。夷離巾，刺史也。内外官多倣中國者」（『文献通考』卷 346 四裔考・契丹下および五朝本『統資治通鑑長編（撮要）』卷 72 仁宗皇帝紀九所引。『契丹國志』卷 23 建官制度はこれに取材する）。
- (12) 『遼史』卷 116 国語解・帝紀・太祖紀：「夷離畢：即參知政事。後置夷離畢院以掌刑政。宋刁約使遼有詩云「押宴夷離畢」，知其爲執政官也」。なお、『遼史』編纂者が『両朝国史』を利用できたことは、同書が『遼史』と同時に編纂された『宋史』の基本資料となっていることから言を俟たないが、『亡遼錄』を利用したことについては苗潤博（2020a: 67-106; 2020b）を参照。
- (13) 『遼史』国語解に依拠する王・島田の方法に対しては唐統天（1989: 49-51）の批判があるが、唐は当該条文の「即參知政事」の部分が『契丹國志』建官制度に拠ることを指摘するのみで、「置夷離畢院以掌刑政」の部分が『亡遼錄』に拠ることを看過しているため、『遼史』編纂者がなぜ「後」と考えたのかをうまく説明できていない。

(1989: 49–53) は、夷離畢は未だ曾て鞫獄を専掌する官となったことはなく、終始宰相や執政のような国政を参画する官員であったと主張するが、過度に中原資料を重視し、遼金史官の認識を忽視している<sup>(14)</sup>。王民信 ([1978] 2010: 280) や陳述 (1987: 16f.)、林鶴 (2015: 26f.) が提示するように、遼初から夷離畢が刑獄に関わる政務を管掌する事例は確かに存在するため、夷離畢の主要な職掌が（恐らくは遼朝始代から）一貫して鞫獄であったことは疑いえない。

それではなぜ中原資料は夷離畢を参知政事に類するものと説明するのか。それは夷離畢が参知政事と同様に宰相会議に参与できたからだと思われる。まず注意したいのは、北面官の夷離畢が南面（漢）官の参知政事に対応するという認識は独り宋人のものではないということである。史愚『亡遼録』は遼朝の南面・北面官制を説明するなかで、南面官について「左・右相、参知政事、樞密院直學士」をこの順で挙げ、北面官について「樞密院・或知或簽書樞密院事、移离畢、林牙」をこの順で挙げる（「樞密院」は「樞密使」の誤写と考えられる）<sup>(15)</sup>。南面官については、宰相である左・右相（門下・中書相）、副宰相である参知政事、それに次ぐ枢密直学士の間に明確な序列が認められ（王滔韜 2002），北面官についても枢密使（または知枢密院事）、夷離畢、林牙の間に序列があったと考えてよいが、ここからも参知政事と夷離畢が対応する位置にあるという認識を読み取ることができる<sup>(16)</sup>。

参知政事が皇帝の御前で開かれる宰相会議の一員であったことは、前出の余靖「契丹官儀」の「漢官参知政事帶使相者乃得坐穹廬中」という証言に端的に示されている<sup>(17)</sup>。一方、夷離畢が宰

(14) 王・島田・唐は、夷離畢が刑獄を専掌する官吏ではないとする根拠のひとつとして、『遼史』卷 1 太祖紀・太祖 7 年 (913) 3 月条の「留夷離畢直里姑總政務」を均しく挙げている。しかしこの記事は、戦時に留守役の直里姑に臨時の職権として政務を総管させたことを伝えるものであり、夷離畢が「一般政務を担当する官」であった根拠となるどころか、むしろ平時の夷離畢の職権が「政務を統べる」ことでなかった明証となる。なお、何天明 (2000; 2001; 2004: 157–177) も、大同元年 (947) の北枢密院建置以前は夷離畢が専ら刑法を司る官員ではなく、「政務を統べる」職官であったと考えている。

(15) 『三朝北盟会編』卷 21 政宣上帙二十一・宣和七年正月二十四日条所引『亡遼録』：「遼國……分置南面漢官：左・右相、参知政事、樞密院直學士、主治漢事・州縣、中書・門下共一省、兼禮部、有堂後・主事・守當官、各一員、尚書省併入樞密院、有副都承旨、吏房・兵刑房承旨、戶房・廳房、即工部也、主事、各一員、北面契丹：樞密院・或知或簽書樞密院事、移离畢、林牙、如兵機・差徐・錢穀・群牧事等隸樞密院、刑獄隸移離畢院、主治番界部落」。

(16) 両者の対応関係は官僚の遷転からも窺える。両者とも、枢密副使との間で双方向に遷改する例が複数見られることから、枢密副使と同等の序列にあったと言えるが、そこで枢密副使を介して参知政事と夷離畢も同じ序列にあったと言える。参知政事と枢密副使が同等の序列にあったことは、『賈師訓墓誌銘』（寿昌 3 年 (1097) 撰刻）が「國朝舊體、宰相闕、則多取人于參・副之間」と言って両者を共に宰相の 1 階級下に位置づけていることからも知られる。

(17) 遼朝の参知政事については、李錫厚 (1990)、楊若薇 (2022: 127–136)、何天明 (2004: 115–119) を参照。余靖が、参知政事が「穹廬中に坐すを得」るためには使相の号をも要したとする点については疑問がある。例えば、『張僕墓誌銘』（重熙 22 年 (1053) 撰刻）によれば、張僕は開泰 4 年 (1015) 夏に参知政事・同知枢密院事となって「秘殿に論思し、中堂に參預」しているが、このときには使相の号を有していない。張僕が宰相号である平章事を得るのは、枢密使・兼門下侍郎となる同年冬のことである。むしろ、参知政事が宰相会議の一員として実権をもつには知枢密院事や簽枢密院事・同知枢密院事といった枢密院の肩書きを要する可能性がある。

相会議に参与したことを示すと思しき資料は、前出の宋綏「虜中風俗」の「国政に參聞す」という記述に加え、『蕭德順墓誌銘』（重熙 14 年（1045）撰刻）が夷離畢在任時の様子を「正預帝咨於魏闕」と描写し、宮廷で皇帝の諮問に預かる立場にあったとしていることが挙げられる<sup>(18)</sup>。また、契丹語文献で夷離畢を 矢 兔力 犁 中 ſhaar ---aan ilbær（直訳すれば《天門の夷離畢》）というように 矢 兔力 ſhaar ---aa 《天門》の語を冠して表現する例（LUP 14, XUD 1, S.DIL 20, DIW 8）があることが注意される。この語はこの表現以外での用例を見ないが、矢 ſhaar 《天》が皇帝（天子）に関わる事物を示すのは明らかであり、上記の「穹廬」と同様に宰相たちの合議が行なわれる皇帝の帳幕を指すと考えるのがよいように思われる。

上引の『亡遼錄』や『遼史』刑法志の説くところによれば、北面の統治に関して司法は枢密院の管掌に属さず、夷離畢（院）がこれを担い、原則として枢密使が関与することはなかった。この棲み分けが、司法長官たる夷離畢が宰相らの合議に加わることを要請し、その上で夷離畢が宰執（枢密使・宰相）に次ぐ存在と目されたために、南面官の参知政事に比せられたものと理解される。このように、夷離畢に対する《司法官》と《副宰相》という 2 種類の特徴づけは矛盾するものではなく、どちらかを否定する必要もなければ、時代による変容を想定する必要もない。

なお、遼代文献において「離」と「离」は明確に異なる字種として使用されており、前者は《はなれる》，後者は《八卦の一。方位として南を表わす》の意で用いて混淆することはない<sup>(19)</sup>。管見の限り、遼朝内の遼代文献で「夷離畢」を「夷離畢」と表記したものも一切存在しない（「夷离董」についても同様）。『遼史』（明洪武覆元至正刊本）においてもこの書き分けは原則として保たれているが、元朝史官が一から新撰した百官志（卷 45）と公主表（卷 65）のみ「夷離畢」に作っているのは示唆的である<sup>(20)</sup>。

本墓誌の誌主が左夷離畢に任じられたことは『遼史』興宗紀重熙 6 年 5 月条に見える<sup>(21)</sup>。

#### [L01-02] 蕭相公

契丹の諸氏族（lineage）は、同族内は勿論、特定の氏族間で通婚ができず、それら互いに通婚不可能な氏族をまとめると、止 ♂ Elää（音訛「移刺」[YC i<sup>lb</sup> la<sup>3</sup>]<sup>(22)</sup>）と 又又羌 Šimii ~ 又又券

(18) 『蕭德順墓誌銘』：「入領節度使，權夷離畢事，就正夷離畢，加工部尚書，旋屬玉几仍遺，瑤圖嗣握，盡送往事居之節，有匡內制外之功。官陟六聯，正預帝咨於魏闕；使馳四牡，俄齋國訖於梁園」。「六聯」は六部の長である工部尚書を指しているが虚銜であり、節度使も虚銜なので、「正預帝咨於魏闕」は夷離畢の職務と結びつけられる。なお、「梁園」は汴京（開封）のことで、景福元年（1031）に徳順が聖宗の遺留品贈送の使者として宋国に赴いたことをいう。

(19) 音訛語以外での「离」の在証例は 1 例のみであるが、《南》を示すのに使用されている：「歸葬於白霧香臺山岡極寺之离位」（『蕭闕墓誌銘』（咸雍 7 年（1071）撰刻））。

(20) ただし、元朝史官の新撰部分がすべて「夷離畢」とするわけではない。国語解（卷 116）は元修『遼史』で新撰されたものだが、正しく「夷离畢」としている。

(21) 『遼史』卷 18 興宗紀一・重熙六年条：「五月己酉，……以耶律韓八爲北院大王，蕭把哥左夷離畢，王子郎君詳穩鼻姑得林牙，簽北面事耶律涅哥同簽點檢司」。

(22) 『遼史』卷 116 国語解・帝紀・太祖紀：「耶律氏；蕭氏：……又有言以漢字書者曰「耶律」・「蕭」，以契丹字書者曰「移刺」・「石抹」，則亦無可考矣」。

*Šiməə*（音訳「審密」[YC ſim<sup>2</sup> mi<sup>3</sup>]・「石抹」[YC ſi<sup>1b</sup> mo<sup>3</sup>]）<sup>(23)</sup>という僅か2つの氏族（clan）に収斂する<sup>(24)</sup>。前者には遼朝皇族が含まれ、後者には「(大)国舅」と総称されるいくつかの后族が含まれる。両氏族（clan）は各々その内部に系譜が異なる複数の氏族（lineage）を含んでいるが、漢文資料では前者の氏族（clan）を耶律姓、後者を蕭姓をもって呼び、あたかも単系の血縁集団であるかのように記述する<sup>(25)</sup>。後者の氏族は、国舅族か否かを問わず、漢地である東海郡蘭陵県（現山東省臨沂市）を郡望とする蘭陵蕭氏の後裔を自称する。後述のように、本墓誌の誌主は蕭姓を冠するものの、国舅帳の出身ではない。にも拘わらず、やはり蘭陵蕭氏の後裔を称していることが窺われる記述がある（註解[B11]参照）。

「相公」は宰相号である同政事門下平章事（重熙12年（1043）末以降は同中書門下平章事）等を帯びる文武官僚の敬称。本文第二部分第2行にこの称号が見えるのは誌主が当称号を授与されたことを記したものに違いない（註解[B02]参照）。

#### [A01a] 三惑

3種の誘惑、すなわち酒・色・財を言う。この「三惑」は、高潔な人柄で知られる後漢の楊秉が「我有三不惑、酒・色・財也」と語ったという故事に由来するもので、その父楊震の「四知」の故事（震に金を贈ろうとする者が「暮夜無知者」と言うのを、「天知、神知、我知、子知。何謂無知？」と答えて受け取ろうとしなかった逸話）とともに、『後漢書』の贊に「震畏四知、秉去三惑」と称えられている（卷54楊震伝・附楊秉等伝）。この贊の同文が『蒙求』に採られており、よく知られた故事であるため、歴代の墓誌では「三惑」が「四知」と対になって用いられることが多く、遼代にもその例があるが（『張正嵩墓誌銘』（乾亨3年（981）撰刻）：「生懼四知、長無三惑」），ここでは後続の「五音」と対を成す。

#### [A01b] 五音

音階を構成する5つの階名、宮・商・角・徵・羽の5音。音高・音程や、ひいては五音が織り成す旋律や音楽を指して用いられる。「尚ほ乃ち五音たり」とあるこの「五音」は、「三惑」との対比で考えるならば、《正しい音程、狂いのない調子》という提喻（synecdoche）として理解した上で、誌主の《乱れることのない態度、動じない堅い意志》の隠喩（metaphor）として用いられていると考えるのが最良の解釈かと思われる。

#### [A02a] 御史中丞

中央の監察機構である御史臺の次官。遼朝では太宗会同元年（938）に御史が置かれた記事が

(23) 『遼史』卷34兵衛志上：「有耶律雅里者，分五部爲八，立二府以總之。析三耶律氏爲七，二審密氏爲五，凡二十部」。『石抹』については前註参照。

(24) 愛新覺羅（2006a: 10f.; 2006c: 60–63）は並々 *Elää* が「審密」と対立する氏族集団の名称であることをすでに指摘しているが、その推定音を *anja* とし、「移刺」の原語であるとは見ていない。

(25) 「耶律」[YC ye<sup>1b</sup> lü<sup>3</sup>] の原語 *百卉爻火 Yeruuld* は、契丹語資料では遼朝皇族という特定の氏族（lineage）のみを指す名称として用いられる。

見える<sup>(26)</sup>。遼代石刻文献に見られる大多数の臺官（御史大夫・御史中丞・侍御史・殿中侍御史・監察御史）の例は、武官の位階を示すための虚銜としての用例であり、こうした「憲銜」の場合には通例、「兼」字を冠して兼官であることが明示される（王曾瑜 1992: 168）。その一方で、実務を担う職事官としての臺官の例も石刻文献や『遼史』には確かに存在し、本墓誌においても、統く字句から実職であったことが判る。

#### [A02b] 霜憲

御史臺の別称を「憲臺」、また「霜臺」という。後者は官吏の不正をとりしまるという御史の任務を風霜の厳しさに喻えて「風霜之任」（『通典』卷 24 職官六）などと呼んだことに由来する。すなわち、「霜憲」は監察職務の履行を謂う（『授李傑御史大夫制』（唐開元 3 年（715）制誥、『文苑英華』卷 393）：「必檢齊霜憲、弘長風猷，俾其立朝，用爾敦俗」）。

#### [A04a] 樞府

枢密院を指す。遼朝では世宗大同元年（947）に建置された<sup>(27)</sup>。北（契丹）枢密院と南（漢人）枢密院の両院から成る、枢密使を頂点とする遼朝における国政の最高機関である。

#### [A04b] 樞密副使

「副枢密使」ともいい、略称は「副枢」。枢密院の次官で、枢密使（または知枢密院事）に次ぐ。漢文墓誌では枢密使副について北・南の別を記さないことがほとんどだが、契丹人について言う場合には北枢密副使を指すのが通例と思われる。

#### [A05] 奥壌

「奥區」と同義だが、ともに多義的である。ひとつは《中心地》すなわち《都邑、都城》を指す（『皇太叔祖耶律弘本哀冊文』（乾統 10 年（1110）撰刻）：「臨潢天府、雲中帝城。遼陽奥壌、燕臺翼京。以釐以判，爰肅爰清。恩威協暢，政化並行」）。もうひとつは《奥まった地》すなわち《僻地、辺境》を指す（『耶律隆祐（韓德顥）墓誌銘』（統和 29 年（1011）撰刻）：「而況魏都舊地，朔野奥區，一隅正控於河西，兩地本鄰於代北」）。本墓誌では「奥壌を清たら俾む」とあるが、その地方の《都城（のみ）を肅清する》のではなく、《領土の隅々（まで）を肅清する》ことこそが期待される成果であるから、後者の解釈を是とするべきである。前句「巨寮を須み詰びて」と共に、この両句は誌主が某地の地方長官を務めた際の治績を称えたものと理解されるが、『蕭太師墓誌』第 11 行の記述をふまえると某地の地方長官とは中京留守であった蓋然性が大きい。

#### [A06a] [……] 最

「最」は考課（人事評定）における業績面での最上等の評価を指す語であり（最下等は「殿」），遼代の墓誌には「考課居最」（『王守謙墓誌銘』（保寧 8 年（976）撰刻））や「治績居最」（『劉祐墓

(26) 『遼史』卷 4 太宗紀下・会同元年十一月条：「置宣徽・閣門使，控鶴，客省，御史大夫・中丞・侍御」。

(27) 『遼史』卷 5 世宗紀・大同元年条：「八月……癸未，始置北院樞密使，以安撫爲之。……九月……丁卯，……改大同元年爲天祿元年。……高勳爲南院樞密使」。

誌銘』(寿昌5年(1099)撰刻),「朝庭考績連最」(『蕭彥弼妻永清公主耶律嶽姐墓誌銘』(寿昌元年(1095)撰刻)),「考滿未五旬而課最焉」(『劉慈墓誌銘』(天慶4年(1114)撰刻))といった用例を見出だせる<sup>(28)</sup>. ここでは誌主の上京留守の前職での政績が語られていると推定される.

#### [A06b] 上京留守・臨〔潢尹〕

上京は遼五京の一で<sup>(29)</sup>, もとの名を皇都と言った,「太祖創業之地」(『遼史』卷37地理志一)に置かれた都城である. 現在のバーリン(巴林)左旗林東鎮に当たり, 漢水のほとりに位置することから府名を「臨漢府」と言う<sup>(30)</sup>. 京の長官(留守)はその府の長官(府尹)の職能を兼ねたので, 誌文は「上京留守臨」以降を欠くが,「潢尹」を補うことができる.

#### [A07] 知諸行宮都部〔署事〕

「行宮」(斡魯朵, 米爻 *oorduu*)は部族や州県に所属しない, 歴代皇帝の直属家臣・私民集団である. 基本的に新帝の即位とともに創設され, 皇帝の死後もその子孫が継承する. 皇太后や一部の皇族を主とする行宮もつくられた. 重熙初年時点で, 弘義宮(太祖)・長寧宮(応天皇太后)・永興宮(太宗)・積慶宮(世宗)・延昌宮(穆宗)・彰愍宮(景宗)・崇徳宮(承天皇太后)・興聖宮(聖宗)・敦睦宮(孝文皇太弟)・延慶宮(興宗)の10宮が存在した. 各宮には宮使が置かれてその行宮を統轄したが, それらを総轄するのが諸行宮都部署である.

漢文資料では「諸行宮都部署」が「行宮都部署」とも書かれるが, 楊若薇(2022: 138–140)が論じているように, 両者は同一官職の異表記にすぎない. これは, その契丹原語米爻化 亟牟 *oorduuud ---uu*において米爻化 *oorduuud* が複数形であることを, 義務的数標示の無い漢語において「諸」によって明示するか否かの違いによるものである.(諸)行宮都部署には「契丹(諸)行宮都部署」と「漢人行宮都部署」(「南面諸行宮都部署」)の別があった<sup>(31)</sup>. 楊若薇(2022: 139f.)は,「諸行宮都部署」を単独で用いる時には「漢人行宮都部署」を指し,「契丹」を冠する時のみ「契丹行宮都部署」を指すと結論づけているが, この結論は正しくない. 近年出土した『蕭紹宗墓誌銘』(重熙7年(1038)撰刻)には「出授武定軍節度使, 入拜太子太傅, 同知諸行宮都部署司事」とあるが, これは『遼史』では「契丹行宮都部署」と記録されている<sup>(32)</sup>. 大まかに言って, 契丹人が契丹人を統轄する職に就く場合には「契丹」や「北」を明示せず, 漢人が漢人を統轄する職に就く場合には「南面」といった語を明示しない傾向がある. したがって, 本墓誌の「知諸行宮都部署事」(「知……事」は正授でないことを表わす)は「知契丹諸行宮都部署事」を指して

(28) 遼代の考課制度については, 体系的に記述した史料がないため, 前後代の制度を参考に石刻文献や史書の事例から推定するより外無いが, 武玉環(2014; 2019: 45–58)や張國慶(2017)の研究がある.

(29) ただし, 雲州大同軍が西京大同府に昇格するのは本墓誌撰述より後の重熙13年(1044)であるため, 撰述当時は四京であった.

(30) この「潢水」は現在のシラムレン(西拉木倫)河ではなく, 新開河の支流であるウルジームレン(烏力吉木倫)河の支流シャル(沙里)河を指す.

(31) 「漢人行宮都部署」という名称は『遼史』に見えるもので, 遼代石刻文献では確認できない.

(32) 『遼史』卷17 聖宗紀八・太平五年条:「三月壬辰, 以左丞相張儉爲武定軍節度使・同政事門下平章事, ……, 武定軍節度使蕭匹敵契丹行宮都部署, ……」(「匹敵」は紹宗の契丹名の音訛).

いる蓋然性が大きい<sup>(33)</sup>.

#### [B01] □□兩京, 理同一府

本墓誌第一部分第6行（註解[A06b]参照）と『蕭太師墓誌』第11行の記述（註解[11c]参照）から、この「兩京」は誌主が留守を務めた中京と上京を指すとみて間違いない。「一府」が枢府（枢密院）を指すのも間違いかろう。

#### [B02] 同政事門下平章事

宰相号のひとつで、略称は「平章事」。世宗天禄4年（950）に設置された政事省は重熙12年（1043）12月に中書省に改称されたため<sup>(34)</sup>、それ以降は平章事の名称も「同中書門下平章事」に改称されている。したがって、誌主への平章事加授は重熙12年末以前のことと考えられる。

遼朝において、南面官である政事省（中書省）・門下省の長官の名称である政事令（中書令）・侍中は契丹・漢人を問わず功臣に授与される虚銜であったため、実質的な長官は中書侍郎・門下侍郎であったが、それらが真宰相となるのにこの平章事の称号を要した。一方で、平章事は文武官を問わず授与され、特に節度使の称号と兼ねる者は「使相」と呼ばれて高位に位置づけられたが、これらは虚銜であって実際に宰相として政務に与るわけではない（楊若薇 2022: 127–136）。

『蕭太師墓誌』第11行に本墓誌の誌主が使相の号を加授されたことが見えており（註解[11e]参照）、本箇所はそれに対応する。

#### [B02-03] 巡駐永・慈之部

「永慈之部」は永州・慈州という2州の地の並称と解釈する。

永州（軍額は永昌軍）は、『遼史』地理志によれば<sup>(35)</sup>、太祖の四季の宿营地を指す「四樓」のうち冬营地である「南樓」が置かれていた地で<sup>(36)</sup>、のち乾亨3年（981）に景宗皇子韓八（『遼史』皇子表では薬師奴）が卒してこの地に葬られるに及んでその側に建置された州であり<sup>(37)</sup>、東を流れる潢河と南を流れる土河の二水の合流地点に位置することに因んで、「二」「水」より成る「永」字を以って永州と名づけられたという。この地は、太祖朝以降も冬の行在所（冬捺鉢）として多

(33) 契丹人の「諸行宮都部署」がすべて一律に「契丹諸行宮都部署」を指すわけではないのは確かである。

『蕭義墓誌銘』（天慶2年（1112）撰刻）に「於是，自諸行宮都部署授國舅詳穩，加太子太師」と見えるのは『遼史』卷82蕭常哥伝に「尋改漢人行宮都部署。<sup>(參照)</sup>統和初，加太子太師，爲國舅詳穩」とあるのに対応する（「常哥」は義の契丹名）。

(34) 『遼史』卷5世宗紀・天禄四年条：「春二月，……是月，建政事省」；卷19興宗紀二・重熙十二年条：「十二月戊申，改政事省爲中書省」。

(35) 『遼史』卷37地理志一・上京道：「永州，永昌軍，觀察，承天皇太后所建。太祖於此置南樓。乾亨三年，置州于皇子韓八墓側。東潢河，南土河，二水合流，故號永州。冬月牙帳多駐此，謂之冬捺鉢。有木葉山，上建契丹始祖廟，奇首可汗在南廟，可敦在北廟，繪塑二聖并八子神像。……興王寺，……又有高淀山，柳林淀，亦曰（白）馬淀」。

(36) 「四樓」の解釈については陳曉偉（2016）を参照。

(37) 『遼史』卷9景宗紀二・乾亨三年条にも記事がある：「三月乙卯，皇子韓八卒。辛酉，葬潢・土二河之間，置永州」。

く利用され<sup>(38)</sup>、また契丹の始祖廟が建てられた聖山・木葉山を有する要地である。

永州の位置は、定説どおり、潢河に比定されるシラムレン（西拉木倫）河と土河に比定されるラオハ（老哈）河が合流して西遼河を形成する内蒙自治区オソニヨード（翁牛特）旗旧大興鄉（現シネスム＝ソム（新蘇莫蘇木）東部）附近と推定される。ここは東流する潢河と東北流する土河との合流地点であるから、「東潢河、南土河」という『遼史』地理志の記載には合わないが、『武經總要』（北宋慶曆4年（1044）成書）が記す、永州から北西へ300里で上京に至り、また新州（のち武安州に改称、比定地は内蒙自治区オーハン（敖漢）旗豊収郷白塔子村（邵國田1997））から北へ370里で永州に至るという方位・里程の記載<sup>(39)</sup>、ならびに北宋天禧4年（1020）に使遼した宋綏が「虜中風俗」に記す、中京（現内蒙自治区寧城県）から木葉山への行程・地勢の記載<sup>(40)</sup>によく合致するため、この比定は合理的であり、地理志の「東潢河」は「北潢河」の誤りと見るべきである<sup>(41)</sup>。具体的には、永州城はオソニヨード旗シネスム＝ソム・バイノール＝ガチャー（白音諾爾嘎查）南西約7kmの古城址に比定される（姜念思・馮永謙1982）。

慈州は、永州の統県である慈仁県の旧称として『遼史』地理志に見える。すなわち、太宗が皇子只撒古（『遼史』皇子表には見えない）を葬った地の西側に建置したのが慈州だといい、のち重熙元年（1032）に州から県に降格して慈仁県となったという<sup>(42)</sup>。建置の動機は永州と共通するものあり、永州周辺の地が夭折した皇子の埋葬地に充てられていたことが窺われる。慈州の位置は、永州附近ということを除いて未詳である<sup>(43)</sup>。

「永・慈之部」の「部」は、「部族」の「部」ではなく、軍州などの地方区画を言ったものと理解する。『韓德威墓誌銘』（統和15年（997）撰刻）が「薨於天德部內之公署」と言うのは天徳軍（豊州）のことであり、同種の用法とみなせる。

「巡駐」は、四季に応じて移動する皇帝の牙帳（オルド）が宿营地（行在所）に駐蹕すること

(38) 『遼史』卷32 営衛志中・行營：「冬捺鉢：曰廣平淀，在永州東南三十里。本名白馬淀。東西二十餘里，南北十餘里。地甚坦夷，四望皆沙磧，木多榆柳。其地饒沙，冬月稍暖，牙帳多於此坐冬，與北・南大臣會議國事，時出校獵講武，兼受南宋及諸國禮貢」。

(39) 『武經總要』前集卷16下・戎狄旧地・上京四面諸州：「永州，在木葉山之陽，潢水之北，契丹國舊地也。一路西至韓定二百里，一路西北至上京三百里」；同卷・戎狄旧地・中京四面諸州：「新州，本契丹國之地。東至微州二百里，西至惠州百三十里，南至霸州百里，北至永州三百七十里」。

(40) 宋綏「虜中風俗」が記載する中京から木葉山への行路については、少なくとも土河渡河に至るまでの行路に関して、李棟國（2019）が最も妥当な比定案を提示していると考える。

(41) 近年、李鵬（2016）はシラムレン河の分流である現在の新开河の古河道に関する文献学的・地質学的研究・考古学的研究（李鵬2013）に基づき、史書の謂う潢河と土河の合流地点を、南流する新开河（潢河）と東流する西遼河（土河）が合流する内蒙自治区ホルチン（科爾沁）左翼中旗小瓦房村南東の地と解釈し、永州をその北西に位置する同旗布日順嘎查北西の古城址に比定する新説を提出している。確かにこの地は地理志の「東潢河、南土河」という条件とは符合するが、上京から直線距離で300km以上離れているなど他の諸史料が記す地理記述とは合致しないため、従うこととはできない。

(42) 『遼史』卷37 地理志一・上京道：「永州，永昌軍，觀察。……統縣三：……慈仁縣。太宗以皇子只撒古亡，置慈州墳西。重熙元年，州廢，改今縣。戶四百」。

(43) 李鵬（2017a）は李鵬（2016）の仮説に沿って慈仁県（慈州）を吉林省双遼市白山村（山東屯）西の城址に比定するが、やはり従うことはできない。

を言う。既述のように、永州一帯は冬の行在所として常用されており、それによってこの句が描写する季節が冬だということが推定できる。後続する文の内容から誌主はすでにこの時点で生前最後の官職である左夷离畢に着任していたと考えられるため、ここでは重熙6年（1037）5月以降の出来事が述べられていると推定される。『遼史』によると、重熙6年の冬の行在所は「石宝岡」に、翌7年は「白馬淀」に、8年は東京（遼陽府）に置かれたらしい<sup>(44)</sup>。石宝岡はここに一見するのみで、場所を特定できない。白馬淀は、『遼史』營衛志が永州東南30里にある広平淀（音訛名「藕糸淀」[YC œw<sup>2</sup> si<sup>1a</sup>]、ち卡爻 弓札 Ḑwzər yor (XY 5)）の原名とするが、これについては疑問がある<sup>(45)</sup>。ただ、重熙7年（1038）撰刻の『蕭紹宗墓誌銘』の冒頭には「冬十月，輦駕駐巡於木葉山之北，平帥吳王屬入覲，告薨於行在所」（「平帥吳王」は紹宗を指す）とあり、この年の冬に、永州領内にあった木葉山の北に行在所が置かれていたことは確実である<sup>(46)</sup>。重熙7年冬もしくは翌年春が誌主の死歿時期の最有力候補となる。

#### [B03a] 常趨象魏之班

「魏」は「闕」とも呼ばれる、宮城の門の両側に置かれた樓觀を謂い、ここに法令を懸示したことからこれを「象魏」とも呼んだ（「象」は《法令》の意）。のち転じて《朝廷》を指す。遊牧王朝である遼朝においては、皇帝とともに四季移動する牙帳群が朝廷であり、原義とは乖離するがそれを「象魏」「象闕」などと呼んだのである。「趨班」は朝見に参列することを指す。冬の行在では、皇帝と北・南大臣とが会して国事が話し合われた（『遼史』卷32 营衛志中）。夷离畢在任中であった誌主もその一員として会議に参与したことを、この句は語っていると考えられる。

#### [B03b] 無 [何]

以下、葬地についての記述が始まるまで20字超の欠損があるが、この欠損部には誌主の死歿に関わる事項と帰葬年月日とが書かれていたと推測される。一般論として死歿に関わる事項は死亡年月日のほか死因・死歿地・享年等が記載されうるが、帰葬年月日も含め20字程度で記載されていたとなると、情報を絞って事実のみが淡々と書かれていたと考えざるをえない。例えば、「幾年幾月幾日薨、享年幾十幾、以其年幾月幾日葬於（宜州北、……）」のように書かれていたと考えられるが、もしこの推測が正しければ、この文と残存部末尾の「無」の間には僅か1字程度の残餘しかないことになる。その場合に該当する字句として最もありうるのは、墓誌資料においてこの文脈で頻出する「無何」《いくばくもなく》であろう。

(44) 『遼史』卷18 興宗紀一・重熙六年条：「冬十月癸酉，駐蹕石寶岡」；同卷重熙七年条：「九月丁未，駐蹕平淀。冬十月甲子朔，渡遼河。丙寅，駐蹕白馬淀」；同卷重熙八年条：「冬十月，駐蹕東京」。

(45) 広平淀については傅樂煥（1948: 247–263）を参照。ただし、傅は「藕糸」が「阿思」[YC o<sup>1a</sup> si<sup>1a</sup>]《寛大》と同音異訛だとするが、後者の原語は冬ホ azar である。また、広平淀と中会川を同地の異称とするが、異なる地とみた方がよく（李鵬 2017b）、「韓淀」は後者の音訛名であろう。白馬淀は宋綏「虜中風俗」にその名が見えるが、ナイマン（奈曼）旗（ダーチンタル（大沁他拉）鎮）東方に比定するのが合理的で（李棟國 2019: 81），ここは推定される永州城からの広平淀の距離・方位とも合致しない。ただし、『遼史』の言う白馬淀と宋綏の言う白馬淀が同じ地を指すのか定かでない。

(46) 木葉山が確かに永州に所在したことについては陳曉偉（2017）を参照。

## [B03-04] [葬於] 宜州北，閻山西

閻山すなわち医巫閻山は「五鎮」のひとつ北鎮に当たる名山で、夙に『周礼』夏官司馬にその名が見える。遼寧省東部を北北東－南南西方向に走る山脈を成し、東の遼河平原と西の阜新盆地とを分かつ。宜州（軍額は崇義軍）はその阜新盆地の南部に在り、今の遼寧省義県に当たる<sup>(47)</sup>。金天徳3年（1151）に義州に改称され（『金史』卷24地理志上）、民国2年（1913）に義県に改められた。この地は東丹王耶律倍一家との関係が深い点が注目される<sup>(48)</sup>。宜州はもと耶律倍の秋營地であり<sup>(49)</sup>、医巫閻山頂には「望海堂」と名づけられた倍の蔵書楼が建ち<sup>(50)</sup>、東麓には倍とその子世宗の陵寝である顯陵とその奉陵邑である顯州および世宗の子である景宗の陵寝乾陵と奉陵邑乾州が造営された（ともに遼寧省北鎮市内）<sup>(51)</sup>。

本墓群は宜州城の北北東約25kmに位置し、約30km東方に医巫閻山の連峰を望む地にあり、「宜州北，閻山西」という地理記載に相応しい位置にある。

## [B04] 附先令公之塋封，啓 [……]

この箇所を先行諸研究は「附先令公之塋，封啓」と句切るが、「封啓」なる語をどのように解するのであろうか。「封」は「域」と同じく《境界によって区切られた土地》を表わし、「塋封」は「塋域」《墓地，墓域》の同義語と解されるので、「塋封」と「啓」とで句切るべきである。

「啓」は《(墓を) ひらく》の意。夫婦は同穴が原則であり、配偶者に先立たれた者は先逝した配偶者の墓穴を開封してそこに追葬されることになる。このことは、『耶律宗福墓誌銘』（咸雍8年（1072）撰刻）の「葬于安山之陽，黑山之陰，渠列山之中央，附上祖秦王之塋而全歸焉，禮也。啓先亡別婿之墓而合祔焉，順也」や『韓德威墓誌銘』（統和15年（997）撰刻）の「遷神柩於上京之西北渠劣山，附大塋，啓故岐國夫人之玄堂，同穴焉，禮也」等の記述に見ることができる。後文から判るように、誌主の妻は本墓誌撰述時点ですでに物故していることと、本墓誌が出土した1号墓からは2体分の遺骨が発見されていること（李文信1954: 167–168）を勘案すると、この「啓」は「啓先夫人之墓穴而合祔」というような文言の初字であると考えて間違いなかろう。

## [B05a] 齊體罄如賓之〔敬〕

「齊体」は、ここでは《夫婦として（夫と）連れ添う》の意。「罄」は「尽」と同義。「如賓之

(47) 宜州の治所や建置年代については馮永謙（1987），余蔚（2012: 286–287）を参照。

(48) 宜州の性格については向南（1994），吳鳳霞（2021）を参照。

(49) 『遼史』卷39地理志三・中京道：「宜州，崇義軍，上，節度。本遼西彙縣地。東丹王每秋畋于此。興宗以定州俘戶建州。有墳山，松柏連亘百餘里，禁樵採。<sup>(岐)</sup>凌河，彙石爲堤。<sup>(岐)</sup>穎積慶宮。」

(50) 『遼史』卷38地理志二・東京道・顯州：「人皇王性好讀書，不喜射獵，購書數萬卷，置醫巫閻山絕頂，築堂曰「望海」」；卷72宗室伝・義宗倍：「倍初市書至萬卷，藏于醫巫閻山絕頂之望海堂」。

(51) 『遼史』卷72宗室伝・義宗倍：「後太宗改葬于醫巫閻山，謚曰文武元皇帝。世宗即位，謚「讓國皇帝」，陵曰「顯陵」」；卷5世宗紀・天祐五年条：「應曆元年，葬於顯州西山，陵曰「顯陵」」；卷10聖宗紀一・統和元年二月条：「甲午，葬景宗皇帝於乾陵」；卷38地理志二・東京道：「顯州，奉先軍，上，節度。本渤海顯德府地。世宗置，以奉顯陵。顯陵者，東丹人皇王墓也。……乾州，廣德軍，上，節度。本漢無慮縣地。聖宗統和三年置，以奉景宗乾陵」。

敬」は歴代の墓誌で女性の夫婦関係を語るのに常用される成句であり、遼代の墓誌にも例がある（『蕭闡墓誌銘』（咸雍 7 年（1071）撰刻）：「婦道可從，幾盡如賓之敬」；『耿延毅妻耶律氏墓誌銘』（統和 30 年（1012）撰刻）：「夫人義雖齊體，敬則如賓」）。

第二部分第 4 行の残欠箇所から第 6 行の残欠箇所までは、誌主の妻についての記述である。

#### [B05b] 封 [漆] 水郡夫人

拓本では固有名部分がほぼ残欠しているが、「水」字の左はらい（撇）が辛うじて確認でき、皇族耶律氏の郡望である「漆水」が復元できる<sup>(52)</sup>。「郡夫人」は、唐制では夫が二・三品の者の妻に与えられる外命婦で、「郡君」の上、「国夫人」の下に位置する（『大唐六典』卷 2 尚書吏部）。遼制はこの規定を踏襲していると考えられる（張國慶等 2011: 14–17）。

#### [B05c] 用承渥澤，忽奄泉臺

「用」は「以」に同じく、ここでは接続詞と解される。「渥澤」は天子が施す恩恵を指す。「忽奄泉臺」は死去の表現。「奄」は「掩」に同じく《おおいかくす，かくれる》の意で、「泉臺」は《冥土，黄泉》，また《墓》を指す（『蕭孝忠墓誌銘』（大安 5 年（1089）撰刻）：「前嬪先掩泉臺」）。この記述は前文を承接するものであるから、誌主の妻について述べたものである。

#### [B06a] 蓋宏麻而是假

「麻」は「庇」や「蔭」に同じく《かけ，おおい》の意。「宏麻」は「鴻麻」「洪麻」、また「宏庇」「鴻庇」等々とも書いて《多大な庇護・恩恵》を表わし、「承」《こうむる》や「依」《たよる》といった動詞と用いて恩恵を享受することを表現するのが通常の用法である。《おおう》を意味する「蓋」あるいは「覆」といった動詞とともに用いた例は管見には入らないが、これも同様に解してよいならば、「蓋宏麻」は恩蔭による叙官を指し、それが「假」《かり，一時的》であるというのは、個人の能力による叙官でない点を指して言うのであろう<sup>(53)</sup>。

#### [B06b] 幹蠹

第一字は、原資料では「幹」字の上に草冠字様の筆画があるが、これは書者の意図するところではなく、刻者が誤って「幹」字の上端部分を重複して刻してしまった結果と推測する<sup>(54)</sup>。第二字は、正確には「蠹」字の中央の「石」が無い字体で書かれている。この字は後晋の可洪『新集藏經音義隨函錄』（高麗藏本）に「蠹虫」の「蠹」の字体として記されており<sup>(55)</sup>、その異体字と判る。さらに、同書の別の註によれば、可洪が依拠した道宣『集古今佛道論衡』は「傷蠹」の語を「傷蟲」に作っていたとされ<sup>(56)</sup>、「蠹」（『廣韻』当故切）と「蟲」（『廣韻』公戸切）が表記上

<sup>(52)</sup> 耶律氏の郡望「漆水」については苗潤博（2022; 2024: 176–192）を参照。

<sup>(53)</sup> この部分の解釈は査読者からの指摘に基づき再考した。

<sup>(54)</sup> 原資料では「幹」字の右上の筆画が「乾」字のように「へ」ではなく「ㄣ」の形状を成しており、それと同じように、草冠に見える筆画も左側が「十」、右側が「ㄣ」のような形状になっている。

<sup>(55)</sup> 『新集藏經音義隨函錄』大乘經音義第一之二・位函・『佛遺日摩尼寶經』：「蠹虫〈上丁故反，下除降反〉」（「蠹」は「石」が無い字体。高麗藏版 2: 111v）。

<sup>(56)</sup> 『新集藏經音義隨函錄』賢聖集音義第七之六・星函・『集古今佛道論衡』卷乙：「傷蠹〈都故反。『弘明

通用したことが判る。これによって知られるように、本墓誌の「幹蠹」は「幹蠶」の異表記である。唐元和14年（819）撰刻の『邵才志墓誌銘』（陝西西安出土）は「幹蠶」の「蠶」を本墓誌と全く同じく「石」の無い「蠹」字で表記している<sup>(57)</sup>。

「幹」は《つかさどる》の意、「蠶」は《惑乱》の意、また「故」に通じて《事》の意。「幹蠶」は『周易』蠶卦の「幹父之蠶」《前代の腐敗を処理し整治する》を典拠とする成句で、そこから、《父の遺志を継承して事に当たる》という含意をもつことがあるが、単に「幹事」《物事をうまく処理する》の意味で用いられることもある。

#### [B07a] 匪日而俟

「匪」は否定詞「非」に同じ、「匪日」は「不日」と同じく《日数を要しない、僅かな日数である》の意で、「匪日而俟」はすなわち《待つのに日数を要しない》ことをいう。「匪日」が「不日」と、「而」が「可」と、「俟」が「待」と交替する変異形があるほか（『蕭闡妻耶律骨欲墓誌銘』（咸雍5年（1069）撰刻）：「從夫之貴、匪日可待」），「匪日」「不日」の代わりに「指日」や「計日」を用いる同義表現がある（『丁洪墓誌銘』（天慶元年（1111）撰刻）：「度其有成、指日可待」）。

#### [B07b] 長曰慎徽

誌主の長子で、『蕭太師墓誌』の誌主である。「慎徽」の漢名は現存漢文史料には見出だせない。

#### [B07c] 如京 [(副) 使]

誌石は「如京」以下を欠く。李文信（1954）以来の諸研究では「使」字を補って「如京使」とするが、候補となりうる官名は諸司（正）使である「如京使」と諸司副使である「如京副使」の2つあり、後者を排して前者を探らねばならない理由はない。確かに『蕭太師墓誌』第16行には慎徽が「諸司使」の号を加えられたことが見えており、それによって「如京使」と復元できるかに思えるが、第15行の残欠部分に「諸司副使」の号を受けられたことが書かれていた可能性があり、その場合は「如京使」と「如京副使」のどちらが正しいかは、その授与年代を特定できない限り判断できることになる。よって、どちらの可能性も排除せずに留めておかざるをえない。

#### [B07d] 留守相公女横帳耶律氏

「(大) 横帳」は、太祖耶律阿保機の祖父（玄祖）の直系子孫のうち、太祖の直系子孫を除いたものが属する皇族のグループである。この横帳は3つの家系から構成され、玄祖の長子（『遼史』の巖木）の家系を「大父」（『遼史』の孟父房）、玄祖の次子（『遼史』の釈魯）の家系を「仲父」（『遼史』の仲父房）、玄祖の三子（すなわち太祖の父）徳祖の家系から太祖直系を除いたものを「小父」（『遼史』の季父房）と呼ぶ<sup>(58)</sup>。

集』作「傷蠹」也、又古・故・野三音、並非也〉」（高麗藏版26: 38v）。

(57) 「勤効幹蠹（蠶）」という句で使用されている。拓影は北京圖書館金石組（1989: 147）および孫蘭風・胡海帆（1992: 67）を参照。

(58) 『遼史』皇子表では早卒した長子麻魯を数えて玄祖の子を4人とするため、巖木は次子、釈魯は三子、

本部分は誌主の長子慎徽の妻について述べたものだが、関連する契丹文墓誌の記述から知られるように、慎徽の妻は横帳仲父房に所属する耶律思忠の次女である。「留守相公」と見えるのがその耶律思忠を指すが、思忠が平章事の号を帯して上京留守の職にあったことは『遼史』興宗紀重熙6年5月条に見えている<sup>(59)</sup>。

#### [B07e] 次曰慎微

誌主の次子、「蕭慎微」の名は高麗への使者として『高麗史』靖宗9年（遼重熙12年、1043）条および文宗元年（同16年、1047）条に見えることが李文信（1954: 169）によって指摘されたが、以来、漢名の一致以外に誌主の次子と『高麗史』の蕭慎微を同一人物とする根拠が示されてきたわけではない。

#### [B07-08] 崇徳宮副部署

「崇徳宮」は景宗睿智皇后（承天皇太后、蕭思溫女）の行宮（幹魯朶）名<sup>(60)</sup>。崇徳宮に関しては、清河門西山遼墓の4号墓から「嵩德宮造重一斤□□□三日」と線刻された銅銚が発見されていることが注目される（李文信1954: 195f.）。「崇」[YC tʂun<sup>1b</sup>]と「嵩」[YC sün<sup>1a</sup>]では遼代漢語音でも発音が異なるが、「嵩徳宮」は崇徳宮の異称と考えてよいであろう。

「某宮副部署」は「某宮副使」の異称である。詳しくは註解[B09a]を見られたい。

#### [B08a] 銀青崇祿大夫

唐の文散官の第5位（從三品）「銀青光祿大夫」に当たり、第2代皇帝太宗の諱「徳光」の「光」字を避けて「銀青崇祿大夫」という。遼朝では唐の文散官は「階」と呼ばれ、文武官を問わず階級を示すのに用いられたが、文官と武官とでは体系が異なり、武官では銀青崇祿大夫以上の階官のみが与えられ、これが最低級の階官であった（王曾瑜1992: 160–163）。

#### [B08b] 檢校尚〔書□僕〕射

誌身第二部分の第二片末尾に「尚」字が見え、第六片初頭に「射」字が見える。先行研究ではこの両者の連続性を見落としているが、文脈の整合性から判断して、これが「尚書左僕射」または「尚書右僕射」のどちらかの初字と末字であることが判る。

「検校」を冠する検校官は憲衡と同様に武臣が帶びて階級を示す。検校尚書左右僕射は、三

徳祖は四子という扱いになっているが、契丹語文献では通常、麻魯を数えず玄祖の子を3兄弟として記述する。以下の資料も参照：『遼史』卷45百官志一・北面皇族帳官：「玄祖伯子麻魯無後、次子巖木之後曰「孟父房」、叔子釋魯曰「仲父房」、季子爲德祖、徳祖之元子是爲太祖天皇帝、謂之「横帳」。次曰刺葛、曰迭刺、曰寅底石、曰安端、曰蘇、皆曰「季父房」。此一帳三房、謂之「四帳皇族」」；『耶律弘礼墓誌銘』（寿昌2年（1096）撰刻）：「國姓耶律氏有三大橫帳：一大父、二仲父、三小父。小父者、徳祖皇帝、而太祖大聖天皇帝之父也」。

(59) 『遼史』卷18興宗紀一・重熙六年五月条：「癸亥，以上京留守耶律胡覩袞爲南大王，平章事蕭查刺寧上京留守，侍中管寧行宮都部署，耶律蒲奴寧烏古迪烈得都詳穩」（「查刺寧」は思忠の契丹名の「字」で、「蕭」は「耶律」の誤り）。

(60) 『遼史』卷31營衛志上・宮衛：「孤穩幹魯朶、承天太后置。是爲崇德宮。」<sup>(玉)</sup>「孤穩」曰「孤穩」。

師・三公の名を用いた検校太師・検校太尉・検校太傅・検校太保・検校司徒・検校司空に次ぐ第7,8位の検校官である（王曾瑜 1992: 164f.）。

#### [B08c] 横帳裏姑相公重 [孫女]

誌主の次子慎微の妻について述べた部分である。『蕭太師墓誌』は対応する部分を欠き、契丹文墓誌から補える情報はない。残存部末尾に「重」字が読み取れるが、この字を冠する女性親族名称として適合するのは、事実上「重孫女」（または「重女孫」）すなわち曾孫女ののみであろう<sup>(61)</sup>。

「裏姑」[YC nyew<sup>2</sup> gu<sup>1a</sup>] は契丹語人名の音訳で、その原語を既出文献から探すならば、伏丸余（～伏丸欠）Nāwyr<sup>w</sup> (cf. DIW 6) が候補となる。ただし、この人名は女性名として在証されるもので、男性名としても使用されるのか定かでない。漢文『耶律万辛墓誌』（重熙 10 年（1041）撰刻）には「裏胡」[YC nyew<sup>2</sup> xu<sup>1b</sup>] という音訳人名が見えるが、やはり女性名であり、「裏姑」と同一の語を音訳したものか不明である。『遼史』太宗紀には「裏古里」[YC nyew<sup>2</sup> gu<sup>2</sup> li<sup>2</sup>] という男性名が見え<sup>(62)</sup>、原語は明らかでないがこれも「裏姑」と同一の語を写した可能性がある。さらに、第 2 代皇帝太宗の契丹名「堯骨」[YC [\*ŋ> Ø]yew<sup>1b</sup> gu<sup>2</sup>] も口蓋化した中古疑母 (\*ŋ-) によって契丹語の硬口蓋音 \*ŋ を音写したものとすれば、「裏姑」と原語が同じ可能性がある。

#### [B08d] 衛内 [馬] 步軍都指揮使

完存する誌蓋の大きさから推定して、この語の前には 5, 6 字分の欠損があると考えられるが、そのうち 2 字が「(重) 孫女」だとすると、それに続くのは「次日」の 2 字と、2 字の人名だろう。それは誌主の三子の名であり、「慎」字のつく漢名に違いない。よって、それに続く「衛内馬歩軍都指揮使」は誌主の三子の官職を記したものである。

この職は各節度州下の漢兵（馬軍・歩軍）の指揮官であるが、本墓誌ではどの州の都指揮使かを示していないことになる。他の墓誌においても地名を冠さずに「衛内（馬歩軍）都指揮使」と書かれる例が認められるが、それは大抵の場合、父親が節度使で、辟召によってその子息がその州軍の都指揮使に任用された例であり、文脈上明らかに省略されているものである。本墓誌の場合にどのように理解すればよいか、さらに考える必要がある。

#### [B09a] 積慶宮都部署耶律 [……]

積慶宮は第 3 代皇帝世宗の行宮（斡魯朵）名<sup>(63)</sup>。「某宮都部署」（及び「某宮副部署」）が「某宮使」（及び「某副宮使」）の異称であることは楊若薇（2022: 141f.）の論証するとおりである。なお、楊若薇（2022: 142）は「宮使」と「(某宮) 都部署」を異名同実とするのに対して、「都宮使」はそれらとは異なり、各宮の都部署（すなわち宮使）を総轄する「(諸) 行宮都部署」の異

(61) 『張文藻墓誌銘』（大安 9 年（1093）撰刻）：「孫男名恭誘，妻秦氏，亦生重孫女二，一名吉祥，次名寶祥」；『董匡信・王氏夫妻墓誌銘』（咸雍 5 年（1069）撰刻）：「重孫一，曰監孫。重女孫二，一日端正，一日有相，並幼」。

(62) 『遼史』卷 3 太宗紀上・天顯十二年七月条：「庚午，遣耶律裏古皇使晉議軍事」。「皇」は「里」の誤刻とみてよいであろう。

(63) 『遼史』卷 31 営衛志上・宮衛：「耶魯盃斡魯朵。世宗置。「興盛」曰「耶魯盃」，是爲積慶宮」。

称とする。しかし、契丹文字墓誌には百文旁 𠂔关同 𠂔丙火女 𠂔 𠂔丙火 𠂔 *Yeen king<sup>L</sup> giwngun duu giwng<sup>w</sup> šu* 『延慶宮の都宮使』(NU 13), 𠂔关同 戈女 𠂔丙火女 𠂔 𠂔丙火 𠂔 *King<sup>L</sup> šeng giwngun duu<sup>L</sup> giwng<sup>w</sup> šu* 『興聖宮の都宮使』(GAW 16, 18) のように特定の宮名を冠する都宮使の例が在証され、また漢文『耶律仁先墓誌銘』(咸雍 8 年 (1072) 撰刻) の「崇徳宮使」や『遼史』卷 91 蕭朮哲伝の「興聖宮使」をそれぞれ 𠂔 𠂔丙火 𠂔 *duu giwng<sup>w</sup> šu* 『都宮使』(D.CAL 9, S.JUR 6) と表現した例が在証されるため、漢語「都宮使」が「(某宮) 都部署」とともに「宮使」の異称であることは明らかである。

各宮戸の民族構成は多様であり、契丹人戸と漢人・渤海人戸はそれぞれ別の宮使・副使が統轄した。後者の宮使は「(某宮) 漢兒・渤海都部署」や「(某宮) 漢兒都部署」と称されているが、前者の宮使名として「(某宮) 契丹都部署」という名称は管見の限り見えない。諸行宮都部署の事例から推すと、文脈上特定できる場合には民族名が省略されていると考えられる。したがって、こここの「積慶宮都部署」や前出の「崇徳宮副部署」はその宮の契丹人戸を統轄する宮使・副宮使であると理解すべきであろう。

楊若薇 (2022: 11–13) が指摘しているように、各宮の長官である宮使は皇帝の巡行に随行する中央官人の一員であった。このことは余靖「契丹官儀」が、「胡人從行之官、大臣之外、……又有十宮院使、亦從行」(『武溪集』卷 18) と明確に証言している。その職掌は、行宮内における軍政・民政両面の諸事を長官として統轄することであった (楊若薇 2022: 143–149)。

この「積慶宮都部署耶律某」は誌主の女婿とみるのが最も妥当である。まず、この部分の直前には 15 字程度の欠損があり、その直前には「娶」字があるが、誌主の三子の妻についての記述がここまで続いているとするには長すぎる。したがって、この部分は三子の妻について 10 字程度で記述したのち、(i) 誌主の四子について記載する中でその舅に言及したものか、(ii) 誌主の長女について記載する中でその夫に言及したもののどちらかであろう。ここで『蕭太師墓誌』第 20–22 行を見ると、誌主太師 (慎徽) の弟は (早卒したと見られる長弟を除いて) 2 人しかいないようであり、代わりに姉妹がいたことが窺われる。そのため、(ii) を採るべきである。なお、誌主の女兒が複数いたかどうかは定かでない。

#### [B09b] 小字達烈、次 [……]

その位置から判断して、誌主の孫の名を列挙した部分である。「達烈」[YC kuy<sup>lb</sup> lye<sup>3</sup>] は契丹語 𠂔火化答答 *Kuyrəhəär* の音訳。この契丹名そのものは在証されないが、これに接辞 -ň を附した 𠂔火化答答 *Kuyrəhəəň* (末尾の -r は接辞附加時に脱落) が契丹語の「字」として在証される (XAD L3, 1, 2, 29)。同名の「字」は『遼史』で「回璫」[YC xuy<sup>lb</sup> lyen<sup>2</sup>] と音訳されている<sup>(64)</sup>。「小字達烈」の前に、右側の旁 <sup>つくり</sup> が「易」である字が残存しているが、これは達烈の漢名を記載したもののである。この人物は『蕭太師墓誌』が記述する太師 (慎徽) の 2 人の男児とは名が合わないので、次子慎徽か三子某の子であったと考えられる。

(64) 『遼史』卷 95 蕭素颯伝:「子謀魯幹、字回璫」。

## [B10] [……]・畢家女、並幼

「畢家女」は人名。その位置から判断して誌主の孫女であるのは明らかで、一方で『蕭太師墓誌』第24行に誌主太師の長女としてこの名が見えるので、ここから本墓誌の誌主相公と太師が父子関係にあることが判る。「並びに幼し」とあることから誌主相公には他にも孫女がいたことが判るが、畢家女は太師（慎徽）の長女であり、子孫の記載が一般にその世代の長幼の順に依ることに鑑みれば、他にいた孫女は慎徽の女兒ではありえず、次子慎微もしくは三子某の女兒であるに違いない。つまり、『蕭太師墓誌』に記載される慎徽の3女のうち次女・三女は本墓誌撰述時点ではまだ誕生していなかった。

## [B11] 唐朝之瑀

主に四字句で書かれた韻文部分「銘」の一部とみられる。残存部で明確に認められるのは「朝之瑀」3字のみだが、「朝」を《朝代、王朝》の意で解し、「瑀」を固有名詞とみるならば、これは蕭瑀（575–648）を指し、「朝」字の前に「口」の筆画のみが残る字は「唐」だと推定できる。蕭瑀は、漢の開国功臣蕭何の子孫を称する蘭陵蕭氏が建てた南朝齊梁の皇族であり、隋の外戚となって唐でも高祖・太宗朝で重きをなした。蘭陵蕭氏の後裔を自称する契丹の石抹（審密）氏族は、漢文墓誌の中で中原の蘭陵蕭氏に言及することがある。例えば、『蕭德順墓誌銘』（重熙14年（1045）撰刻）は「其先蘭陵人也。族系素高、才傑間出。在炎漢則何居丞相、歷巨唐則瑀拜中書。沿及我朝、益昭乃望」と、父祖の傑物として蕭何と蕭瑀の名を挙げている。本墓誌で蕭瑀に言及するのも同趣に出るものであり、姓を示さずに単に「瑀」と記すのも誌主が同姓を称するからに外ならない。

## 2 契丹小字契丹文『蕭太師墓誌』訳註

本稿が対象とする契丹文墓誌は、清河門西山遼墓の2号墓から出土した（李文信1954: 172–185）。原石は遼寧省博物館が所蔵するが、公開はされておらず、調査の機会は得られていない。本研究は既公刊の拓影に依拠する。筆者が参照した拓影は次の4種である：

- ①清河門西山遼墓発掘報告所載の拓影（李文信1954、図版玖）
- ②『全遼文』図版の拓影（陳述1982、附録三・図版八）<sup>(65)</sup>
- ③劉鳳翥氏手拓本の拓影（赤峰文博院2021: 136f.）<sup>(66)</sup>
- ④中国国家図書館蔵本の拓影（「碑帖菁華」で閲覧可）<sup>(67)</sup>

契丹文字研究小組（1985）や清格爾泰（2002）、劉鳳翥（2014）、清格爾泰等（2017）にも本墓誌の図版が載録されるが、②からの転載またはその再転載と思われ、精度は原版に劣る。採拓年

<sup>(65)</sup> 標題は「蕭令公墓誌殘石」とある。

<sup>(66)</sup> 標題は「契丹小字蕭高寧・富留太師墓誌銘」とある。採拓年代については拓本に「一九七五年十月劉鳳翥手拓」の書き入れがある。

<sup>(67)</sup> 「碑帖菁華」での標題は「蕭氏墓誌 xiao shi mu zhi」とあり、索書号は「墓誌 3884」である。



図2 契丹文『蕭太師墓誌』誌身残存部分（模式図）

代は、拓取された原石の状態から判断して、①が最も早く③が最も遅いが、一方で、印刷精度は③が最も精細である。本墓誌の模本・録文は契丹文字研究小組（1976五; 1985: 552–560）、清格爾泰（2002: 130–134）、即實（2012: 471–480）、劉浦江・康鵬（2014: 32–37）、劉鳳翥（2014: 680–685）、清格爾泰等（2017: 935–944）で示されているが、いずれにも少なからず誤りが含まれている。本研究では4種の拓影を校合して移録し、最適なテキストを提示する。

本墓誌は誌蓋・誌身ともに碎破している。誌蓋は比較的大きな断片1片が残存するが、中央部分に文字は刻されていないという（李文信 1954: 176）。誌身は残存する6つの断片がすべて接合可能であり、右端から左端まで完存する部分があるため、横長が96 cmと知られる。その情報に基づいて残存部分を本来の誌身全体の中に位置づけると（図2）、ちょうど本来の半分程度の文字が残存していることが判る。

本墓誌は初め、誌文中に「令公」の文字が読み取れることから『蕭令公墓誌』との名称で呼ばれたが（劉鳳翥・于寶麟 1976）、「令公」は誌主の祖先であって、誌主人は「太師」と呼ばれているため、本研究では『蕭太師墓誌』と呼称する。本墓誌に関する研究は厲鼎煌（1954）を嚆矢として、専論としては劉鳳翥・于寶麟（1976）、豊田（1982）、「《福留墓誌》臆解」（即實 1996: 79–100）と「契丹小字《蕭高寧·富留太師墓誌銘》考釋」（劉鳳翥 2014: 83–91）がある。

## (1) 錄文・ローマ字転写・日本語訳

契丹小字は原則として字素を左右に2個並べた単位を下へ繰り返してゆき1字を構成するが、本稿では字を構成する字素を横一列に並べて移録する。原文では時にその原則に依らずに1字素のみで下の単位へ移ることがあるが、その場合はその字素の直後に/を挿入する。

誌石で完全に欠損する字素を文意により復元したものは枠線で囲って示す。復元できない1字素分の完全な欠損は□で、一部筆画が視認できるものの復元できない字素は網掛けの□で示す。欠損字素数が確定できない場合に目安の（字素数ではなく）字数を示す場合がある。字全体が欠損している場合は、その日本語訳を〔 〕で括って示す。闕字・平出による敬意表出対象は左肩に†を附す。ローマ字転写において、正確な音価が未定の部分は---で標示する。

[01] 令公父 杖火当 先~~公~~当 圣 伏升~~火~~杖~~火~~ 令欠 凶 尸~~火~~伏  
 «Dəhəər Awyəəň, Id[əhəəň jir] ŋ[uŋ]ul'ən [tɔyʷ šu] GawJň  
 『故き アウヨーニ・イドゥオーニ [両] 部の [節度使] ガウニ

父 凶~~火~~ 公~~火~~火 火~~火~~当 月~~火~~ (空三格) 手~~火~~舟~~火~~ 木~~火~~北  
 tay [ʃu]n nerənd mərgəəň ---oo: orəl[bəň č]əhəəl»  
 太〔師〕の 墓に 誌した 銘 —序<sup>まえがき</sup>を 并せて』

[02] (空二格) 叉~~火~~ 木~~火~~火~~火~~ 凶~~火~~ 凶~~火~~ 𠂇~~火~~ 叉~~火~~ 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~  
 Šən jəwn [su šu, gee]m gew [čanγ šüü] yəw<sup>L</sup> buu [yee]  
 慎(?)州の [刺史]・検 校 [尚 書] 右 僕 [射]

今丙当 木~~火~~ 冈~~火~~木  
 Sinəəň Suu ---aar.  
 スイノーニ=ソウーが<sup>つく</sup>撰った。

[03] 𠂇 凶 关化 今 半丙 木化~~火~~火~~火~~ 凶~~火~~ 𠂇~~火~~ 丹化 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~  
 Tay šu iir Puu liw. Jūdəəňən Gaw[ň]. Bir suy[z]əg  
 太 師は諱が プーリウで、字<sup>あざな</sup>が ガウニである。もとの生まれが  
 𠂇~~火~~ 伏升~~火~~ 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~ 𠂇~~火~~ (中闕約三字) (平出)  
 Dürub ŋuhur Tawrub širəən boor. [...]  
 デュルブ 部 タウルブ 石烈の(人)で あった。[……]

[04] †𠂇 叉~~火~~ 火 山 主 王~~火~~ 引~~火~~条~~火~~ 公~~火~~外~~火~~ 土半~~火~~木~~火~~ 木~~火~~半~~火~~ 叉~~火~~矢~~火~~ 及~~火~~北  
 Tay šing ŋaar ŋoryʷ ŋonyʷ tiin χaz nadbar tərələhəy jerəl minənd oozəəl,  
 大 圣 天 金 皇 帝が ×× 王朝を 肇めて 貴き 位に 卽くと,

牛百 几卡 叉亥 及癸 (空一格) †米爻化爻 卦卡爻 为ヰ (空一格)

*χorəy kuuz uhur ooy oorduudər čuzii aay.*

望んで 仕え 始めて 宮籍に 属して いる。

†爻化 卦 百爻考 戈ヰ伏 □□ (下闕)

*Uud ay Yeen šəwň [... ...]*

上 祖 イエーン ショウニ [.....]

[05] 久羽 亦关 兮久夾 穴公 兮丙刃 几卡爻尘 弓ヰ爻半立出 (空三格)

*uguj ūnii kuguy nəwəen kiwr kuuzərəl' xönižəlahanč,*

勇猛に ××し ××して 地の ××を 奮い 起こせば,

†允同 午当 主 王ヰ 卦亥 令女矢 午同 允火 又 兮亥尘爻 羽ヰ

*Ging zunyʷ xonyʷ tiin əwr dunənd, ling gungʷ mää kurəlūu ujən*

景 宗 皇 帝が 齢が 四歳である時に, 令 公は 大 亂の 間

(空一格) †止利矢 孔爻升夾 为ヰ □□□ □ □□ (下闕)

*pəərjənd boyžuhuy aay, [... ... ... ...]*

××に ××して いて, [.....]

[06] 叔北允 业爻 毛 夾 羽ヰ 友同 允 午同 允火 衣ヰ 歪 丸允爻

*kæləg buu. Nüm ſer ujən jing ſu ling, gungʷ cən --- bidəgəd,*

というのである。一 日の 内に 政 事 令, 功 臣 八 字,

业爻毛 业爻 圣 夾 叔牛 午 变关 劳火 午爻乃 戌 允爻圣 允考 爻 夾 𠂇

*paar pin jir meny, kay puu ngii tungʷ saam su, geem gew tay üy kər*

食 邑 二 千, 開 府 儀 同 三 司, 檢 校 太 尉 と

令金半爻百 右外 伏升亥 (下闕)

*dəməlhəy, Dürub ſuhur [...]*

加えられ, デュルブ 部 [.....]

[07] 丹爻百 公夾 又並ヰ 劳公 衣化爻 丹爻 令爻劳伏 戌 劳少 丹爻百

*əyləhəy, nuy ſeengən čəwəən judər bey Teeniň su tuun əyləhəy,*

遣り, 内 省使の 摂官としては 次 子 テーヌニ 司徒を 遣り,

右外 伏升亥 爲化 面爻ヰ 丹爻 匕爻夾 为ヰ (空三格) †允同 午当

*Dürub ſuhur iir ---aal čəy oraan aar. Ging zunyʷ*

デュルブ 部 職は 自ら 行なって 後ろに あった。 景 宗

主 王 令住谷北 戈利爻 乃 因内火 (下闕)  
 $\chiony^w$  *tii* *tüldədəəl* *šəərjər:* “*Juu* ---aand [...]  
 皇 帝が 常々 語るには、「×× ×に [.....]

- [08] 及子立内本 収尘谷 平同 几火少 百 几 全用伏 尔奏伏  
 $oolahaar.$ ” *kæələər.* *Ling* *gungun* *moe kuu* *Xayliň* *puužiň.*  
 入れた」と言っていた。令公の妻はハイルニ夫人である。  
 几火 尔奏伏 カ化 夫平伏 又及 丹力 尔尤羽 尔凡 平同 几火少  
 $Guy$  *puužiňən* *iir* *al'ələň.* *Moo* *bey* *Sumuj* *tay* *šu.* *Ling* *gungun*  
 国夫人の号を得た。長子はスムジ太師である。令公が  
 令炎又 尔又 乃 乞伏 尔舟 □ (下闕)  
 $tozər$  ---ər --- *aləň,* *seny* [...]   
 ××しに去ることができなかつたので、× [.....]
- [09] 尔凡 平同 几火少 丹力夫 丹力 (空一格) 夫化谷 丹力 戈内出 尔舟 几火  
 $tay$  *šu* *ling* *gungun* *beyii* *bey.* *Žudaər* *bey* *Šaaň* *seny* *gung<sup>w</sup>*  
 太師 令公の孫である。次子はシャーニ相公である。  
 公同 烈/尔 丹力 圣火伏 几火 夫穴少 夫夫 杏余凡 (空三格) †几同 尔当  
 $Ning$  *onyon* *bey* *Jiruguň* *gung<sup>w</sup>* *jüün* *al'ií,* *uňuyund* *Ging* *zuny<sup>w</sup>*  
 寧王の子 ジルグニ公 主を 尚り、幼い頃には 景宗  
 主王 丂矣 丂矣 (下闕)  
 $\chiony^w$  *tii* *dəwr* *əwr* [...]

- [10] 丂矣丹伏 尚朱夫 (空二格) †住爻羽 亦当 公牛半引 行亥矢  
 $əwrbaň$  *soondii* *üluuň* *ünnəəň,* *naylay* *omozənd*  
 育ったことを思念して 聖なる 気持ち・悼む 深さに,  
 𠂇牛 内牛 兮舟半谷谷 内牛 又考当 北内灭 几尺平半谷半爻  
 $"Emer$  *aay* *kaylələhər* *aay;* *moeň* *oraan* *kuhulələhər*  
 「生きていては××な者がいる。(だが)死んだ後には××な者が  
 丂矣 収北谷百 止住非 止及子立牛 引矢末 止雨 包 禾 (下闕)  
 $əwuý.$ ” *kæələhəy,* *püliig<sup>w</sup>* *boolahay* *γömör* *pin* *γoor* *jaw* [...]  
 いない」と言われ、多くなって残っている人戸三百 [.....]

- [11] 刃币弓 内赤平又 垚 又考爻 凡丸 夷化 令金半袞百 丂火 兮同丸  
*yoday aadəlør Tay su šew<sup>L</sup> šun iir dəmələhəy, Jung<sup>w</sup> gingən*  
 三度 行った。太子少 師の 号を 加えられ、中 京の  
 半丙 戈弓 丂内本 耆爻火半丸 公半化立弓引 丹爻夾 又立夾  
*liw šəw saar, üduuldələg, nayrahalay alduur mahaj*  
 留 守として 在ったところ、統べ 治める 名声を 大いに  
 丂爻凡半袞爻 化 丂丸 凡 丂舟丸 夷化 令金半袞 (下闋)  
*sərgələhər. Ir door šu senyən iir dəm[ələh]....]*  
 知られた。そののち 使 相の 号を 加え [られ……]  

[12] 丂舟 凡火夾 丹力 凡丸伏 垚 凡 又公伏 丂舟 凡火 止夾余伏 丂舟伏  
*seny gungun bey. Gawň tay šu Gəəniň seny gung<sup>w</sup>, Pawγuň puužiň*  
 相 公の 子である。ガウニ 太 師は グオーヌニ 相 公と パウゴニ 夫人  
 圣丸 夾及 丹力 垚 凡 杏余矢 令久北 又方丂 坐 丂舟袞  
*jirən moo bey. Tay šu uňuyund tugʷəəl šalz --- Mərəhəd*  
 〈二人〉の 長 子である。太 師は 幼い時に 早くも ×× ×× 賢き  
 夾夷化丸 生子 去袞 凡 止及企 尚朱 (下闋)  
*ajugudən tool al'əər. Kuu bool' soond[....]*  
 父祖らの ××を得た。人と 成って 思慮 [……]  

[13] 公左力 又利半丸 丂内夾 夷火中 久先 丹生夾 又立夾 夾夾 北丸 丂舟 丂矣  
*nerey šəərjələg l'aab uyləbər. Yaard beler šahaj alii, bidəg xʷääž kib*  
 ×× 語る 評判 ×× ×× ×× 善く でき、文 武 とも  
 丂文夾爻 国 仰当 又夾 夷用 丂舟夾 丂舟夾 丸夾 止夾夾 丂舟夾  
*yeeruu. Bud suyaəň sää. Uyl sunyoj ləhəər. Umur, buhur aay,*  
 均衡している。体つきが 良く、才 智が ×× 初め、外に 在って  
 夾 又 丂文夾 (下闋)  
*dəw Xʷää ŋgeem [...]*  
 弟 ホアー ンゲーム [……]  

[14] 令金半袞爻 來考夾夾 丂爻 (空一格) †又夾 丂舟 主 王丸 面内夾  
*dəmələhər, Jəwγuy čəng Šəng zunγ<sup>w</sup> xony<sup>w</sup> tiin ---aal*  
 加えられるに、漢児の ×を 聖 宗 皇 帝に 自ら

岡平立ヰ 夫关 一 小 文化 穴谷 火矣 血平立ヰ 岗矣 卌末 丙公  
 ---lahay al'ii, --- der uuud ñayd kib xerəlahay, “čaan ayn, moen  
 作って もらい、 北・南 面の 諸臣 みな ××して 「『汝らの 父・母の  
 叉丙 上丸矢 仍券求 伎 可半爻 内亦 八土羽 叔金 丙企 (下闕)  
 min üjidənd bižəej.' kər bayzər aad!” kəwj kəəm dool' [...]  
 位が 内のに 立った』 と 賀いに 行け」 という 聖旨を 奉って [.....]

- [15] 丹カ关 丹カ 出爻 今舟 亢亦末 丙 几 呈及 不火矢 矢关 亢火化  
 beyii bey Guyuu zeny günən moe kuu Ayoo ahuynd əndii guyld  
 孫 ゴウユー 将 軍の 妻 アゴー 娘子のこと 坐って 流刑に  
 及子爻 化 丙北 令么火 而升火关 叉立火 为半 犬 犬 亢火化 夫关  
 oolər. Ir door dehənd ---uhuyii šaḥaj aay, poor ſum gungud al'ii  
 服した。 そののち 敵と 戰って 善く あって 十 一の 功を ××  
 可空立ヰ 叻内冬 丹爻火 丙末 丙子平立ヰ (下闕)  
 baydaḥay, xuzaaaz alduur ujən dooləlahay, [...]  
 立て、 勇猛な 名声が 宮廷に 聞こえて [.....]

- [16] 丸平立ヰ 丙谷 杏余女 岗火 丹冬 山 令文考矢 公企 为弓引 杏余女  
 awlahay ujəd uňuyun čany šu, baz nörjʷ deenənd nəm aalay uňuyun  
 取られて 寝殿の 小底の 敵 史、 また 金 殿に 近侍する 小底の  
 岗火 丸 为本 业丙关 支卡木火 丸平立ヰ 丸火 丸 丙末 关化  
 čany šu aar. Podii tawzuhuy awlahay jüü siu šun iir  
 敵 史として あった。 戻って 召し 取られて 諸 司 使の 号を  
 令金平空丙 来考支女 劣火 今丙 (下闕)  
 dəmələhəy, jewyur tungʷ z[in] [...]  
 加えられ、 漢兒の 通 進 [.....]

- [17] 丹冬 今为天 米爻女 丹舟 业及罔爻 丸火当 先空当 圣 伏升庚末  
 baz Saan oorduun tayb booldələr. Awyəəñ Idəhəəñ jir ſuhulən  
 また サーの 行宮の 太保と 成った。 アウヨーニ・イドゥオーニ 丙 部の  
 今欠 丸 今为半 火 今分平立丙本 丁 包 丙矢 主 今企北 杏余丙  
 toyʷ šu saay, ſhaar vordəlahhaar --- yoor aynd kəy səməəl uňuyj  
 節度使として 在り、 重熙 二十三 年に 風 疾が 些か

星半立半 几化 兮夾<sub>化</sub>谷爻 扱矢 (下闕)

--əlahay, gir kuyfrəhər orənd ... ]

感じられて 任期が 達する [前に .....]

[18] 劣女中 ち女 乙 亜 业寺爻 几刃爻券 衣卉半 友谷中 令平今北 女爻  
tuurbər. Əwr --- --- boer. Gənərəə! Jərəl jiidbər tuləzəəl, unər  
卒した。齡 五十八であった。哀しいかな。貴い ××を ××, ××

令金百 竹券 几 □谷百 □□□ □□□ 叔北几 北北 兮半

dəməy mərəə kuu [...]əhay [...] kəələg borbor kəl.

加えて 賢 人 ×× [.....] と言うのは 正しい 言葉だ。

𠂇 几 刃业 兮夾爻 丙夾刃 又利半谷百 几 翼刃 (下闕)

Tay šiu xəl dawrər məərzən šəərjələhəy; kuu ujən [...]

太 師は 朝廷の 中では ××たるを 語られている。人 間では [.....]

[19] 目 衣夾爻 戈立赤刃 令丙谷 关化 业及閑半爻 令欠 几 ち女 兮夾谷半爻  
jur čiiz šahadən diwəər. Iir booldələr, toy<sup>w</sup> šu; əwr kuydələr,  
親族は 衆善を ××した。官は 成った、 節度使に。齡は 達した,

又刃 (中闕二字) □□為半 小立半 爻夾立為本 因 不丹 令女

--ən [...] ... ... jaay derəhay oyžahaar; bud xääz tur

六十の [手前に。 ××] ×× ×× ××した。身 ×× 汚点が

ち平谷百 内今北 几 仰关 (下闕)

əwləhəy. ---zəəl, kuu suyii [...]

無い。 ×× 人は 生まれて [.....]

[20] 星谷刃 公牛半刃 又 兮夾爻 公司夾刃 戈卡弁早引 行歎 (中闕一字)

...əərən naylay mää dawyəər; nəgurən tawzuħulay omoz [...]

知人が 哀悼する 大きさは ××。 友人が 憲哭する 深さは [××.]

**𠂇 几刃** 衣化爻 丙 令爻赤伏 爻 安爻爻 行欠企 伏升亥

Tay šinj jüdəər dəw Teeniň Xʷää ngeem. Oboyol' ūhur

太 師の] 次 弟は テーヌニ = ホアーネゲームである。オボヨリ 部

令欠 几 丙 几 (下闕)

toy<sup>w</sup> šu. Məə [kuu ...]

節度使である。妻は [.....]

- [21] 百文秀伏 肖末 □半□爻 (中闕) 百 几 伏乃氏亦当 百公  
*Yeeniň Xarj.* [...]əl[...]ər [...] *moe kuu* Ņam---adəən *moeon*  
 イエーヌニ = ハルヂである。 ×× [..... の] 妻 ×× 母が  
 父帯杓 肖末 𠂔 兮杓 力冬乍北 仰当 (空一格) 𠂔乍 (下闕)  
*Onyodən Xarj tay šun naazzəəl suyəən.* ---uu [...]  
 王子班の ハルヂ 太 師と 再婚して 生まれた。 総管 [.....]
- [22] (上闕) 迺矢夭 午州升火当 公乍ㄌ 𠂔爻 𠂔乍炎火 𠂔序立火出  
 [...] öləndii sojuhuyəən. Nerey χörää kəzəhəld aaldahaan.  
 [...] 衆多より ××. ××な ××が 世に 伝わった。 (太師の)  
 百 几 半夭 午文 今忝伏 タイ 古女 (下闕)  
*Moe kuu Lii zee puužən* Ää [dəwn ...]  
 妻は リー ゼー 夫人である。 横帳の [.....]
- [23] (上闕) 𠂔乍夭 国 𠂔 兮 今忝伏杓 午𠂔 舟引出 圣  
 [...] emerii bud. Tay šu, puužiňən ayd bayaň χääř:  
 [...] 生者の 身を。 太 師・夫人の 男 兮は 二人である。  
 又及 父 半丙 袞化𠂔 兮夭 叔北𠂔父 (下闕)  
*moo Onyʷ liw; jüdəər Gaw kəzəhəər.* [...]  
 長(子)は オン リウで、 次(子)は ガウ と呼ばれた。 [.....]
- [24] (上闕) 又立夭 肖百当 百令 舟引出 包 又  
 [...] mahaj χarəyəən. Moeđ bayan γoor: mää  
 [...] 大いに 連なった。 女 兮は 三人である。 長(女)は  
 付 𠂔爻 公夭 又及 午杓 午秀末 𠂔立夭 古尺夭 (下闕)  
*Bii gää nüü. Moo ayn Senj χahan düruhuy* [...]  
 ビー ゲアー ニューであり、 大 父の センヂ 可汗の 帳の [.....]
- [25] (上闕) 令用久 舟ぢ 百文 矢 冬本 包 午 圣 艾 丁 扈  
 [...] Dilugʷ Bal yee. Ņaar azar γoor ay jir sayr ... dil  
 [...] ディルグであり、 生家に いる。 清寧 三年 二月 二十七  
 矢矢 伏升卡 𠂔乍炎夭 又古女 (下闕)  
*ňerənd Ņuhuz χörəzəərii Šəwn* [...]  
 日に ニュオス 群山から ショウン [.....]

- [26] (上闕) 伏夾生夾 夷夾 兮夾公百 文伏 令平夾夷 丙平立本 犄 夂爻  
 [...] ſnanabəz urii kidəhəy aarjəň, tuluhur jawlahar --- alər,  
 [...] 涙を 流して 热心に 頼むので, 固く 辞<sup>ことわ</sup>ることが できず,  
 南企 兮夾 为方引 不舟 公夾矢 苦夾爻羽 月夾 (下闕)  
 dool' dawuy aalay xääž nerənd mərguň --- ov[.....]  
 聞き 見して いること だけを 墓に 誌さんとする 銘 [.....]
- [27] (上闔) 肖弁夾 止公 又平平夾公 目 可  
 [...] xaruhur; pəər šələluhʷəər jur bay.  
 [...] ××. ×× ×× 心 崇し.  
 止平爻羽 夾爻夾公 可忝 固平舟伏 又夾平公 (下闔)  
 Puluguj sərgəər, bayž budəlbəň; uurələh[...]. . .]  
 大いに 顯わした, 高き 功を. 尊められ [.....]
- [28] (上闔) 午金北 而尘爻羽 午牛 夾夾伏 𠂔 夂 又利伏 兮夾  
 [...] səməəl ---əl'uň say. Gawň tay šu šəərjəň kum?;  
 [...] 病を 滅せん 医師. ガウニ 太 師は 語れば 如何.  
 苦公公 夾久化わ 又用平夾当 夾 (下闔)  
 mərəhəd ajugudən šiləluhʷəən um. [...]  
 賢き 先父らの ××の 如し. [.....]
- [29] (上闔) 止百夾当 止平夾 夾化矢 及夾 百公 夹尤  
 [...] bederəən pulugʷ; iirənd ooy moər sum.  
 [...] 忠順 超れり. 官に 就いては 道 廉し.  
 衣冬为 伎夾 可公 百夾平立出 (下闔)  
 Jazaa darii bayəər yawlahaň; [...]  
 ジャサーを 統べて 恩寵を 施せば, [.....]
- [30] (上闔) 止帀夾 犄 止本平引 乃枉 夹 几化 平枉 主 夾矢舟伏  
 [...] Podii --- parəlay murən oo. Kuud lən kəy gəndbəň;  
 [...] 逆り 流れぬ 河の 水. ×× ×× 風 ××  
 又南夾 𠂔枉 夹□ 𠂔 (下闔)  
 minii xörən s[...] ſuu. [...]  
 墳墓の 山の ×× ×× [.....]

- [31] (上闕) 圣 支 (空一格) 夂  
 [...] *jir sayr* *ňer.*  
 [...] 二 月 日.
- [32] (上闕) (空行)  
 [...]  
 [...]
- [33] (上闕) 面内ナ 卦凡公  
 [...] ---*aal* *mərgəər.*  
 [...] 自ら 記した.

## (2) 訳解

[01] 令公公 夂夾当 兀公当 圣 伏升矢ナ 令欠 凡 凡夾伏 着 凡ナ 公升矢 直凡当 月半 扌半舟伏  
 永公北 「故きアウヨーニ・イドウオーニ両部の節度使ガウニ太師の墓に誌した銘 序を并せて」  
 本行は夙に厲鼎煃 (1954) の推定するとおり、漢文墓誌の首題として一般的な「……墓誌銘  
 并序」に相当する表現を刻した部分であり、これは本墓誌が誌文初行から残存していることを意味する。

初字 令公公 *dəhəər* は漢文の「故」に相当する語で (劉鳳翥等 1995: 314), 自動詞 令公 *dəh(a)-* 《死ぬ (← (天に(?)) 上がる)》の形動詞過去・单数男性形 (公 -əər) である.

以降の部分は欠損が目立つが、誌主を特定する表現が書かれているはずで、それは本文の内容から復元可能である。「故」に続くのは誌主の卒前の官職であり、本墓誌第 17 行に見える (即實 1996: 82). それに続くのは誌主の個人名と称号で、第 3 行に見える。契丹人成人男性は契丹名として 2 つの個人名 (名と字) をもつが (後述), その両方が入る余地はここには無い。即實 (*ibid.*) は名である 分 卍丙 *Puu liw* を補うが、既公表の契丹大小字墓誌では各 1 例 (DOR 1, UYE 1) を除き 〈名+称号〉で誌主を呼ぶことはなく、〈字+称号〉という呼称の方が圧倒的に多いこと、実際、本墓誌では第 12, 28 行で誌主を 〈字+称号〉で呼んでいること、字 凡夾伏 *Gawñ* の末位の字素 伏 の筆画の一部と思しき要素が残存していることから、名ではなく字を補うべきである。

漢文の「序」に相当する 扌半舟伏 *orəlbəñ* は他動詞 扌半 *orəl-* の派生名詞だが、この動詞は《率いる、導く》を意味し (大竹 2016e: 66, 80), また暦月の朔日を示す表現としても使用されるものなので、その派生名詞が《前置き、導入》を意味するのは理解しやすい (cf. WMo. *udurid-* 《率いる、導く》, *uduridχal* 《序言》). 「并」に相当する 永公北 *čəhəəl* は動詞 永 *č(a)-* 《する》の副動詞継続形 (-əəl) で (-h- は挿入子音), 《しながら》という言いさし表現である。

[02] 又ナ 来ナ少ナ 廿 凡 凡文仝 凡考 廿ナ又ナ百ナ又ナ止ナ百文 午丙当 永 内ナ本 「慎州の刺史・検校尚書右僕射スィノーニ=ソウーが撰った」  
 本行は、やはり厲鼎煃 (1954) が概ね正しく指摘しているように墓誌銘撰者の官銜と名を記し

た部分であり<sup>(68)</sup>、末字は漢文の「撰」に相当する他動詞 円-（音価未定）《つくる》の形動詞過去・单数男性形である（丸本 -aar は -əər の異形態）。

この撰者は即實（1996: 99）の推定どおり『遼史』卷 96 に立伝される耶律良（?-1070）とみて相違ない。『遼史』は良の契丹名を「字習撫、小字蘇」と記載するが、「習撫」[YC si<sup>1b</sup> nyen<sup>2</sup>] は今丙当 Sinəən の音訳（即實 ibid.）、「蘇」[YC su<sup>1a</sup>] は 采 Sov の音訳である（陳曉偉 2011）。采 Sov は《白い》を意味する形容詞の单数男性形であり<sup>(69)</sup>、良が『遼史』道宗本紀で「耶律白」とも称されることと符合する（即實 ibid.）。耶律良は本墓誌撰述より後の道宗清寧 9 年（1063）に皇太叔耶律宗元（重元, Bəgəj [孝吉只]）・弘孝（Nəruy<sup>w</sup> [涅魯古]）父子らが反乱を起こした際、その企てを察知して密告し、功績を挙げたことが漢文史料では『遼史』列伝・道宗本紀と漢字『耶律仁先墓誌銘』（咸雍 8 年（1072）撰刻）に見えるが、それに呼応して契丹小字『耶律仁先墓誌銘』にも 𠂇丙火 𠂇 采 giwng<sup>w</sup>šu Sov 《宮使ソゥー》(D.CAL 27) としてその名が見える<sup>(70)</sup>（即實 1996: 99, 239f.）。この耶律良が契丹小字『興宗皇帝哀冊文』（清寧元年（1055）撰刻）の撰者でもあることは、沈匯（1982）がその末行に 午午 Sov の名が見えることを主たる根拠としてすでに推定していた（推定音価・語釈は本稿筆者による）：

又	采	𠂇	𠂇	𠂇	𠂇	𠂇	𠂇	𠂇	𠂇
Šən	jəwn	su	šu	yuyuu	kuu	Sov	kəəm	doo'l'	---aar.
慎（?）	州の	刺	史	臣	ソゥーが	勅を	奉	うけたまわ	って 撰った。

『蕭太師墓誌』では耶律良の官名が州名の後の部分を欠くが、『興宗哀冊』の署銘と一致すると考えられ、この一致が沈匯（1982）の推論を裏づけるとともに、本墓誌の欠損部に 𠂇 𠂇 su šu 「刺史」[YC tsı<sup>3</sup> šı<sup>2</sup>] を補う根拠を提供する。耶律良は、さらに契丹小字『耶律宗教墓誌銘』（重熙22年（1053）撰刻）と契丹小字『蕭団古辞墓誌銘』（咸雍4年（1068）撰刻）の撰者でもあり、前者での銘名は 扱𠂇矢 𠂇 𠂇 采 bidəgənd kütəyyləg šaal' Sov 《文章に従事する郎君ソゥー》(LUP 1)<sup>(71)</sup>、後者は 午丙当 采 玉癸丙 Sinəən Sov tihin<sup>テイイン</sup> 《スイノーニ=ソゥー惕隱》(TOG 1) と署されている<sup>(72)</sup>。

『蕭太師墓誌』と『興宗哀冊』に共通する刺史の州名 又 采 Šən jəwn (采 jəwn の -n は属格語尾) については、「瀋州」（現遼寧省瀋陽市）に当てる先行研究（沈匯 1982、契丹文字研究

(68) 屬鼎煃（1954: 206）は「撰人官階和姓名」が書かれているものと推定しているが、「姓」に当たるものは書かれていない。

(69) 采 sūū（单数女性形）/ 采 Sov（单数男性形）が五色の一つとして「白」を意味するという推定の研究史については陳曉偉（2011）を参照されたい。

(70) 『遼史』卷 22 道宗紀二・卷 71 興宗仁懿皇后蕭氏伝・卷 96 耶律良伝によれば、当時、耶律良は敦睦宮使の職に在った。

(71) 『遼史』耶律良伝によれば、良は重熙年間に「起居注を修む」というが、それと関係するだろうか。

(72) 『遼史』道宗本紀・耶律良伝によれば、良は咸雍 2 年（1066）から同 6 年まで惕隱を任せた。なお、『蕭団古辞墓誌銘』は耶律良の撰というが、撰者名の示し方や綴字の癖からみて良の文章そのものとは考えがたく、書者である Tələħəən Xuduyun<sup>n</sup>（蕭忽突董；誌主の兄の子）の手が加わっているとみられる。

小組 1985) に対して豊田 (1986a; 1991a) が -m 韻尾字たる「瀋」[YC \*šim<sup>2</sup>] の不適合を説き, -n 韵尾字たる「慎」[YC šin<sup>3</sup>] の「慎州」に当てるべきことを論じた。豊田の言うように遼代漢語音では -m 韵尾と -n 韵尾を厳密に区別して混同せず, 加えて瀋州は刺史州ではなく節度州である (『遼史』卷 38 地理志二・東京道, 『契丹国志』卷 22 州県載記・節鎮三十三処) から, 瀋州説は成立しえない<sup>(73)</sup>。一方, 遼代音で \*šin と読む州名は遼朝領内に限れば慎州しか知られておらず, しかもこれは「刺史州七十餘処」の一として『契丹国志』州県載記に見えるので<sup>(74)</sup>, 豊田の推定は十分に成立する。ただし, 慎州は『遼史』太祖紀下・天顯元年 (926) 六月丙午条や新旧『五代史』契丹伝などの史料に後唐莊宗の死を知らせる告哀使姚坤が太祖阿保機に謁見した州としてその名が見えるのみで, 『遼史』地理志には条目が無く, 遼代出土資料にも在証されないため, 実態が不明である<sup>(75)</sup>。この州名の比定には, この刺史号が実職 (差遣) であったかどうかも関わってくる。耶律良が『興宗哀冊』の撰述時にもこの官にあったことと, 遼朝諸帝后的哀冊の撰述は漢文哀冊を宰相・副宰相が, 契丹文哀冊を翰林院の官員が担当しており<sup>(76)</sup>, いずれも中央官であることを踏まえると, この刺史号は虚銜ではなかろうか。それならば, 遼朝域内の州に限る必要もなくなり, 遙郡刺史の可能性も考慮に入れなければならない<sup>(77)</sup>。その場合, 「申州」[YC šin<sup>1a</sup> džiw<sup>1a</sup>] (現河南省信陽市) の刺史である可能性も排除できないことは指摘しておきたい<sup>(78)</sup>。

検校官たる「檢校尚書右僕射」[YC gyem<sup>2</sup> gyaw<sup>3</sup> tšyan<sup>1b</sup> šü<sup>1a</sup> iw<sup>3</sup> bu<sup>1b</sup> ye<sup>3</sup>] の復元は即實 (1996:

(73) 漢字『耶律霞茲墓誌』(太平元年 (1021) 撰刻) には昭徳軍節度使 (昭徳軍は瀋州の軍額) として「使持節瀋州諸軍事・瀋州刺史」を帶職した事例が見える。このように「瀋州刺史」という職称自体は存在するが, こうした事例であれば単独で「瀋州刺史」と署するとは考えがたい。

(74) 『契丹国志』州県載記は遼末に宋に亡命した史愿の『亡遼錄』に依拠して編まれたもので, 『亡遼錄』自体は佚したが, 当該部分は『三朝北盟会編』卷 21 宣和七年 (1125) 正月二十四日丙申条に引かれて現存する。その中国国家図書館蔵明清諸抄本では慎州の名が見えないが, 「文・蘭・〈廟諱〉・拱・安遠」と続く部分の「廟諱」が『亡遼錄』原書では「慎」と書かれていたにちがいないことは, 『国志』州県載記の記載順との比較から明らかである。これは南宋孝宗趙眞 (慎と同字) の避諱であり, 『国志』の「慎」字が (例えば「鎮」字などの) 誤写でないことがはっきりする。なお, 通行する清光緒 34 年 (1908) 許涵度刻本ではここに「桓」字を補い, 諸抄本で「武・徳・〈廟諱〉・陳勝」と続く部分の「廟諱」に「慎」字を補うが誤りであり, 『国志』と比較すればこちらには「弘」字 (北宋太祖・太宗の父趙弘殷の避諱) を補うべきことが判る。

(75) 姚從吾 (1953), 馮永謙 (1998), 余蔚 (2012: 255–257) はいずれも慎州が旧渤海国 (遼東京道) 領域内にあったものと推定している。

(76) 『仁懿皇后哀冊文』の撰者は耶律庶箴, 『道宗皇帝哀冊文』・『宣懿皇后哀冊文』・『皇太叔祖哀冊文』の撰者は耶律固であり, その職 兇兀尙火 亟半 尾火 bidəgən uy ---oo ---ii 《文章の事を総知している (者)》, 兮兀 亟半火 少 尾火 bidəg ---oo uy ---ii 《文章総管の事を知 [つかさど] っている (者)》は『遼史』の「総知翰林院事」(卷 50 礼志二・凶儀・喪葬儀) に当たるとみられる (沈匯 1982)。

(77) 遼代の遙領制度については余蔚 (2008; 2012: 124–134) を参照。なお, 契丹語では遙領の節度・觀察・防禦使等を 全化由止尙安火允 xayrbəl puny<sup>w</sup> ngüü šuu 《遠くの防禦使》(S.DIL 18) のように xayrbəl 《遠くの》という修飾語を冠して表現する。

(78) 北宋では開宝 9 年 (976) に申州を軍に降して義陽軍に改め, 改元後の太平興国元年 (976) にさらに義陽軍に改称しているが (『宋史』卷 85 地理志一・京西北路, 『宋会要輯稿』方域五・州県陞降廃置一), 遼朝では五代の名称を用い続けた (余蔚 2008: 42f.) ので, この改称は問題とはならない。

99) が概ね正しく行なっている。ところで「尚書」の「尚」は中古常母字だが、遼代漢語音では元代大都音と同じく常母が有韻尾音節において平声で有氣破擦音  $t\check{s}$ - (→Khit. č-) に、平声以外(仄声)で摩擦音  $\check{s}$ - (→Khit. š-) になる(大竹 2020: 219–225)。「尚」は通常は去声で読むので、「尚ぶ書」または「尚しき書」の意である『尚書』は又𠂇 又穴 «Šany šüü» (UMR 31, DIW 21, SJUR 18) というように摩擦音声母 [YC šyan<sup>3</sup>] になるが、尚書省・尚書令など「書を尚さる」の意では慣例として平声で読んだので、丂𠂇 又穴 čany šüü (YR 2, URH 2, TAD 2, 「檢校尚書右僕射」の一部) というように有氣破擦音声母 [YC tšyan<sup>1b</sup>] になる。この「尚」字の両読みに関しては長田 (1984: 44; [1991] 2001: 730–732) に指摘がある。このほか、去声字百ち又 yəw<sup>L</sup>「右」[YC iw<sup>3</sup>] には特定の漢語声調を示すための特殊表記(沈鍾偉 2012, 大竹 2024)が見られる。中古入声字止又 buu「僕」[YC bu<sup>1b</sup>] は、同一文脈でも上記文献では舟久 bug<sup>w</sup> という阻害音韻尾のある音形が用いられているが、ここでは阻害音韻尾の形跡のない音形を示す。「僕射」[YC bu<sup>1b</sup> ye<sup>3</sup>] は舟又久 buu yaa (GAW 3) 或いは止ヰ为 payaa (GAW 13) と書かれることもあるが、「射」が yaa となるのは遼代初期の漢語音を反映する借用音で、payaa は遼くとも遼代初期には定着し固有語化していた借用語であり、11–12世紀当時の遼代漢語音に対応する契丹語音としては百爻 yee が標準的である。

[03a] 尤 兮 夷化 兮 半丙 衣化当わ 兮尗伏「太師は諱がブーリウで、字がガウニである」

本行から、本文(墓誌銘としては「序」)が始まる。初頭の 尤 兮 Tay šuu「太師」[YC tay<sup>3</sup> ši<sup>1a</sup>] は本墓誌における誌主の呼称である。

この文が誌主の「名・諱」と「字」について述べる構文であることは、前半部分は劉鳳翥・于寶麟(1976)が、後半部分は愛新覺羅(2003b)が特定している。

一般に、(少なくとも一定の身分の)契丹人成人男性は個人名として2種類の契丹名を有した。ひとつは夷化 iir《名》あるいは舟カ夷 夷化 beyii iir《子の名、小名》、止扎 夷化 por iir《実の名、本名》と呼ばれるもので、誕生時に付けられる個人名である<sup>(79)</sup>。もうひとつは衣化当 judəəñ と呼ばれるもので、この語は王弘力(1986: 57)が「第二、次」の意と推定するよう序数詞《第二の》の単数女性形であり(豊田 1991c), 恐らくは本来 衣化当 夷化 jjudəəñ iir《第二の名》(iir は女性名詞)と呼ばれたのが、慣習的に衣化当 judəəñ のみでその意味を担うようになったものであろう<sup>(80)</sup>。この名が具体的にどの時期に付けられるのかは明らかでないが、女性や児童はこれを有たない。また、一部の契丹人は2種類の契丹名のほかに2種類の漢名(名・諱と字)も有したが、どのような条件で漢名を有つかは定かでない<sup>(81)</sup>。

(79) 契丹小字『耶律智先墓誌銘』には、生まれた日に、移動しようとしていた行营地から泉が湧き出たことから、(太平の世に湧き出る醴泉の故事に因んで)誌主の実名を百文布爻 Yeeruu(《平らかな》の意)と名付けた逸話が見える(YER 8)。なお、止扎 por《実の》の語義については註解[06e]を参照されたい。

(80) これは、先行する iir との重複を避けて重複部分が省略されたもの、とは考えられない。墓誌によっては「名・諱」と「字」の述べる順序が逆で、先に「字」について述べるものもあるが(CAW 3, GAR 1, O.JUR 2), その場合でも jjudəəñ iir とは言われないことに注意すべきである。

(81) 本墓誌の誌主については、『蕭相公墓誌』の記述から漢名の名(諱)が「慎徽」だということが判明する

『遼史』では *iir* を「小字」、*judəən* を「字」という漢語に整然と対応させているが<sup>(82)</sup>、遼代の漢文墓誌ではそのような整然とした対応関係はない。*iir* を「小字」や「小名」と呼ぶこともあるが、「名」や「諱」と呼ぶこともあり、「字」と呼ぶものすらある<sup>(83)</sup>。*judəən* は「名」や「諱」と呼ばれるが<sup>(84)</sup>、「名」や「諱」は漢名の名。*iir*・*judəən* のいずれをも指し、*judəən+iir* の複合を指すことすらあって、特定の概念のみに対応するものではない。興味深いことに、『遼史』とは違って *judəən* を「字」と呼ぶ例は在証されない。

契丹人の *iir* を漢語の「小字」や「小名」で説明しようとするのは、両者がともに誕生時に命名されるものだからだろう。実際、契丹人の *iir* は漢語の語彙を用いて名づけられることも多いが、その命名法は漢人の小字・小名のそれである。例えば、友同 正 *Jing baa* 「鄭八」[YC džin<sup>3</sup> ba<sup>2</sup>] (S.DIL 30)、安夫 全女 *Ngii sun* 「宜孫」[YC i<sup>1b</sup> sun<sup>1a</sup>] (B.CAL 18, 20)、升乞 几才 公爻 *Jany gää nuu* 「張家奴」[YC džyan<sup>1a</sup> gya<sup>1a</sup> nu<sup>1b</sup>] (D.CAL 1)、几才 禿斧 *GəwžiiL* 「狗兒」[YC gəw<sup>2</sup> ŋi<sup>1b</sup>] (YER 11, 13)、安爻 几丙 *Nguu gin* 「五斤」[YC u<sup>2</sup> gin<sup>1a</sup>] (TAY 14) などは、いずれも当時の漢人が小字・小名として用いたものである<sup>(85)</sup>。契丹人自身が *iir* を *beyii iir* 《小名》とも言うところからも漢語の小字・小名との並行性が窺われる。しかし、成人すれば正名（大名）に変わる小字・小名（乳名）と、生涯名乗り続ける *iir* とでは性質に大きな隔たりがあると言わざるをえない。

社会的・文化的機能からみても契丹の個人名と漢人の個人名との間には差異がある。*iir* は本人が用いる場合と目上の者が呼ぶ場合を除いて単独での使用が忌避され、目下の者や同輩はその代わりに *judəən* を用いるという点で、契丹人の *iir* と *judəən* は漢人の「名」（忌み名）と「字」（あざ名）に非常によく似た関係をもつ。*iir* が *por iir* 《実名》とも言われ、*judəən* が《第二の（名）》という由来をもつのも、この側面を捉えたものであろう。ただ、*judəən* は漢人の「字」よりも明らかに広汎な使用領域を有する。それは、漢人が通常〈姓+称号〉(e.g. 蕭相公) を用いる場面で、契丹人が〈*judəən+称号*〉を用いるからである。この点において、「字」と *judəən* にも不一致が認

が（漢名の字は不明）、一般に契丹語資料の中で契丹人の漢名に言及されることはほとんどなく、僅かに契丹小字『耶律弘用墓誌銘』（寿昌 6 年（1100）撰刻）の例（UYE 9）を知るのみであるから、本墓誌が完存していたとしても誌文中に誌主の漢名は書かれていなかったものと思われる。

(82) ただし、「字」は漢名の字を指すこともあるため、両義的である。『遼史』で契丹人の漢名の字が記録されるのは稀だが、「蕭惠、字伯仁」（卷 93）、「耶律孟簡、字復易」（卷 104 文學伝下）、「蕭文、字國華」（卷 105 能吏伝）などはその例である。

(83) 『蕭忠妻平原公主耶律氏墓誌銘』（重熙 20 年（1051）撰刻）ほか数点の墓誌では漢名の名を「諱」と呼び、*iir* を「字」と呼んでいる。

(84) 『耶律習涅墓誌銘』（天慶 4 年（1114）撰刻）では *judəən* を「諱」、*iir* を「小字」と呼び、『耶律弘本妻宋魏国妃蕭氏墓誌銘』（乾統 10 年（1110）撰刻）では *judəən* を「名」、*iir* を「小名」と呼んでいる。

(85) 『石延煦墓誌銘』（統和 5 年（987）撰刻）：「公有子三人：長弘佐、……；鄭八、早亡；次弘順、……」；『宋公妻張氏墓誌銘』（開泰 4 年（1015）撰刻）：「有子七人：長曰維嶽，年二十二，……；次曰維□，年二十，……；次曰德孫，早亡；次曰宜孫，年十四；次曰遂哥，年十歲；次曰安哥，早亡；次曰慶奴，二歲」；『李紹俞墓誌銘』（太平 6 年（1026）撰刻）：「有季孫一十七人：長曰文一，次曰文逸，文峻，文旦，文德，文贊，文炳，文煥，慶兒，福兒，延壽，張家留，張家奴，馬哥，歎哥，御哥，仁哥」；『瀋陽塔灣無垢淨光舍利塔石函記』（重熙 13 年（1044）撰刻）：「陳匡贊，妻荀氏，男狗兒」；『丁洪墓誌銘』（天慶元年（1111）撰刻）：「子諱洪，小字五斤，姓丁氏」。

められる。

このように、契丹語の *iir* と *judəəñ* を捉えるのに最適な漢語（あるいは日本語）の概念を探すのは難しいが、本稿では *iir* を「名」（または「諱」）、*judəəñ* を「字」と呼んでおく。

さて、誌主の「名」は今 平丙 *Puu liw* だが、これも明らかに漢人の小字・小名と同じ命名方式によるものである。ただし、その原語について、劉鳳翥・于寶麟（1976）、劉鳳翥（1981）、豊田（1982）は「富留」[YC *fu<sup>3</sup> liw<sup>1b</sup>*]、王弘力（1986）は「佛留」[YC *fu<sup>1b</sup> liw<sup>1b</sup>*]、即實（1996: 80–82）は「福留」[YC *fu<sup>2</sup> liw<sup>1b</sup>*] とし、諸説紛々としている。いずれの仮説も、漢語音としては妥当だが、他説を排して自説を採るだけの根拠をもたない。ただし、「佛留」と「福留」が遼代文献で証されるのに対して、「富留」は管見の限り在証例がなく、その点で他説に劣る<sup>(86)</sup>。また、先行研究は初頭音節 *puu* の原語を問題としているが、第二音節 *liw* も「六」[YC *liw<sup>3</sup>*] など他の原語の候補がある。本稿では *Puu liw* の原語が何かということにはこれ以上触れない。

契丹人の「字」は一般に、「名」として用いうる名詞や形容詞（形動詞を含む）に接尾辞 *-ň* を加えて形成されるという形態的特徴をもつ（e.g. 臣为出 *Čalaanň* ← 臣为 *Čala*（原義《石》））が、誌主の「字」である 凡丸伏 *Gawň* の語幹 *gaw* も、契丹固有語では通常見られない音素配列であるため、漢語語彙だと考えられる。しかし、その原語も特定するに足る根拠はない。

本項では非とも述べておかねばならないのは、この文の統語構造とそれに関わる問題である。日本語訳では 1 文にしてあるが、原文は同一の構造をもつ 2 文から成る。前半は誌主である太師の名が *Puu liw* であることを、後半は（省略されているが、同じく太師の）字が *Gawň* であることを述べるコピュラ文である。実際には、いま「太師の」と説明した項は主格項 凡 *Tay šu* であって、属格項 凡 *Tay šun* ではない。この主格項はこの両文の主語と考えられる。前半の文を例にとると、尖化 *iir* 《名》も今 平丙 *Puu liw* 《*プーリウ*である》<sup>(87)</sup> という述語に対する主語のように見えるが、統語上の主語ではない。これは主語と述語の一致（agreement）がある文を参照すればよくわかる：

宋	孝友	州欠
<i>Soo</i>	<i>əwr</i>	<i>ojojʷ</i> .
ソウーは	歳が	若い。

(LUP 26; 大竹 2016e: 71)

*Soo* 《ソウー》（『蕭太師墓誌』の撰者でもある耶律良）は男性名詞、*əwr* 《歳、年齢》は女性名詞であり、*ojojʷ* は形容詞《若い》の単数男性形である（単数女性形は 子丈 *öjöjʷ*、e.g. 子丈 孝友 *öjöjʷ əwr* 《若い歳》）。そのため、述語の一致を引き起こす統語上の主語は *Soo* でしかありえない。この文と同様、*Tay šu iir Puu liw* 《太師は名が*プーリウ*である》という文は、主節述語の一致を引

(86) 「佛留」は『清水院陀羅尼幢題記』（統和 10 年（992）撰刻）に四見、『黒山崇善碑』に二見するよう常用人名であり、原語の最も有力な候補である。「福留」は『耶律汚幹里妻蕭氏墓誌銘』（統和 27 年（1009）撰刻）に見える。

(87) 《……である》に相当するコピュラは、現在時制の言い切りの文では通常明示されない。

き起こす総主語（ここでは *Tay šu*）と、〈主語+述語〉構造をもつ述部の内部にある小主語（ここでは *iir*）という2種類の主語をもつ二重主語構文（主述述語文）と解釈できる。ここで問題になるのが後半の文で小主語として用いられている 来化当 わ *judəəñən* である。

劉鳳翥等（2004: 101）は 来化当 わ *judəəñən* を「第二的」と中国語訳し、「第二個名字」の意味だとした。これは、わ -ən を属格語尾《……的》と解釈し、（格語尾が接続するからには）来化当 *judəəñ* を《第二》という名詞句と解釈して、来化当 わ *judəəñən* 全体で《第二個（名字）》という意味になるのだと理解しているものと思われる。愛新覺羅（2004a: 211）は明確に わ -ən が属格語尾、来化当 *judəəñ* が序数詞《第二》であると述べて、全体として「字」を意味するとしている。劉浦江・康鵬（2005）もこれらの解釈を支持している。しかし、この解釈は成り立たない。まず、契丹語の序数詞は主要なカテゴリーとしては形容詞に分類されるもので、名詞を修飾するのに属格語尾を必要とせず（e.g. 来化当 丹カ *judəəñ bey* 《第二の（女性である）子、次女》（LUP 21））、かつ、被修飾名詞を文脈上省略可能な場合に、序数詞のみで省略前と同じ意味を表わすことができる：

百令	舟引出圣	又父丈	国平舟伏	<u>来化当</u>	国当	
<i>Mœod</i>	<i>bayaň jir.</i>	<i>Mezöy<sup>w</sup></i>	<i>Budəlbəñ.</i>	<b><i>judəəñ</i></b>	<i>Budəəñ.</i>	
女	児は	二人.	長（女）は	ブドゥルブニ,	次（女）は	ブドーニである。（XAD 8）

したがって、《第二の名》の《名》が省略されたものも同じように 来化当 *judəəñ* となるはずで、属格語尾とされる わ -ən は不要である。実際、語尾 -ən の無い *judəəñ* が「字」の意味を表わすことがある：

全各女	<u>来化当</u>	平文旁伏	止札	关化	引为本
<i>Senyun</i>	<b><i>judəəñ</i></b>	<i>Leeniň.</i>	<i>Por</i>	<i>iir</i>	<i>Gaar.</i>
詳穩の	字は	レーヌニで、（詳穩の）本	名は	ガールである。	（GAR 1）

この文は当該の文《太師は字がガウニである》と似ているが二重主語構文ではなく、主格項 *Senyun judəəñ* 《詳穩の字》がこの文の唯一の主語である。ここから、語尾 わ -ən は構文上要請されるもので、「字」という語彙的意味を担うのは 来化当 *judəəñ* の部分のみだということが判る。

それではなぜ二重主語構文の中で 来化当 わ *judəəñən* という形式が現われるかというと、この語尾 わ -ən は対格語尾であり、契丹語の二重主語構文では小主語が対格形をとることが要求されるからである（大竹 2016e: 71）。契丹語では一般に、主格形は主節主語であることの標示であり、非主節主語が主格形をとることがない。しかしそれではなぜ前半の文《太師は名がブーリウである》の小主語 *iir* 《名》は主節主語と同じ形式（上の文の主格項 *por iir* 《本名》を参照）をとるのかというと、契丹語には対格形の標示方法が2種類あり、(i) 人間を表わす単数名詞または名詞以外の品詞は有形の対格語尾 -n/-ii をとり（属格と同形）、(ii) それ以外の名詞（非人間名詞または複数名詞）はゼロ語尾をとる（主格と同形）という示差的目的語標示（Differential Object Marking）の現象が存在するからである。*iir* 《名》は非人間名詞であるため、ゼロ対格形をとる。一方、

*judəəñ* 《字》は語彙的には形容詞《第二の》であり、話者にはその意識が明確にあるために、有形の対格語尾を必要とするのだと考えられる。

[03b] 舟化 𠂔今丸 叴・外 伏升夾 戎夾・外 叱化公 立考谷 「もとの生まれがデュルブ部タウルブ石烈の（人）であった」

述語立考谷 *bœr* はコピュラ動詞 *立 b(u)-～b(ə)-* 《……である》（即實 1991; 1996: 19, 98, 222; MMo. *bü-*《有》）の形動詞過去・単数男性形（考谷 *-œr* は 谷 *-ær* の異形態）であるが<sup>(88)</sup>、これが男性形をとるのは、この文も女性名詞 舟化 𠂔今丸 *bir suyzag* が小主語で、省略されている《太師》が総主語である二重主語構文だからである。

舟化 *bir* は《懷胎している》という意味の形容詞で（大竹 2016e: 82）、《胚胎、萌芽》から転じて《端緒、起源》を表わすようである。𠂔今丸 *suyzag* は動詞𠂔 *suy-*《生まれる》（羅福成 1934c）の派生名詞で、《生まれ、出身》を意味する。単に *suyzag* と言う場合には当該人物の戸籍上の所属を指すが（S.DIL 4, URH 4, E.DIL 2, MEN 3, J.PUZ 3），ここでは *bir* を冠しているため《本来の属籍、原籍》を意味すると推定される。

伏升夾 *ňuhur* と 叱化券 *širəə*（属格形 叱化公 *širəən*）は、遊牧人戸に対する統治系統である部族制における行政・軍事組織の単位であり、『遼史』では前者を「部」と意訳し（即實 1996: 97），後者を「石烈」[YC *ši<sup>1b</sup> lye<sup>3</sup>*] と音訳する（愛新覺羅 2004b: 34）<sup>(89)</sup>。後者は前者の下位組織であるが、前者が地縁集団であるのに対し、後者は血縁集団であるらしい（愛新覺羅 2006c: 179f.）。

戎夾・外 叱化券 *Tawrub širəə* は『遼史』營衛志・太祖二十部に突呂不部を構成する 2 つの石烈の一として記載される「北托不石烈」に比定される<sup>(90)</sup>。營衛志は楮特部・烏隗部・突拳部について隸下 2 石烈の名称をみな「北石烈」「南石烈」と記すが、これは各石烈の固有名を失伝したためであろう<sup>(91)</sup>。それと並行して、品部・涅刺部・突呂不部では隸下 2 石烈の名称を、方位詞を冠して「北 X 石烈」「南 Y 石烈」と記すが、別に「南 X 石烈」「北 Y 石烈」があるわけではないので、方位詞は石烈名の構成要素ではなく、「北托不石烈」は単に「托不石烈」と呼称されていたと考え

(88) 契丹語のコピュラ動詞 *b(u)-* に母音 *-æə-* 始まりの接辞が後接する際に *bœo-* という形式が現われるのは、中期モンゴル語のコピュラ動詞 *bü-* に母音 *-e-* 始まりの接辞が後接する際に *bœe-* となる（e.g. *bœesü* ← *bü+ -esü*《有呵》）のと並行する。契丹語の長母音 *oe* は特定環境における中期モンゴル語の *ö* や *oe* に対応する（Ōtake 2017: 203; 大竹 2020: 138f.）。

(89) 『遼史』本紀では *širəə* を稀に「県」と意訳することがある：「至榆嶺，以轄賴縣人掃古非法殘民，磔之」（卷 1 太祖紀上・七年六月辛巳条）。この「轄賴県」は『遼史』營衛志・太祖二十部に記載される六院部（もと迭刺部）隸下の「轄懶石烈」（丘立ヰ 叱化券 *Xerahay širəə*; 寶玉柱 2006）に当たる。

(90) 『遼史』卷 33 营衛志下・部族下・太祖二十部：「突呂不部。其先曰塔古里，領三營，阻午可汗命分其一與弟航斡爲突舉部，塔古里得其二更爲突呂不部。隸北府，節度使屬西北路招討司，司徒居長春州西。石烈二：北托不石烈。南須石烈」。なお、従前のすべての研究が初字の末字素を *女* (*un*) と認定してきたが、拓影で見る限り右端の筆画は点（、）ではなく豎（|）であり、外 *(ub)* としなければならない。

(91) 契丹小字『故耶律氏銘石』(TAD) の誌主の夫は楮特部の出身であり（愛新覺羅 2004d: 22f.; 2006d），その出自は 末行分 伏升夾 末安分 叱化公 *Čöhörd ſňuhur Čəngərd širəən* 《チョオルドゥ〔楮特〕部チュングルドゥ石烈の》と書かれている。この石烈は營衛志に記される「北石烈」「南石烈」のどちらかの本来の固有名であるにちがいない。

られる。「托不」[YC taw<sup>2</sup> bu<sup>2</sup>] は *tawrub* ~ \**tawrba* の音訳として至極適当である。

*Tawrub širəə* が「(北) 托不石烈」に比定される以上、その上位組織 *尗·尗* 伏升女 は『遼史』の「突呂不部」[YC du<sup>1b</sup> lü<sup>2</sup> bu<sup>2</sup>] に違いない。この部名の初頭字素 尗 はこれまで音価が知られてこなかった字素だが、次の字素 尕 の音価が <ub> であることはこの比定を裏づける<sup>(92)</sup>。ところで、契丹文墓誌では突呂不部が別の表記で出現する。契丹小字『故耶律氏銘石』は誌主の末姉の夫を 屯 朮 兀 朮 公 朮 午各少 *Dürbər Čən-gää-nuu senyun* 《突呂不(部)の陳家奴詳穩》(TAD 18) と記すが、愛新覚羅(2006a: 138) はこの 屯 *Dürbər* を「突呂不」と釈し、即實(2012: 297, 420) はより明示的に「突呂不部人」と解している。同語が『遼史』の言う「耶律突呂不」の名としても用いられること(UMR 4, AZR 4; 蓋之庸等 2008: 83, 愛新覚羅 2006a: 117) がこれを支持する。また、契丹小字『Leenən Gaar 墓誌銘』では誌主の祖母の父(かつ母の祖父)である人物として 屯 伏升女 尻 及 内 用 中 *Dürb ſuhur Dayooñ ilbər* 《突呂不部ダゴーニ夷离畢》(GAR 8), 誌主の長女の婚家として 屯 伏升女 令 弓 内 出 用 中 朮 *Dürb ſuhur Tayaañ ilbərən goer* 《突呂不部タガニ夷离畢の家》(GAR 18) が見えるが、これは「部」(伏升女 ſuhur は 伏升女 ſuhur の訛)であることを明示して「突呂不部」を言った表現である<sup>(93)</sup>。屯 *dürb* はそもそも基数詞《四》(MMo. *dörben*) の単数男性形であり(吳英皓 2006), 突呂不部は数詞をそのまま部名としたものであるが<sup>(94)</sup>, 屯 *Dürbər* はその部名を語基として接尾辞 -r の添加により派生した固有形容詞《突呂不(部)の》の単数男性形である<sup>(95)</sup>。字素 屯 の音価 *dürb* ~ *dürüb* は同源語を参考に音訳語「突呂不」によって推定したものだが<sup>(96)</sup>, この推定音価が正しく、『蕭太師墓誌』の 尻 尕 がその同語異綴であるならば、字素 尻 の音価は <dür> と推定することができる。

[04a] 叵 又 同 尻 山 主 王 朮 弓 冬 公 朮 尔 土 平 公 朮 朮 朮 又 丙 矢 及 少 北 「大聖天金皇帝が×  
×王朝を肇めて貴き位に即くと」

「大聖天金皇帝」と訳しうる語は太祖耶律億(阿保機)の尊号(豊田 1971)。初頭に冠される

(92) ほとんどの先行研究が初頭字素を 尻(<əw>)と認定してきたが、即實(2012: 476)が 尻 に訂正している。本墓誌第3, 6, 7行に三見する当該字素のうち最も鮮明な第6行を拓影で見る限り、字素 尻 のように豎画(丨)と横撇画(フ)を別の筆画とするのではなく、その部分を一筆で書き、かつその左方下部に点画(ヽ)のような一画が明確に認められるため、既知の字素の中から該当する候補を求めるならば、尗以外には考えがたい。ゆえに、筆者は即實(2012)の同定に賛同する。なお、字素 尻 は字素 尻(<əəñ>)の異体字と誤認されて同一の音価が推定されることがあるが、両者は出現環境が異なり、無関係である。

(93) 愛新覚羅・吉本(2011: 84f.)には「突呂不部鐸宛夷離畢」「突呂不部撻幹夷離畢帳」の語句があるが、これはこれらの部分を解釈したものとみられる。

(94) 『遼史』營衛志所載の太祖二十部の中では、他に「乙室部」[YC i<sup>3</sup> ši<sup>2</sup>] が基数詞《九》(MMo. *yisün*) の単数女性形 朮 *bis* を部名としている。

(95) 単数女性形は接尾辞 -y を附して派生させる 屯 尻 ~ 屯 尻 *Dürbii* ~ *Dürbuy* が予想される。同様の固有形容詞の例については大竹(2016e: 84f.)を参照。

(96) 先行研究(武内 2017: 97 を参照)では \**durb* のような音価が推定されているが、音訳語が拗音字「呂」[YC lü<sup>2</sup>] (cf. 直音字「魯」[YC lu<sup>2</sup>]) を含むことは、原語が前舌母音を含むことを示唆する(なお、[YC \*dü] や [YC \*bü] という拗音字は存在しない)。前舌母音を含まない推定音価はこの点を説明できない。

漢語 圣 又同 *tay sing* 「大聖」 [YC *day<sup>3</sup> ſin<sup>3</sup>*] は漢文史料でも「大聖皇帝」「大聖天皇帝」等々と使用される称号だが、天 山 主 王 *Nhaar ḥony<sup>w</sup> χony<sup>w</sup> tii* 《天金皇帝》は漢文史料に対応する称号が見られない、契丹語史料に特有の尊号のようである<sup>(97)</sup>。

公赤外 *nadbar* は『遼史』に四季の行在所を意味する語として記される「捺鉢」 [YC *na<sup>3</sup> bwo<sup>2</sup>*] の原語であり（王弘力 1990、豊田 1990）<sup>(98)</sup>、確かにその意味で用いた例もあるが（e.g. RY 9），契丹語文献では百卉及火赤 公赤外 火 令赤及丸 赤 *Yeruuldiid nadbarən tadoor χaa* 《耶律の王朝の第五代可汗》（LUP 3）のように統治機構・政治権力を指すことがむしろ多く、その場合には丸赤 公赤外 *gur nadbar* 《国朝》のように丸赤 *gur* 《国》（満洲文語 *gurun*；豊田 1994）と組み合わせて用いる例が多い。これは、《行在所》という場所から、そこに存在する組織へと語義がメトニミー的拡張を生じたもので、漢語「朝廷」とも共通する語義拡張の例だと言える。

土平谷百 *tərələhəy* は自動詞語根 土 *tər(a)*- 《はじまる》（即實 2012: 362）+ 使役化接辞 *-ləh(a)*- によって派生した他動詞語幹 土平谷 *tərələh(a)*- 《はじめる》の *-y* 副動詞形。この副動詞接辞 *-y* はモンゴル語 MMo. *-jü/jü* と同源であり（大竹 2020: 162），ここでは等位節を形成している。

又兩 *min* は一般に《位置、席》（吳英皓 2012: 64、愛新覺羅・吉本 2012: 145）を表わし、派生的に《墓所（←寝床）》（石金民・于澤民 2001: 65, 68）を表わすこともある。

及赤北 *oozəəl* は自動詞 及 *oo-* 《入る、進む》（大竹 2016c: 10）の *-zəəl* 副動詞形だが、この副動詞には後続節と異なる主語をとる交替指示（switch-reference）の機能がある。契丹語はモンゴル語と同じく副詞節の主語を対格で標示するので、この等位接続された 2 つの副詞節の主語である人間名詞《大聖天金皇帝》には主 王 丸 *χony<sup>w</sup> tiin* というように対格語尾 *-n* が附いている。

ここでは太祖阿保機が耶律氏の皇朝を創始して皇位に即いたことが記述されている。

[04b] 牛百 几卡 又赤 及赤 米及化公 衣卡赤 丸キ「望んで仕え始めて宮籍に属している」

牛百 *χorəy* は他動詞 牛 *χor(a)*- 《好む、欲する、請う》の *-y* 副動詞形。仕遼後に北宋へ亡命した武珪の『燕北雜記』に「「瞎里」是「請」」とある「瞎里」 [YC *xya<sup>2</sup> li<sup>2</sup>*] はこの動詞の形動詞現在・単数女性形 赤 *χör* の音訛語である<sup>(99)</sup>。この動詞は、墓誌資料においては遺族が墓誌撰述を撰者に依頼する際の表現として多用される：

支券	丹子	伞丸	圣丹丸	冈平升羽丸	牛百	仪
<i>θrəə</i> ,	<i>bol</i>	<i>θəən</i>	<i>taybən</i>	<i>--əluhujən</i>	<i>χorəy.</i> "	<i>kər</i>
いま、	いとこ	ウスン	太保が	「(墓誌を) 撰られんことを	請う」	と

(97) 無論、主 王 *χony<sup>w</sup> tii* の部分は漢語「皇帝」[YC *xwan<sup>1b</sup> di<sup>3</sup>*] に由来する。これらの漢語のうち、少なくとも 圣 *tay* 「大」と 天 *tii* 「帝」は 11 世紀当時の漢語音とは異なる遼代初期の漢語音を反映する形式をとっている。これらの語に関しては遅くとも 10 世紀半ばまでには契丹語に個別に借用されて定着していたことを示唆する。

(98) 『遼史』卷 31 営衛志上：「出有行營，謂之「捺鉢」」；卷 32 営衛志中・行營：「四時各有行在之所，謂之「捺鉢」」。「捺鉢」は「納拔」[YC *na<sup>3</sup> ba<sup>1b</sup>*] など他の音訛表記も知られる（傅樂煥 1948: 269–271）。

(99) 『歲時広記』卷 13 中和節所引。また『類説』卷 3 (60 卷本では卷 5) に節引。

火先谷百	文伏
<i>kidəhəy</i>	<i>aarjiň,</i>
熱心に	頼むので, (S.JUR 24)

なお、この例文の 牛百 *χorəy* は形動詞現在・単数男性形と解釈される（対応する单数女性形は上記の 朮 *χör*, 複数形は 牛丸 *χoraa*）。

凡卡 又 *kuuz uhʷ(u)-* が逐語的には《力を与える》の意で、《仕える、奉仕する》を表わすということは大竹（2015a）で論じたとおりである。動詞 及 *oo-*《入る》はここでは助動詞として機能し、前方にある *-r* 副動詞が表わす動作への移行を表現する。

米爻化爻 *oorduudəər* は名詞 米爻 *oorduu* の複数形 米爻化 *oorduud* に、複数形専用の与位格語尾 *-əər* が接続したもの。米爻～及米爻 *oorduu* が『遼史』の言う「斡魯朵」[YC wo<sup>3</sup> lu<sup>2</sup> dwo<sup>2</sup>]、すなわち「行宮」に当たることは王弘力（1987; 1990）の推定するとおりである。ただ、「斡魯朵」「行宮」自体が抽象・具象の度合いの異なる様々な意味で理解されうる語であり、即實（2012: 21, 78, 258, 383, 419）は複数・属格形 米爻化丸 *oorduudən* が人名に冠される例（CAW 12, YER 12, LAO 45）について、「宮分人」を意味すると解釈している。筆者はこの即實説を支持し、この *oorduud* も「宮分」「宮籍」の意と解釈するが、この点は清河門西山遼墓の墓主一族の身分の理解に大きく関わる論点であるので、稿を改めて詳論する。

自動詞 來卡 *čuz(ə)-* には、(i)《帰属する》、(ii)《復帰する、回復する》という、異なるが共通点を有する意味が帰納できるが、ここでは文脈から判断して前者を是とする。ここではこの動詞が *-y* 副動詞形（來卡爻 *čuzii*）をとて存在動詞 丸 *aa-* が後続するが、後者は助動詞であり、結果相（resultative aspect）を表わしていると理解される。丸キ *aay* は(i)形動詞現在・単数男性形、(ii) *-y* 副動詞形の2通りの解釈が可能で、決め手に欠けるがここは前者か。

#### [04c] 爻化 卍 百爻芳 又ち伏「上祖イェーンショウニ」

爻化 *uud*《上の》（盧迎紅・周峰 2000: 51）は空間詞 爻必 *uun*《上に；皇上》に接辞 *-d*（Takeuchi 2015: 460–462）を附加して派生した形容詞の单数男性形。单数女性形は 火爻 *üüd* で、複数形は 爻化伏 *uudiň* である（大竹 2016e: 83f.）。ヰ *ay* は最も無標な意味として《egoの一世代上の直系男性親族》，すなわち《父》（即實 1988b）を意味する名詞だが、修飾語が冠せられると表わす世代や直傍に変化が生じうる。*uud ay* なら《egoより上のいづれかの世代の直系男性親族》を表わす。これは世代を特定しない表現で、特定の世代に限定するためには〈序数詞〉+公示丸 *nonən*《第…代の》という属格名詞句が必要になるので、ここでは百爻芳 又ち伏 *Yeen-šəwň* という契丹名の「字」をもつ人物が何世代前の祖先であるのか明らかでない。なお、このように漢語複音節語（百爻芳 又ち *yeen šəw*「延寿」[YC *yen<sup>1b</sup> šiw<sup>3</sup>*]) に接尾辞 *-ň* を附して字とする例は契丹名として珍しい。

#### [05a] 九同 午当 主 王丸 ち亥 令必矢「景宗皇帝が齢が四歳である時に」

九同 午当 主 王 *Ging zunyʷ χonyʷ tii*「景宗皇帝」[YC *giŋ<sup>2</sup> dzunj<sup>1a</sup> xwanj<sup>1b</sup> di<sup>3</sup>*] は豊田（1971）が

早い段階で解読に成功している字句のひとつである。景宗は遼朝第5代皇帝（在位969–982）で、第3代皇帝世宗と皇后蕭氏（蕭阿古只（*Sarahaň Ayuj*）の女）との間に天禄2年（948）に生まれた第二皇子である。契丹名の「名」（の音訳）は「明辰」[YC miŋ<sup>1b</sup> i<sup>2</sup>] または「明記」[YC miŋ<sup>1b</sup> gi<sup>3</sup>]、契丹名の「字」（の音訳）は「賢寧」[YC xyen<sup>1b</sup> niŋ<sup>1b</sup>]、漢名の名は「賢」と言う<sup>(100)</sup>。

ㄔ夾 əwr は《年齢》（王弘力 1986: 65）を意味する女性名詞。

令女 *dun* は契丹小字『耶律迪烈（敵烈）墓誌銘』にも所見する（S.DIL 33）。そこでは誌主と後妻との間に生まれた3人の男児について、長男 𠂇尙欠丸 *Yoldoyor* は「令生爻平 *tabuul*」で、次男 匏匱 *Xuurj* は「令女 *dun*」であり、三男 𢃥尙 *Čəwær* については誌主との死別時点で妻が妊娠中で、墓誌撰述の前月（7月）に生まれたばかりの遺腹の子であったと述べている。ここで、*tabuul* はその語根 *tab-* から数詞《五》（MMo. *tabun*）と関係する形容詞であるのは明らかで<sup>(101)</sup>、《男児が五歳である》ことを意味する語だと推定される。そこで、*dun* は2–4歳の期間のどこかを指す語だと限定できるが、この語は音対応規則からみて WMo. *dön-e* 《四歳の（雄の動物）》<sup>(102)</sup> の同源語に違いない、《男児が四歳である》という意の形容詞だと解読することができる。

この節は *Ging zunyʷχonyʷtii* 《景宗皇帝》を総主語、女性名詞 *əwr* 《年齢》を小主語、形容詞 *dun* 《四歳である》を述語とする二重主語構文に与位格語尾 矢 -(ə)nd が附いて時間を表わす副詞節になっているもので、小主語 *əwr* が対格形（ただし非人間名詞のため主格形と区別が無い）をとるだけでなく、総主語《景宗皇帝》も従属節の主語であるために対格形をとっている。

### [05b] 平同 凢火「令公」

平同 凡火 *ling gungʷ* は夙に豊田（1971）によって漢語「令公」[YC liŋ<sup>3</sup> guŋ<sup>1a</sup>] に比定されている。この令公は『蕭相公墓誌』に「先令公」として言及されている人物と同一人物と考えられる。この令公本人に関する記述は本墓誌第4行欠損部から始まって第8行まで続く。

### [05c] 又 兮女尘爻 𢃥尙「大乱の間」

兮女尘爻 *kurəl'uu* 《騷乱》の語義推定における最も有力な根拠は、契丹小字『耶律仁先墓誌銘』に見える以下の成句である：

𠂇尙	<u>兮女尘爻</u>	八平升羽	來	尙	穴
<i>Kəzəhəl</i>	<i>kurəl'uund</i>	<i>dawluhuj,</i>	<i>čiižədbər</i>	<i>ňay.</i>	
世	亂に	見るだろう、	忠孝な	臣下を.	(D.CAL 35)

これは『仁先墓誌』の漢文面にも引用されている「疾風知勁草、世亂見忠臣」の後半句の翻訳であり、漢語「乱」との対応関係からその語義を知ることができる。

(100) 『遼史』卷8 景宗紀上：「景宗孝成康靖皇帝，諱賢，字賢寧，小字明辰。世宗皇帝第二子，母曰懷節皇后蕭氏」；卷5世宗紀・天禄二年条：「秋七月壬申，皇子賢生」。

(101) 他にも数詞語根に形容詞派生接尾辞 爻平 -*uul* または 爻爻 -*uul* の附く例がいくつか見られる。前者は単数男性形であり、後者は単数女性形である。

(102) Lessing (1960: 267) は obsolete な語義として “four-year-old male child” を載せている。

羽わ *ujən* は《内側, 中間》(趙志偉・包瑞軍 2001: 38) を意味する空間詞 (spatial; 名詞類の下位類) である。契丹語における空間詞の一般的特徴として, (i) 後置詞として機能するとき, 補語名詞句は主格形であり属格形にする必要がない (本例参照), (ii) 奪格形にするとき, 一般の名詞には語幹に -(ə)ndii/-dii/-əərii という, 与位格語尾 -(ə)nd/-d/-əər+後部要素 -ii から成る複合的語尾が後接するが, 空間詞にはその後部要素 -ii のみが後接する (e.g. 羽わ关 *ujən-ii* 《中から》) という 2 点が認められるが, どちらも中期モンゴル語と共通する特徴である。

景宗が 4 歳の時の大乱とは, 言うまでもなく世宗天禄 5 年 (951) に泰寧王耶律察割 (チヨウサガル) *Өwlzīn Čayal*, 太祖同母弟安端の子) が景宗の父母世宗皇帝・皇后らを弑逆し, その察割の乱を鎮定した耶律屋質らによって第 2 代皇帝太宗の嫡子である寿安王耶律述律が擁立され, 穆宗として皇帝位に即くに至った内乱 (詳古山の変) を指す。『遼史』景宗紀の冒頭に「察割之乱, 帝甫かに四歳なり」と明記されている。

#### [06a] 収北丸 立爻 「といでのである」

収北丸 *kəələg* は他動詞 収 *kəə-* ~ 兮 *k(ə)-* 《……と言う》(愛新覺羅 [2003a] 2004a: 171) の *-ləg* 形動詞单数形。この形動詞の一般的機能は捕捉しにくいが, ここでは名詞的に用いられている (cf. 吉本 2013: 138)。この動詞は中期モンゴル語 *kee-* 《説》(先古典期文語 *keme-*), 現代モンゴル語 *g(ə)-* 《……と言う》(WMo. *ge-*) の同源語である (大竹 2016b: 24)。この語に関しては註解 [06h] も参照されたい。

立爻 *buu* はコピュラ動詞 *b(u)-* ~ *b(ə)-* 《…である》の形動詞現在・单数形である。この活用形式は通常, 性・数による語形変化をもつが, この動詞においては性による語形変化がなく, 数による語形変化のみが確認できる (複数形 そ *bur*)。

#### [06b] モ 夷 羽わ 「一日の内に」

モ *ňum* は基数詞《一》の单数女性形 (吳英皓 2006)。推定音価は『道宗皇帝哀冊文』の改刻部分で モ 千丸 *ňuməzəg* と 伏 金千丸 *ňəməzəg* の交替が見られること (DZ 15) を主要な根拠とする。夷 *ňer* は《太陽》(MMo. *naran* 《日》) を意味し, 転じて《(暦・時間単位の) 日》を表わす女性名詞である<sup>(103)</sup>。『燕北雜記』に「「捏離」是「日」」とある「捏離」[YC *nye<sup>3</sup> li<sup>1b</sup>*] はその音訛である<sup>(104)</sup>。

モ 夷 *ňum ſer* は期間としての《一日》と暦日の《一日 (朔日)》の両方を表わしうるが, 文法構造は異なる。期間としての《一日》は, 本来的に形容詞として機能する基数詞 *ňum* 《一つの》が女性名詞 *ňer* を修飾しており《一つの日》を表わすが, 暦日の《一日》では基数詞 *ňum* が名詞化し, 後続名詞 *ňer* とある種複合していて《一 (の) 日》を表わす。両者の違いは二日以降に明瞭になる。期間としての《二日》は修飾語と被修飾語の間で一致を生じて モ 夷伏 *jir ſerəň* とい

(103) モンゴル語の *naran* は天体の《日 (太陽)》のみを意味し, 暦・時間単位の《日》は *üdür* (《日中, 昼間》の意) を用いて表わす点は契丹語と異なる。

(104) 『歲時廣記』卷 7 元旦下所引。また『類說』卷 3 (60 卷本の卷 5) に節引。

うように被修飾名詞が複数形になるが、暦日の《二日》は 圣 矢 *jir ūer* である。また、男性名詞  
爻 *sayr* 《月》の場合、期間としての《一月》は一致を生じて モ 爻 *--- sayr* というように修飾語たる数詞が男性形（音価未詳）になるが、暦月の《一月（正月）》は モ 爻 *ňum sayr* である。暦の日や月（また年も）の順序を表わす数詞が一貫して女性形をとるのは、それが《一つの》，《二つの》を意味する形容詞ではなく、《一（という概念）》，《二（という概念）》を表わす名詞に転化しており、契丹語ではそれを単数女性形によって表わすからである<sup>(105)</sup>。

このように モ 爻 *ňum ūer* という表現は両義的であるが、こここの文脈では期間としての一日、《僅か一日という短期間》を意味すると考えてよい。

#### [06c] 右同 几 平同 「政事令」

漢語「政事令」[YC džin<sup>3</sup> ši<sup>3</sup> lin<sup>3</sup>] を表記したもの（劉鳳翥・于寶麟 1976）。誌主の祖先が「令公」と呼ばれる所以である。政事令については『蕭相公墓誌』の註解 [B02] を参照。

#### [06d] 几火 氵わ 王 扱几𠙴 「功臣八字」

几火 氵わ *gung<sup>w</sup> čən* は漢語「功臣」[YC guŋ<sup>1a</sup> tšin<sup>1b</sup>] を表記したもの（契丹文字研究小組 1977: 75）。王は基数詞《八》の単数女性形を表わす。吳英皓（2014: 131–133）はこの字素と同一文脈で現われる伏文亾 *ňeem* (GAR 3; cf. MMo. *naiman* 《八》) をその「分寫式」だとして同一音価を推定する。筆者としては、その可能性を認めながらも、さらなる証左が必要と考え、ここでは音価未詳としておく。扱几𠙴 *bidəgəd* は 扱几 *bidəg* 《字 (letter, character), 文字 (writing), 文書, (武に対する) 文》の複数形であるが（契丹文字研究小組 1977: 66），この語は MMo. *bičig* 《文書》(←古代テュルク語 *bitig*) の同源語である（大竹 2020: 477）。

功臣号は、漢文資料では「推誠奉上宣力匡運協贊功臣」のように具体的な名号が示されるのが普通だが、契丹文資料では字数を示すに留まることが多い。これは、ひとつには功臣号が字数にその等級を示す重要な役割があること（王曾瑜 1992: 167f.）と、またひとつには契丹文字が漢語の声調を基本的には書き分けられないため、契丹文字で書かれた漢語の功臣名号を見ても原語を想起するのが難しいという理由が挙げられるだろう。

#### [06e] 右丸ヰ 右丙 圣 矢 「食邑二千」

右丸ヰ 右丙 *paar pin* は漢語「食邑」（または「封戸」）の訳（劉鳳翥等 1995: 321f.）。これは、*paar* が《俸禄・封禄》（大竹 2016c: 7）を、*pin* が《人戸, 戸籍》（大竹 2016e: 66）を意味し、合わせて《俸禄として支給される人戸》を表わすからである<sup>(106)</sup>。

圣 *jir* は基数詞《二》の単数女性形を表わすが、この音価を正しく推定したのは豊田（1987）が

(105) 一方、概念ではなく人間（少なくとも人間の男性）を表わす名詞に化した形容詞は、単数男性形をとる。例えば、《悪い》を意味する形容詞の単数男性形 古丸ヰ *mudaar* は《悪人》を意味する名詞でもあるが、単数女性形 古丸出 *mudaař* は《悪事》を意味する名詞になる。

(106) 劉鳳翥等（1995: 321f.）は *paar* を WMo. *balyasu(n)* 《城鎮》の *bal* と同源とみて「邑」に当たると考え、*pin* が「食」に対応すると考えたが、《邑》と《食》がこの順で複合して「食邑」の意になるとは想像しがたい。

最初である。これは中期モンゴル語で主に女性に関わる基数詞《二》を表わす *jirin* の同源語である（豊田 1987: 3a）。矣 *meny* 《千》（劉鳳翥等 1995: 323）は MMo. *mijyan* 《千》の同源語で、金代の墓誌ではこれが「猛安」[YC *məŋ<sup>2</sup> an<sup>1a</sup>*] も表わす（O.JUR 28, LAO 37；矣矣 *menyan* (O.JUR 22; LAO 14, 15, 16, 21, 39) はその属格形。劉鳳翥等 1995: 342–344）。また、矣 *meny* は漢語「孟」[YC *məŋ<sup>3</sup>*] の表記にも用いられる（大竹 2015b: 8, fn. 50）。

『大唐六典』卷2尚書吏部や『金史』卷55百官志一によると食邑二千戸は開国郡公クラスの禄額であるが、遼代の実例からもそれが概ね支持される。食邑の戸数は額面どおり支給されるのではなく、通例その十分の一が「食実封」（単に「実封」とも）として賜与されるが（王曾瑜 1992: 165–167），この「食実封」は契丹語文献では 立札 立丙 *por pin* (S.DIL 1; 蘆迎紅・周峰 2000: 48) または 百札立札 立丙 *yalahal pin* (UJE 21, LAO 23; 劉鳳翥等 1995: 323) と表現されている。これは「真戸」の意で<sup>(107)</sup>、ここから *por* や *yalahal* が《真の、実の、正しい》といった意味を有することが推定される。

#### [06f] 叔ヰ 兮 安火 劣火 今丸乃 廿「開府儀同三司」

漢語「開府儀同三司」[YC *kay<sup>1a</sup> fu<sup>2</sup> i<sup>1b</sup> tun<sup>1b</sup> sam<sup>1a</sup> si<sup>1a</sup>*] を表記したもの（契丹文字研究小組 1976 五）。遼代漢語音では元代大都音でゼロ声母に合流する中古疑母 \*ŋ- が保たれていたので、「儀」字の声母が字素 炎 <ong> を用いて表記されている。

開府儀同三司は唐文散官（階官）の最上位で、官品は唐制で従一品。

#### [06g] 几爻𠥃 几考 𠥃夾「檢校太尉」

漢語「檢校太尉」[YC *gyem<sup>2</sup> gyaw<sup>3</sup> tay<sup>3</sup> uy<sup>3</sup>*] を表記したもの（契丹文字研究小組 1977: 74）。元代音では中古止蟹摂合口拗音 [TC -üy] がその直音 [TC -uy] に合流していたが、遼代音では両者が基本的に区別され、その拗音字「尉」は字素 夾 <uy> ではなく字素 夾 <üy> で表記される。

檢校太尉は檢校官中の第二位で、檢校太師に次ぐ。

#### [06h] 𠥃 令金平公𠥃「と加えられて」

令金平公𠥃 *dəmələhəy* は他動詞語幹 令金 *dəm(a)-* 《加える》(MMo. *neme-* 《添》，大竹 2016b: 28) + 受動態接辞 *-lah(a)-*<sup>(108)</sup> + 副動詞接辞 *-y* と分析される。その語義からも推察されるように、この動詞が表現するのは、その身に累加されていく官人の地位・身分・禄秩・特権等を示すための称号の授与であり、実際の職務と任期を有する職事官（差遣）を受けられる際に用いられる表現ではない（高井 2002: 18–20）。

𠥃 *kər* が引用標識として機能することは寶玉柱（2005）の観察するとおりで、筆者はこれを、註解 [06a] でみた 叔 *kəə-* ~ 夂 *k(a)-* 《……と言う》の *-r* 副動詞形と解する<sup>(109)</sup>。この語は、機能的

(107) 『大唐六典』卷2尚書吏部：「〈戸邑率多虚名，其言「食實封」者及得真戸〉」。

(108) この派生接尾辞は使役化の機能ももつが（註解 [04a] 参照），受動化（逆使役化）接辞としても用いられ、契丹語では形態論的に使役態と受動態が区別されない（愛新覺羅 [2003a] 2004a: 170–172）。

(109) 契丹小字『道宗皇帝哀冊文』(DZ 27–28) で 𠥃券 *kərəə* 《?》が 石券 *mərəə* 《巧い》(MMo. *mergen* 《多

には中期モンゴル語の副動詞 *keen* 《麼道》(先古典期文語 *kemen*)、現代モンゴル語の *gejü* (WMo. *gejü*) に対応する。すなわち、契丹語はモンゴル語と同じく、伝達や思考・認識を表わす動詞 (e.g. 十 *jaa-* 《話す、呼ぶ》, MMo. *iügüle-* 《説》, WMo. *kele-* 《話す》) がその内容を表わす補文節を直接とることができず、必ずこの Khit. *kər* (MMo. *keen*, WMo. *gejü*) を必要とする。ただし、伝達動詞としても使用されるこの動詞 Khit. *kəə-* ~ *kəə-* (MMo. *kee-*, WMo. *ge-*) 自身は直接補文節をとることができる(第8行第2字参照)。モンゴル語ではこの引用標識をとることのできる述語が伝達や思考・認識を表わす動詞に限らず、「引用」される内容も伝達や思考・認識の内容に限らない。例えば、*Boroyan šiber šiber gejü oroju bain-a.* 《雨がシトシトと降っている》(清格爾泰 1991: 343) という文では、引用標識によって提示された部分《シトシト》が、述部が表わす客観的な事態《(雨が) 降っている》についてのより臨場感のある描写となっている。契丹語でも事情は同じであり、この文では引用標識によって提示される《政事令、功臣八字、食邑二千、開府儀同三司、檢校太尉》という数々の恩典の列举が、述部が表わす《(恩典を) 加えられる》という事態についての鮮烈な描写となっている。

[07a] 舟公行 公火 又並丸 苟公 衣化公 舟力 令文孝伏 壴 劣少 舟公行 「[……を] 遣り、内省使の摂官には次子テヌニ司徒を遣り」

公火 又並丸 *nuy šeengən* は漢語「内省」[YC *nuy<sup>3</sup> šəŋ<sup>2</sup>*] の属格形(契丹文字研究小組 1977: 72)。元代音では中古梗摂二等 [TC -aj̚] と曾摂一等 [TC -oŋ̚] が [YC -əŋ̚] に合流していたが、遼代音ではその区別が保たれていたため、梗摂字「省」は曾摂字 (e.g. 今安 *səŋ* 「僧」[YC *səŋ<sup>1a</sup>*]) とは異なる表記をされる(沈鍾偉 2006: 494–496)。公火 又並 *nuy šeeng* 「内省」は内省司の長官である内省使を指す。内省は京城にある後宮を管理する官署で、文献上、上京・中京・東京に置かれたことが確認できる。

苟公 *čəwəən* は《代わりの》という意(即實 2012: 39)の、恐らくは形容詞で、そのまま名詞的にも副詞的にも使用される。職官名を表わす属格名詞句に続いて名詞的に使用される場合は、その職官の権摂官(漢語で「權」字や「摂」字を冠して表わされる)を意味する。

令文孝伏 *Teeniň* は契丹名の「字」で、語幹部分は漢語語彙を用いているが、字素 令 は語頭子音 *t, d* のどちらも表記しうる曖昧性を有つので、*Deeniň* とも読める。𡇠 劣少 *sui tuun* は漢語「司徒」[YC *si<sup>1a</sup> tu<sup>1b</sup>*] の属格形である(即實 1996: 87)。

舟公行 *ayləhəy* は他動詞 舟公 *ayləh(ə)-* 《遣わす》の *-y* 副動詞形。意味・用法は中期モンゴル語 *ile-* 《教去、教来》(WMo. *ilege-*) とよく対応するが、少なくとも中期モンゴル語形との間には規則的な音対応を立てることができず、同源語と認定するのには難がある。

本行は、引き続き令公について語る箇所である。前行の欠損部に続いて本行初頭とその後にも舟公 *ayləh(ə)-* 《遣わす》という述語があり、令公が複数の人物を地方官として派遣したことが記

---

能》), 土券 *terəə* 《乗物》(MMo. *tergen* 《車》), 又券 *ərəə* 《今》(MMo. *edüe, edöe* 《如今》) と押韻することが字素 仇 の(頭子音部分を除く) 音価推定の根拠となる。

述されているようである。権某京内省使として遣わされた人物は次子である 令文孝伏 廿 労 *Teenīň (~ Deeniň) su tuu* 《テヌニ（デーヌニ）司徒》とあるが、第9行に見られるように令公の次子はシャーニ相公と呼ばれているので、テヌニ司徒は令公の次子ではなく、その前に派遣先が記されている（第6行欠損部にその名が書かれていたであろう）人物の次子を指すのであろう。

[07b] 廿外 伏升玄 夷化 面内ぢ 来百 扱内 外ネ 「デュルブ部職は自ら行なって後ろにあった」

夷化 *iir* は既述のとおり《名》を意味するが、この《名》という意味を虚銜か実職かを問わず《官職》を指すものとしても用いる。ここは実職について語られている場面であり、そのような意味での *iir* の使用例と考えられる。

面内ぢ ---*aal* は他動詞 面（音価未詳）《つかむ、にぎる》（大竹 2016e: 67, cf. 「主持」（即實 2012: 356））の -*aal* 副動詞形（内ぢ -*aal* は 扱 -*aal* の異形態）である。この動詞語幹は契丹大字で漢字「把」に類似する字形で表記されるのが語義推定の証左となる。-*aal* 副動詞はその動詞が表わす事態と後続節の表わす事態との両立を表わす。面内ぢ 内- の意味を劉鳳翥（[1993] 2004: 635）が「親撰」、即實（1996: 231）が「御製」と推定しているように面内ぢ ---*aal* は《みずから》を意味するが、それは《掌握した状態で（何かを行なうこと）》が《他人の力に頼らず直接自分の力で（何かを行なうこと）》になるからであり、漢語「手」が《手にする》という動詞としての用法と《手ずから》という副詞の用法を併せもつのと同じ原理である。

来百 *cay* は動詞 *c(a)-*《する》の -*y* 副動詞形。MMo. *ki-*《做》との同源関係が疑われる。

扱内 外 *oraan* は《後ろに、後で》（愛新覚羅・吉本 2011: 109）を意味する空間詞で<sup>(110)</sup>、外ネ *car*《前に、先に》の対義語。両語は空間的な前後も時間的な前後も表現することができる。

ここでは、令公自身は祖先の出身部であるデュルブ（突呂不）部の職に身を置いて「後ろに在った」ということが述べられているが、これが具体的にどういう事態を指すのかは定かでない。

[07-08] 尤同 午当 主 王 令住谷北 叉利爻 [……] 叔尘収「景宗皇帝が常々語るには、[……] と言っていた」

令住谷北 *tülaðaæl* は副詞《常に》を表わし、《常》という名詞としても使用される（愛新覚羅・吉本 2011: 134）。その形態的特徴から、動詞語幹 令住 *til(a)-* と限界副動詞（terminative converb）接辞 収北 -*dæl*《……するまで》（MMo. -*tala/-tele*, Poppe 1954: 97）に分析できるように見えるが、この語形以外の用例を見出だせないため不明である。

又利爻 *šæørjær* は他動詞 叉利 *šæørj(a)-*《語る》の -*r* 副動詞形。この動詞語幹は契丹大字で漢字「舌」に酷似する字形で表記されることが語義推定の傍証となる。この動詞の受動態 叉利半収 *šæørjøləh-* の形動詞現在・単数女性形が 叉文卉女用爻 *šeerjilee*《語られている》（S.DIL 34, S.JUR 12）

(110) 愛新覚羅・吉本（2011: 144）は 扱内 外 *oraan* を 扱内 *oraad* の属格形としているが、少なくとも時間を表わす副詞節を形成する *oraan*《（……した）のち》はそのように分析することができない。また、*oraan* に形容詞派生接辞 -*d* を附して形成される 扱内ホ *oraad*《後の》を 扱内 ホ《or-aa-on》とするが、契丹小字の綴字規則（Ōtake 2017）に照らして合理的な解釈とは言えない。

であることは、語根 叉 *šaerj(ə)-* の音価推定の最も有力な根拠となる。-r 副動詞の用法は多岐にわたるが、ここでは中期モンゴル語の「準備副動詞（preparative converb）」*-run/-rün* (Poppe 1954: 98) と同様の機能を果たすことから、Khit. -r の一部は MMo. *-run/-rün* (の -r) と起源を同じくすることが疑われる。

収尘父 *kæl'ær* は他動詞語根 収 *kæ-* 《……と言う》 + アスペクト接辞 *-l-* + 形動詞過去・单数男性形接辞 *-aer* と分析できる。アスペクト接辞 *-l-* の機能についてはより詳細な研究が必要であるが、非完結相 (imperfective aspect) を表わす形式であると考えられる。

ここでは景宗が令公について恒常に称賛の言葉を述べていたことが記述されているようであるが、その内容についてはほとんど全てが欠損部にかかっており、明らかにできない。

[08a] 午用 凶火少 丂 几 全用伏 今忝伏 「令公の妻はハイルニ夫人である」

丂 几 *møø kuu* は《妻》を表わすが (豊田 1991b: 4), 逐語的には《女人, 女人》の意である (丂 *møø* 《女の; 母》 (王弘力 1986: 66), 几 *kuu* (MMo. *küün* 《人》, 豊田 1986a15f.)). 対義語である 午 几 *ay kuu* 《夫》は逐語的には《男人》の意。

今忝伏 *puužiň* は漢語「夫人」[YC *fu<sup>1a</sup> řin<sup>1b</sup>*] に対応する語であり (豊田 1982: 4), そこに淵源をもつが, 1字で表記されることや, 当時の漢語音として予想される語形 (今 忝丂 *puu žin* または 今 爰丂 *puu řin*) とは異なることから, すでに固有語として定着していた早期の借用語と考えられる。借用経路も直接漢語から入ったのではない可能性がある。

[08b] 凶火 今忝伏尙 夫化 夫半伏 「国夫人の号を得た」

凶火 今忝伏 *guy puužiň* は漢語「国夫人」[YC *guy<sup>2</sup> fu<sup>1a</sup> řin<sup>1b</sup>*] の訳語であるが (豊田 1982: 4), *guy* 「国」[YC *guy<sup>2</sup>*] が音訳, *puužiň* 《夫人》が固有語化した借用語による意訳という異なる構成をとる。巫火 凶火 今忝伏 *Xaan guy puužiň* 「韓国夫人」[YC *xan<sup>1b</sup> guy<sup>2</sup>*] (LUP 20) のように国号を示すことも多いが, ここでは国名を明示していない。

他動詞 尖 *al'(ə)-* 《もらう, 得る》(即實 1996: 458) は他動詞 又 *uhʷ(u)-* 《あげる, 与える》(MMo. *ög-* 《与》, 即實 1988a) と授受の方向についてペアをなす授受動詞である (大竹 2015a: 6-8)。モンゴル語には補助動詞として命令形のみが使用される動詞 WMo. *ali* 《くれ》が化石的に残存し, *ög* と対立をなす場合があるが (風間 2020: 53f.), 同源語とみてよいように思われる。『遼史』嘗衛志は太宗の行宮である永興宮の音訳契丹語名を「国阿輦斡魯朶」とし, その意味を「收國」と説明するが<sup>(111)</sup>, この「(国) 阿輦」[YC (*guy<sup>2</sup>*) *o<sup>1a</sup> lyen<sup>2</sup>*] は 凶火 尖当 *gur al'aən* 《国を得た》の訳で, *gur* 《国》は意訳, *al'aən* (形動詞過去・单数女性形) は音訳という構成をとっている。

「国夫人」は夫が一品または国公の爵を有する者の妻に与えられる外命婦であるが, 夫である令公が開府儀同三司 (従一品) の官品をもつて, この授爵は規定どおりとみることができる。

(111) 『遼史』卷 31 嘗衛志上・宮衛:「國阿輦斡魯朶. 太宗置. 「收國」曰「國阿輦」, 是爲永興宮. 初名孤穩斡魯朶.」

[08c] 又及 舟カ 今尤羽 𠂔凡「長子はスムジ太師である」

令公の長子、今尤羽 *Sumuň* はこの人物の契丹名の「名」である。後出の弟シャーニ相公や誌主の父グオーヌニ相公が〈字+称号〉で呼ばれるのとは対照的に〈名+称号〉で呼ばれており、彼らとは差別化されている。これはひとつには、称号の差から推察されるように官位の差に起因する可能性があり、もうひとつには誌主との間に直系の祖先－子孫関係があるかどうかが関与する可能性もある。この人物に関する具体的な事績は不明である。

[09a] [……] 𠂔凡 平同 凡火少 舟カ夫 舟カ「[……] 太師令公の孫である」

この文の直後から令公の次子に関する記載が始まるところから、ここまででは長子スムジ太師に関する記述が続いていると考えるべきである。

豊田（1986b: 8）や即實（1988: 58; 1996: 88）はこの文の主語を「太師」とみて「太師は令公の孫である」という文だと解釈しているが、そのような解釈は困難である。まず、この「太師」がスムジ太師であるはずはない。スムジ太師が令公の子である以上、この「太師」がスムジ太師ならば、この「令公」は令公の父を指すことになるが、すでにスムジ太師が令公の子であることを明言している以上、改めて「スムジ太師が令公の父の孫である」と言うはずがない。この「太師」がスムジ太師以外の人物であるとも考えにくい。「某太師は（スムジ太師の父の）令公の孫である」という意味だとすれば、この某太師はスムジ太師かその弟の子ということになるが、そうであれば、むしろスムジ太師との親族関係を述べるであろう。また、「某太師は某令公の孫である」という意味だとすれば、その某太師と某令公はそれ以前に既出の人物であるはずだが、前行の欠損部に彼らの説明が入るほどの字数はないようと思われる。

したがって、この文は「（某人は某）太師令公の孫である」（括弧内は欠損部に当たる）と読むべきである。「太師令公」は守太師・兼政事令（中書令）または檢校太師・兼政事令（中書令）の称号を帶する人物の敬称である<sup>(112)</sup>。文脈から判断して、この某人はスムジ太師の妻であろう（劉鳳翥 2014: 86）。契丹語の親族名称体系では、基準となる人物（ego）より下の世代の性別を基本語彙において区別しない。よって、舟カ *bey*《子》（豊田 1986b）は《むすこ》も《むすめ》も意味し、舟カ夫 舟カ *beyii bey*《孫（lit. 子の子）》（ibid.）は《男孫》も《女孫》も意味する。

スムジ太師の妻の祖父である太師令公が誰かは特定できないが、令公のおよそ 1 世代上の人物であるから、遼初を活動年代とする人物と推定される。

[09b] 末化父 舟カ 又丸出 今舟 凡火「次子はシャーニ相公である」

令公の次子、又丸出 *Šaaň* はこの人物の契丹名の「字」と思われる。契丹語資料には 又丸ネ *Šaar* という「名」が在証されるが（S.JUR 4），その語に接辞 -ň を附したのがこの「字」だと分析

(112) 漢文墓誌における実例として、『張嗣甫墓誌銘』（重熙 5 年（1036）撰刻）では誌主の父張儉を「尚父・太師令公」と呼んでいるが、これは張儉が「守太師・尚父・兼政事令」を有したことによる（『張儉墓誌銘』重熙 22 年撰刻）。また、『丁求謹墓誌銘』（清寧 3 年（1057）撰刻）では誌主の父丁元恪を「太師令公」と呼んでいるが、これは元恪が「檢校太師・兼政事令」を有したことによる（同墓誌）。

できる<sup>(113)</sup>。今舟 兮火 *seny gung<sup>w</sup>* は漢語「相公」[YC *syan<sup>3</sup> gun<sup>1a</sup>*] を表記したもの（契丹文字研究小組 1977: 72）。

この人物が「相公」と呼ばれるのは宰相号である平章事を有したことによるが、後に続く記述を見ると比較的若くして亡くなったことが窺え、宰相号は死後の追贈の可能性もある。

[09c] 公同 志少 舟カ 圣久伏 兮火 末穴少 去关「寧王の子ジルグニ公主を尚り」

兮火 末穴少 *gung<sup>w</sup>juūn* は 兮火 末穴 *gung<sup>w</sup>juū* 「公主」[YC *guŋ<sup>1a</sup> džü<sup>2</sup>*]（契丹文字研究小組 1977: 75）の属格・対格形で、ここでは他動詞の目的語として用いられているので対格と判断される。去 *al'(ə)-* 《もらう、得る》は公主の降嫁を受ける場合に用いる動詞で、他の女性を妻として娶る場合にはこのような表現を用いない。

遼朝で「寧王」[YC *nij<sup>1b</sup> wan<sup>1b</sup>*] に封ぜられた人物は一人しか知られていない。世宗と漢人の妃甄氏との間の皇子で、景宗の異母兄である耶律只沒（質睦）である（豊田 1982: 13）。『遼史』によれば、只沒は穆宗応暦 19 年（969）に宮人と私通したかどで宮刑に処されて牢獄に繋がれていたところを、折しも穆宗が弑殺されて景宗が即位したことで許されて寧王に封ぜられた<sup>(114)</sup>。保寧 8 年（976）には妻が南枢密使高勲の謀略に関わったとして誅殺され、只沒も高勲とともに身分を奪われ配流されたが<sup>(115)</sup>、聖宗統和元年（983）には寧王に復した<sup>(116)</sup>。石刻資料では、『張正嵩墓誌銘』（乾亨 3 年（981）撰刻）の撰者である趙衡が「守寧王府記室參軍」、『王説墓誌銘』（統和 26 年（1008）撰刻）の撰者である李度が「寧王府推官」の職に就いている。

『遼史』の言うように只沒が宮刑に処されたというのが正しければ、ここに見える寧王の王女ジルグニ公主は応暦 19 年（969）以前の生まれということになる。

[09d] 杏余凡 兮同 今当 主 王 吾夾 吾夾 [……] 「幼い頃には景宗皇帝と共に育ち [……]」

杏余 *uňuy<sup>w</sup>* は形容詞《小さい》（愛新覺羅 2004a: 236f.）の単数男性形（単数女性形は 𠂇 ---, 複数形は 杏余伏 *uňuyuň*; 大竹 2016e: 62）。年齢の小ささを言うことも多いが、同様に年齢の小ささを言う形容詞 川欠 *ojoj<sup>w</sup>* 《小さい》が 又及 *moo* 《大きい; 老年》の対義語として《若年》を指すのに対して、*uňuy<sup>w</sup>* は《幼少期》を指す。

吾夾 *dəwr* は副詞《ともに》を意味し、漢語「同知」の「同」の訳に用いられる（即實 1996: 150）

(113) この Šaar は『蕭和妻耶律氏墓誌銘』（重熙 14 年（1045）撰刻）で「紗里」[YC *ša<sup>1a</sup> l<sup>2</sup>*] と音訳されている。また、『遼史』では卷 84 に立伝される耶律沙がいるが、彼の名「沙」の原語は同じく Šaar か、或いは \*Šaa であろう。後者とすればそれに接辞 -ñ を附したのが Šaañ だという可能性もある。

(114) 『遼史』卷 64 皇子表・只沒字和魯董：「應暦末，與宮人私通，上聞，怒，榜掠數百，刺目而宮之，繫獄，將棄市。景宗即位，釋之，賜以所私宮人」，「景宗封爲寧王」；卷 108 方技伝・王白：「應暦十九年，王子只沒以事下獄。其母求卜，白曰：「此人當王，未能殺也，毋過憂」。景宗即位，釋其罪，封寧王。竟如其言」。

(115) 『遼史』卷 8 景宗紀上・保寧八年条：「秋七月丙寅朔，寧王只沒妻安只伏誅，只沒・高勲等除名」；卷 64 皇子表・只沒字和魯董：「保寧八年，妻造鳩毒，奪爵，貶烏古部」。

(116) 『遼史』卷 10 聖宗紀一・統和元年条：「春正月戊午朔……乙丑，奉遺詔，召先帝庶兄質睦于鼓塗殿前，復封寧王」；卷 64 皇子表・只沒字和魯董：「統和元年，皇太后稱制，詔復舊爵」。

ほか、後置詞《……とともに》としても使用され、遼漢対訳碑文『郎君行記』では漢語「与」によって訳出されている (LX 4; 即實 1996: 267)。これは契丹語に格 (case) として共格 (comitative) が存在しなかったこととも関係する。ここでは後置詞として使用されている。

残存部の末尾に見えているのは名詞 ち玄 *awr* 《年齢》ではなく、自動詞 ち玄 *awr-* 《育つ》の語幹部分であろう。第 10 行初頭の文はそのことに触れているものと考えられる。

この箇所は令公の次子シャーニ相公が景宗と共に育ったと語るが、その表現からは、シャーニ相公とのちの景宗皇帝耶律賢 (948 出生, 969 �即位) の生年が近かったことが窺える。

[10a] 朮 *emer* 为半 八冉半公从 为半 又考当 北为天 几尺平半公半又 ち火 「生きていては××な者がいる。死んだ後には××な者はいない」

朮 *emer* は《生きている、命ある》の意の形容詞で、MMo. *amidu* 《活的》の同源語 (大竹 2020: 485)。その次の 为半 *aay* は自動詞 为 *aa-* 《ある、いる》 (王弘力 1986: 61; MMo. *a-* 《有》, 即實 1996: 91) の -y 副動詞形と解すべきだが、後の 为半 *aay* は同一語幹の形動詞現在・単数男性形 (単数女性形は 百文 *yee*, 複数形は 朮 *aahaa*(?)) と解すべきである。

又考当 *moeñ* は自動詞 又 *m(u)- ~ m(o)-* 《死ぬ》 (対義語 𠂔 *suy-* 《生きる》) の形動詞過去・単数女性形である (考当 *-oeñ* は 当 *-aəñ* の異形態)。空間詞 北为天 *oraan* 《後に、後で》は第 7 行に既出。ち火 *awuy* は自動詞 ち *aw* 《無い》 (即實 1996: 263f.) の形動詞現在・単数男性形である (単数女性形は 丙 *iw*, 複数形は ち券 *awəə*)。不存在を表わす形式が形容詞ではなく動詞であるというのは契丹語の大きな特徴である。

これはシャーニ相公の死を悼む景宗の言葉を引いたものに違いない。景宗自身、乾亨 4 年 (982) に僅か 35 歳で崩御しているが、シャーニ相公はそれ以前に死去していることになる。

[10b] 业住非 业及子立半 弓矢求 业丙 包 丙 [...] 「多くなって残っている人戸三百 [...]」

业住非 *püliug<sup>w</sup>* は形容詞《超えている、餘っている、多い》 (愛新覺羅 2004d: 14) の単数女性形。この語形は語幹 (単数男性形 业平久 *pulug<sup>w</sup>* に同じ) の母音を前舌化することによって形成されている (大竹 2016e: 70–72)。业及子立半 *boolahay* はコピュラ動詞 业及子 *bool-* 《……になる》 (契丹文字研究小組 1977: 74; MMo. *bol-* 《做》) + 受動態接辞 *-ah(a)-* + 副動詞接辞 *-y* と分析できる。

弓矢求 *γömör* は動詞 弓行丸 *γomor-* 《のこる；のこす》の形動詞現在・単数女性形であり、この語形も語幹母音の前舌化によって形成されている (大竹 2016e; 大竹 2020: 133–136)。この単数女性形は『遼史』宮衛志に景宗の行宮彰愍宮の音訳契丹名として記録されている「監母斡魯朵」の「監母」 [YC *gyam<sup>1a</sup> mu<sup>2</sup>*] に当たり<sup>(117)</sup>、それによってこの語が「遺留」を意味することが判る。當時、遼・宋・西夏・高麗の間では国主や国母が亡くなると使者を送ってその「遺物」「遺留物」を贈り合ったが、その「遺物」「遺留物」も契丹語で 弓矢求 *γömör* と表現している (DIW 11)。

この文は、等位接続される 业住非 业及子立半 *püliug<sup>w</sup> boolahay* 《多くなって》と 弓矢求 *γömör* 《残っている》が連体修飾節となって女性名詞 业丙 *pin* 《人戸》を修飾しているが、*püliug<sup>w</sup> bool-*

<sup>(117)</sup> 『遼史』卷 31 宮衛志上・宮衛：「監母斡魯朵、景宗置、是爲彰愍宮、『遺留』曰『監母』」。

《多くなる》という述語が受動態であるのは、この述語が表わす変化が主語である *pin* 《人戸》の意志によるものではないことを示すための標示であるらしい。

[11a] 𢃤帀𢃤 奉赤平又「三度行った」

𢃤帀𢃤 *yoday* は他に 𩫑𢃤 *yoday*, 𩫑化𢃤 *yuday* という表記・音韻のゆれがあるが、《三回》を意味する回数詞である（吳英皓 2012: 55f.）。これは数詞語根 *yor* ~ *yur* 《三》に回数詞接辞 *-day* が附加されたものだが（語根末 *-r* は脱落），この接辞の咽頭化子音 *γ* は語基の咽頭性の有無にかかわらずこの音で現われ、*-dəg* ~ *-day* の交替を示さない（e.g. 𩫑𠂇𢃤 *ižday* 《九回》(S.DIL 5)）。

奉赤平又 *aadələr* は自動詞語幹 奉ネ *aar-* 《行く》 + 形動詞過去完了・单数男性形接辞 *-dələr* (*-lər* の異形態) と分析される。この形動詞接辞の異形態は語幹末が流音 *-r*, *-l* である語幹に接尾する形式で、その際に語幹末の *-r* は脱落する（大竹 2020: 175f.）。

前行でシャーニ相公についての記述を終えたのち、誌主の父グォーヌニ相公についての語りが始まっていると考えられるため、本行初頭のこの記述も父相公の活動を述べたものと理解される。他の契丹文墓誌の記述をふまえると、《三度行った》というのは遼朝の外交使節としていずれかの国家に3次にわたって派遣されたことを言うとみるのが最も妥当な見解であろう。

[11b] 𩫑 叴 叉考又 凡赤 令金平𠂇𢃤「太子少師の号を加えられ」

𩫑 叴 叉考又 凡 *tay su šew<sup>L</sup> šu* は漢語「太子少師」[YC *tay<sup>3</sup> dzl<sup>2</sup> šyew<sup>3</sup> ši<sup>1a</sup>*] を表記したもの（豊田 1982: 4）。叉考又 *šew<sup>L</sup>* 「少」(cf. 叉考 *šew*) は字素 𩫑 (uu) によって特定の声調（ここでは去声）を示そうとした特殊表記である。

太子少師は本来的には職事官である東宮三少（太子少師・太子少傅・太子少保）の首であるが、元豊改革以前の宋朝官制において東宮三師・三少が文官の官階（文階）名となっていたように、遼朝の東宮三師・三少も実職ではなく虚銜であった。そのことはここで 令金平𠂇𢃤 *dəmələhəy* 《加えられて》という表現がとられていることからも判る（註解 [06h] 参照）。

[11c] 𩫑火 凡同赤 平丙 叉赤 午奉ネ「中京の留守として在ったところ」

𩫑火 凡同 *Jung<sup>w</sup> ging* は漢語「中京」[YC *džurj<sup>1a</sup> giŋ<sup>1a</sup>*]、平丙 叉赤 *liw šəw* は漢語「留守」[YC *liw<sup>1b</sup> šiŋ<sup>2</sup>*] を表記したもの（劉鳳翥・于寶麟 1976）。

午奉ネ *saar* は自動詞 午奉 *saa-* の形動詞過去・单数男性形 (-əər の異形態が接尾) と同一語幹の *-r* 副動詞形の2通りの解釈可能性があるが、文脈をみると後者の方がつながりがよいように思われる。契丹語には 奉 *aa-*, 午奉 *saa-*, 正 *baa-*, 力 *naa-* という 〈(頭子音+) aa-〉 の構成をもつ一連の類義動詞があり、いずれも存在動詞と推定される。このうち *saa-* は即實（1996: 89）が MMo. *sau-* 《坐》の同源語とみて「居」や「任」といった訳を当て、また豊田（1991b）が「駐」と解しているが、そのように《腰を据えて一処に留まる》というニュアンスがあるように感じられる。これらの存在動詞は存在の対象を表わす名詞句を唯一の項（主語）とする自動詞と考えられるが、ここでのように主語以外の名詞句を伴うことがしばしばあり、存在の様態を示している。同様の要素は移動動詞においても見られ、例えば 奉ネ *aar-* 《行く》や 午𠂇 *əyləh(ə)-* 《遣わす》は前に

耑内本 *jaraar* 《使者》を伴って《使者として行く》，《(誰かを) 使者として遣わす》という意味で使用される (e.g. 考火 兮赤内 端内本 为火 *Cii gurən jaraar aač* 《齊国 (～) の使者として行って》 (O.JUR 19)).

中京は聖宗統和 25 年 (1007) に奚王の牙帳の地に建設された都城。府名は大定府と言<sup>(118)</sup>う。現在の内蒙古自治区寧城县に当たる。

[11d] 考爻火半九 公半化立ぢ引 丹爻火 又立火 午爻火半癸爻「統べ治める名声を大いに知られた」

貞爻火半九 *üduulđələg* は他動詞 贞爻平 *üduul-* ~ 贞爻住 *üdüüüł-* の *-ləg* 形動詞单数形 (*-đələg* は *-ləg* の異形態)。この動詞は他動詞化接辞 *-l-* によって名詞 贞爻 *üduu* ~ 贞爻 *üdüüü* から派生したものだが、名詞語根も派生動詞も語義が明確ではない。ここでは並列される動詞の類義語とみて派生動詞の語義を「統べる」と試訳した。

公半化立ぢ引 *nayrahalač* は他動詞 公半化立 *nayrah(a)-* 《整える、治める》の *-ləg* 形動詞单数形 (*-lay* は咽頭調和による *-ləg* の異形態) で、この他動詞は自動詞 公半化 *nayr-* 《適う、合う》からの使役化接辞 *-ah(a)-* の附加による派生動詞である。

丹爻火 *alduur* ~ 丹爻 *aldur* は《名声》の意。契丹語の語形は末音節に *uu~u* があり、MMo. *aldař* 《声》とは対応しない。同源語とみるよりむしろ契丹語 *aldur* [*alder*] がモンゴル語に借用されたのが *aldar* だと考えた方がよい。

又立火 *mahač* 《大いに》は形容詞語根 又立 *mah(a)* 《大きい》(单数男性形 又及 *moo*, 单数女性形 又 *mää*, 複数形 又立冬 *mahaz*; 大竹 2016e: 65f.) からの派生副詞 (大竹 2016e: 86)。

午爻火半癸爻 *sərgələħər* は午爻火半癸爻 *sərgələħər* の異形とみて、他動詞 午爻火 *sərg(a)-* 《知覚する》 + 受動態接辞 *-ləh(a)-* + 形動詞過去・单数男性接辞 *-əər* と分析する。Khit. *sərg(a)-* は MMo. *sere-* 《覚》と関係するかもしれないが、Khit. *-g(a)-* の由来が定かでない。形動詞過去接辞 *-əər* は特定の環境では短母音で現われやすいこと、後続の 化 両丸 *ir door* が談話の大きな切れ目を示すことから、語末の 又 *-ər* は *-r* 副動詞接辞ではなく形動詞過去接辞と判断する。ここでは述語が受動態 午爻火半癸爻 *sərgələħ(a)-* 《知られる》の形式をとるが、《相公が (自分の) 名声を (世間に) 大いに知られた》という持ち主受け身の構文になっていると考えられる。

[11e] 化 両丸 火 午丹火 夷化 令金半癸 [……] 「そののち使相の号を加えられ [……]」

化 *ir* 《こちら》は方向を示す近称指示詞で、対義語は 令化 *tir* 《あちら》。このように契丹語はモンゴル語と同様に指示詞が遠近の二項対立を有し、音韻的には近称 Ø- (ゼロ) : 遠称 *t-* の対立をなす (Wu 2011)。*ir* は時間を表わす際には 矢 冬本 禿 卍火 化 *ňaar azar iž ayndii ir* 《清寧九

(118) 『遼史』卷 14 聖宗紀五・統和二十五年条:「春正月, 建中京」; 卷 39 地理志三・中京道:「中京大定府。……聖宗常過七金山・土河之濱, 南望雲氣, 有郛郭樓闕之狀, 因議建都。擇良工於燕・薊, 董役二歲, 郊郭・宮掖・樓閣・府庫・市肆・廊廡, 擬神都之制。統和二十四年, 五帳院進故奚王牙帳地。二十五年, 城之, 實以漢戶, 號曰「中京」, 府曰「大定」」。

年（1063）以後》<sup>(119)</sup> (D.CAL 38) のように奪格名詞句 (-ndii) で示される基準時点より現在に近い側を指す。丂𠀤 door は《下に》(劉鳳翥等 2004: 110; MMo. *dora* ~ *doro* 《下》, 大竹 2015: 92) を意味する空間詞。ir door という表現はしばしば見られるが、それまで記述していた時代から後代に話題が移る際に使用されており、《こののち、そののち》といった意味で理解できる。

𠂇 今弔 šu seny は漢語「使相」[YC ſi<sup>3</sup> ſyaj<sup>3</sup>] を表記したもの（豊田 1982: 4）。使相は節度使と宰相の称号を併せもつ者を指す。ここに記述されているグオーヌニ相公は『蕭相公墓誌』の誌主であるが、その誌文中に相公が宰相号である同政事門下平章事を授かったことを示す記述があり（註解 [B02] 参照），本行の記述と並行する。相公が節度使号を有したことは少なくとも残存部分には見えないが、遼代墓誌資料では平章事を有する武官のほとんどが節度使号をも有したことが確認でき、相公もその例に漏れなかったであろうことは想像に難くない<sup>(120)</sup>。

[12a] 𠂇弔 𠂇火少 丹カ「相公の子である」

この文のあと、誌主ガウニ太師がグオーヌニ相公とパウゴニ夫人の子であると述べられるが、単に人名のみで二人に言及していることから、グオーヌニ相公もパウゴニ夫人もそれ以前にすでに説明がされている既知の人物だということが推測される。グオーヌニ相公に関わる記述は第 10 行欠損部から第 11 行欠損部まで、そのあと本行冒頭までパウゴニ夫人に関する記述が続いていると考えるのが自然であり、ここは誌主の母パウゴニ夫人が某相公の子であると述べているものに違いない。『蕭相公墓誌』の残存部分からは、相公の妻が耶律氏の出身であることが判るのみで（註解 [B05b] 参照），それ以上の手がかりは得られない。

[12b] 𠂇丸伏 叴 𠂇 叻公伏 𠂇弔 𠂇火 止丸余伏 少弔伏 圣𠀤 又及 丹カ「ガウニ太師はグオーヌニ相公とパウゴニ夫人の長子である」

契丹語ではモンゴル語と同様に、名詞句の等位構造を基数詞を用いて表現する。例えば、《A と B》なら〈A B 《二》〉と表現し、《A と B と C》なら〈A B C 《三》〉と表現する。ここでは 叻公伏 𠂇弔 𠂇火 *Geoniň seny gung<sup>w</sup>* 《グオーヌニ相公》と 止丸余伏 少弔伏 *Pawyuň puužiň* 《パウゴニ夫人》が基数詞《二》の女性形 圣 *jir* によって並列されている。この数詞の性別はそれが指す対象の文法的性に一致するが、契丹語ではその対象に男性名詞と女性名詞の両方が含まれている場合は女性形をとるため、ここでは女性形の *jir* が使用されている。

(119) この語句は咸雍元年（1065）の道宗の発言中に見られる。

(120) 墓誌資料の中には、節度使号（虚銜）を有しながらもそれを記載しないものがある。例えば、韓匡嗣の五子徳威は『韓匡嗣妻蕭氏墓誌銘』（統和 11 年（993）撰刻）では「彰武軍節度使・同政事門下平章事」の称号が確認され、契丹文墓誌でも徳威ら兄弟が使相であったことを記すが（K.DIL 4），本人の墓誌（統和 15 年（997）撰刻）の首題や『耶律元佐墓誌銘』（大康 9 年（1083）撰刻）では同政事門下平章事のみを記載して節度使号は記さない。また、漢文『耶律宗教墓誌銘』（重熙 22 年（1053）撰刻）では首題に「保義軍節度・同中書門下平章事」の両号を記すものの、本文では当該節度使の授与には触れず、同中書門下平章事の加号のみが語られる（対応する契丹文墓誌の記述（LUP 13）には「使相の号を加えられて」とある）。このように、使相を兼帶する武官にとって宰相号を有することこそが重要なのであって、誌文に節度使加授の記載がなかったとしても即座に使相の可能性が否定されるわけではない。

ここから、誌主であるガウニ太師本人に関する記述が始まる。典型的な墓誌ではここに誕生年月日の記述が続くが、本墓誌ではそれがなかったようで、この直後から太師の人品にまつわる記述に移行している。その描写は至って紋切り型で没個性的なものである。

[13] 尤亥 止只亥 为半 方 ㄩ 安文仝「初め、外に在って弟ホーンゲーム」

尤亥 *umur* 《はじめ》は「元年」の「元」に用いられる用例が契丹文字発見のごく初期に特定され（厲鼎煃 1932），漢文の「夫孝，百行之冠，衆善之始也」（『後漢書』卷 39 江革伝）の「始」に対応する例も発見されている（大竹 2015b: 14）。

止只亥 *buhur* 《外に》（即實 2012: 410, 412）は 翁內 *ujən* 《内に》と対立する空間詞で、《中央》に対する《地方》を指す。すなわち、止只亥 为半 *buhur aay* 《外に在って》というのは、皇帝の牙帳に随行することなく當時の居住地域に生活していたことを言う。

苟 *dəw* 《弟》が厳密には《男性からみた同性の年下きょうだい》を意味し、《弟》とは体系的な差異があることは大竹（2014）を参照。その後に見える ㄩ 安文仝 *Xʷää ngeem* は契丹名の「名」であり、豊田（1982; 1986a: 9f.）はこれを漢語語彙「華巖」[YC *xwa<sup>1b</sup> (\*ŋ)yem<sup>1b</sup>*] に比定する。字素 ㄩ の音価はこの比定に依拠して推定したもので、これについてはやや疑問が残るが、いまは豊田説に従っておく。この人物については第 20 行で記述されている。

[14a] 朮考丈夫 朮安 又安 午半 主 王內 面内ㄔ 冈半立ヰ 夫关「漢児の×を聖宗皇帝に自ら作ってもらい」

朮考丈夫 *Jewryuy* は固有形容詞《漢児の》を表わす単数女性形である（単数男性形は 朮考丈夫女 *Jewryur*、複数形は 朮考丈夫卡 *Jewryuz*；愛新覺羅 2003c: 144f.）。他言語資料におけるこの語の対応語については蘇航（2017）を参照。それに続く 朮安 *čəng*~*jəng* は漢語語彙と思われるが、待考。

又安 午半 主 王 *Šəng zunyʷχonyʷtii* は漢語「聖宗皇帝」[YC *šin<sup>3</sup> dzun<sup>1a</sup>*] を表記したものである（契丹文字研究小組 1977: 69）。

冈半立ヰ ---*lahay* は他動詞語幹 冈（音価未詳）《つくる》+使役／受動接辞 *-lah(a)-* +副動詞接辞 *-y* と分析できる。この文の構造はやや入り組んでいるが、基本にあるのは

又安 午半	主	王	面内 <small>ㄔ</small>	朮考丈夫	朮安	冈
Šəng zunyʷ	χonyʷ	tii	--- <i>aal</i>	<i>Jewryuy</i>	<i>čəng</i>	--- <i>ay</i> ,
聖 宗	皇	帝が	自ら	漢児の	×を	作って,

という他動詞節であり、原文はこの節の目的語《漢児の *čəng*》を文頭に置いた上で、誌主太師を使役者、聖宗皇帝を被使役者とした使役文を形成するために元の主語項《聖宗皇帝》を対格項にし、述語動詞を使役態にしている（使役者である主語項は明示されていない）。さらに、主語項である太師が受益者であるという恩恵の方向を示すために授受動詞 夫 *al'(ə)-*《もらう》（註解 [08b] 参照）を助動詞として加えている。契丹語では動詞の使役態と受動態が同一形式であるため、この文を受け身文として分析する餘地があるが、《聖宗皇帝》が対格標示をうけていることから判断すると、使役文の一種だと思われる。

[14b] 一 小 叱化 穴谷 𠂔矣 血平立ヰ「北・南面の諸臣みな××して」

一---, 小 *der* はそれぞれ空間詞《北に》, 《南に》を表わし (劉鳳翥 1984: 49; 王弘力 1986: 63), 叱化 *uud* は方位・方向を表わす語を前に置いて《……側》の意味を表わす (大竹 2015a: 2). この語は空間詞 叱女 *uun* 《上に》の派生形容詞 叱化 *uud* 《上の》(註解 [04c] 参照) とは別語のようである. もし形容詞であって次の語を修飾しているのならば, 被修飾語との間に一致を生じるはずだが, 例えばここで被修飾語 穴谷 *ñayd* (穴 *ñay* 《官人, 臣僚》(即實 1996: 503) の複数形) とは明らかに一致を起こしていない.

ここに言う 一 小 叱化 穴谷 --- *der uud ñayd* 《北・南の諸臣》には 2通りの解釈があるようと思われる. ひとつは遼国内の南北と理解し, 《北の諸臣》とは契丹人官僚を, 《南の諸臣》とは漢人官僚を指すとする解釈, もうひとつは遼宋間の視点からみた南北と理解し, 《北の諸臣》とは遼朝官僚を, 《南の諸臣》とは宋朝官僚を指すとする解釈である. ここでは, 続く聖宗の聖旨の理解が覚束ず, どちらの解釈を採るべきか定かでない. この聖旨の内容については後考を俟つ.

[15a] 丹カ关 丹カ 出爻 午舟 𠂔亦冉 𠂔几 呈及 尔火矢 矢关 𠂔火火 及子爻「孫ゴウユー將軍の妻アゴー娘子のことで坐って流刑に服した」

出爻 *Tuyuu* は契丹名の「名」で, この名は漢文資料で「古昱」[YC *gu<sup>2</sup> ü<sup>3</sup>*] (『遼史』卷 92 耶律古昱伝ほか) や「骨浴」[YC *gu<sup>2</sup> ü<sup>3</sup>*] (『遼史』卷 93 蕭岡玉伝), また「兀欲」[YC (\**ŋ*)*u<sup>3</sup> ü<sup>3</sup>*] (121) (『耶律慶嗣墓誌銘』大安 10 年 (1094) 撰刻) と音訛される (愛新覺羅 2006a: 117–119, 203; 愛新覺羅 2006b: 62–64). 午舟 𠂔亦 *zeny gün* は漢語「將軍」[YC *dzyan<sup>1a</sup> gün<sup>1a</sup>*] を表記したもの (契丹文字研究小組 1977: 72).

呈及 *Ayoo* も契丹人名で, 初頭の字素 呈 *(ay)* は 丹呈 来也 *Bay<sup>w</sup> jəw* 「博州」[TC *bəg<sup>4</sup> dži<sup>w</sup><sup>1</sup>*, YC *baw<sup>2</sup> dži<sup>w</sup><sup>1a</sup>*] (LAO 23, 劉鳳翥等 1995: 323) といった漢語や, 『遼史』の「阿古只」[YC *o<sup>1a</sup> gu<sup>2</sup> dži<sup>2</sup>*] に対応する 呈羽 *Ayuj* (TAY 2, 愛新覺羅 2004c: 12) といった人名の表記に使用されることから音価が推定される. 尔火 *ahuy* は漢文資料で「娘子」と訳される女性親族名称で, 名に附ける称号として用いられる (趙志偉・包瑞軍 2001: 36).

このゴウユー・アゴー夫妻の名は『遼史』聖宗紀太平 8 年 (1028) 条に見える:

樞密使・魏王耶律斜軫孫婦阿恬指斥乘輿, 其孫骨欲爲之隱. 事覺, 乃并坐之, 仍籍其家.

(『遼史』卷 17 聖宗紀八・太平八年十月条)

「阿恬」[YC *o<sup>1a</sup> gwo<sup>2</sup>*] は 呈及 *Ayoo* の, 「骨欲」[YC *gu<sup>2</sup> ü<sup>3</sup>*] は 出爻 *Tuyuu* の音訛であり, 本墓誌が記す事件は明らかにこの一件を指している. したがって, 本行初頭 丹カ关 丹カ *beyii bey* 《孫》の前 (第 14 行末) には, 耶律斜軫 (?-999) の名があったはずである<sup>(122)</sup>. 「指斥乘輿」は皇帝批

(121) この音訛人名は遼代初期の音訛方式を踏襲したものである. 遼代初期の漢語音では唐代長安音のように中古疑母 *ŋ-* の脱鼻音化の程度が強く, 契丹語の語頭阻害音 *g-* ~ *ŋ-* を音写するのに適していたと考えられる (大竹 2024: 104f.).

(122) 耶律斜軫は遼代中期の名将・重臣. 『遼史』卷 83 に列伝がある.

判を指し、十惡のひとつ大不敬に數えられる（島田 1954: 153f., 178）。

矢关 *əndii* は自動詞 矢 *ənd(ə)*- 《過ちを犯す》の -y 副動詞形。この動詞は MMo. *ende-* 《差》と完全に規則的な音対応をなし、この同源関係によって語義を推定することができる。契丹語資料にはこの動詞の派生名詞 矢关 *ənduur* 《過ち》（O.JUR 38）も在証されるが、《*ənduur* がひとつも無い》という文脈で用いられており、この語義推定が誤りでないことの証左となる。

及子又 *oolər* は自動詞 及 *oo-* 《入る》の形動詞過去完了・単数男性形 (-*lor*)。

冗火 *guyld* は名詞 冗火半 *guyl* の与位格形である。この名詞は本墓誌の他に 2 件の墓誌に在証される。『蕭忽突董墓誌銘』の誌主蕭忽突董は大康 2 年（1076）に罪を得て罷免されたが<sup>(123)</sup>、その時に配流処分を受けた蕭岩寿と親交があったという理由で、翌年に保州の *guyl* に行かされた（cf. 愛新覺羅・吉本 2011: 35）：

止爻	夬也女	<u>冗火火</u>	刃火	彳爻來	北爻杏	<u>冗火火关</u>	夬关	
<i>Buu</i>	<i>jəwn</i>	<i>guyld</i>	<i>aař</i>	...	<i>taalzəj</i>	<i>əluuň,</i>	<i>guyldii</i>	<i>anii</i>
保 州 の	GUYL	に 行って	……	聰明に	判断したので、	GUYL から	脱して	

(XUD 14, 15)

この文の後半は、大康 5 年（1079）に勅許が下りて忽突董が *guyl* から脱したことが記述されている。

バーリン左旗三山郷南溝出土墓誌残石に 丂爻 夬也女 八爻 冗火半 *Buu jəwn kəj guyl* 《保州の辺境 *guyl*》（NAN 14）とあるのも同じもので、誌主はこの *guyl* へ入ったのち、

丂爻	夬也女	<u>冗火半</u>	夬化矢关	半化丂北	<u>冗火火关</u>	夬火
<i>θənən</i>	<i>šüü</i>	<i>mürən</i>	<i>iirəndii</i>	<i>ayrzəal,</i>	<i>guyldii</i>	<i>anaal</i>
ウスンが	枢	密の	職から	罷めると、	GUYL から	脱して

(NAN 15)

として *guyl* から脱している。どちらも、奸臣として名高い耶律乙辛（丂爻 *θənən*、漢名英弼）が枢密使の職にあった大康 2-5 年の間に *guyl* へ送られ、その後に *guyl* から脱した例である。遼朝において、保州は高麗と接する辺境の地にあって、配流先のひとつであった<sup>(124)</sup>。これらの例から、*guyl* には《流刑地》あるいは《流刑》という語義が推定されよう。

よって、本行で述べられているのは、太平 8 年（1028）のアゴー娘子の指斥乘輿およびその夫ゴウユー將軍による隠蔽の事件に誌主太師が何かしらの関与をし、配流処分を受けたということである。

(123) 『遼史』卷 23 道宗紀三・大康二年条：「十一月甲戌，上欲觀起居注，修注郎不擣及忽突董等不進，各杖二百，罷之，流林牙蕭岩壽於烏隗部」。

(124) やはり耶律乙辛と対立した耶律孟簡が保州に流されている：『遼史』卷 104 文學伝下・耶律孟簡：「大康初，樞密使耶律乙辛以姦檢竊柄，出爲中京留守，孟簡與耶律庶箴表賀。未幾，乙辛復舊職，銜之，謫巡磁窯關。……明年，流保州」。

[15b] 令么火 而升火火 又立火 为ヰ「敵と戦って善くあって」

令么火 *dehand* は名詞 令ヰ *dää* 《敵》(MMo. *dain* 《敵》, 即實 1996: 247) の与位格形.

而升火火 ---*uhuyii* は自動詞 而升火 ---*uhuy-* 《戦う》の -y 副動詞形. 語形の類似する動詞として他動詞 而升 ---*uh"(u)-* 《斬り殺す》が確認される.

又立火 *sahaj* は形容詞 又ヰ *sää* 《良い》(即實 1996: 266; 複数形 又立亦 *sahad*) の派生副詞(大竹 2016e: 72f., 86).

[15c] 犬 モ 几火化 夫火 叻立ヰ「十一の功を××立て」

几火化 *gungud* は 几火 *gung<sup>w</sup>* 「功」[YC *guŋ<sup>1a</sup>*] の複数形.

夫火 *al'ii* は他動詞 夫 *al'(ə)-* 《もらう, 得る》の -y 副動詞形と同形であるが, そのように解釈したい用例が多く, ここでも解釈が難しい.

叻立ヰ *baydahay* は他動詞 叻立 *baydah(a)-* 《立てる》の -y 副動詞形.

[15d] 止内冬 庚爻女 羽ヰ 丂子半立ヰ「勇猛な名声が宮廷に聞こえて」

止内冬 *χuzaa* は《勇猛な》(愛新覚羅・吉本 2017: 189f.) を意味する形容詞の单数女性形である(单数男性形は 止内 *χuzaa*). ここで女性形が用いられるのは被修飾語 庚爻女 *alduur* 《名声》が女性名詞であることによる. これは勿論《(太師が) 勇猛だという名声》の意.

丂子半立ヰ *dooləlahay* は他動詞語根 丂子 *dool-* 《聞く》(WMo. *duyul-* 《聞く》, 大竹 2015c: 91) + 受動態接辞 *-lah(a)-* + 副動詞接辞 *-y* に分析できる. この態接辞は使役接辞として解釈できる餘地もあるが, 持ち主受け身文《(太師が) (自分の) 勇猛な名声を宮廷に聞かれて》として解釈する方が契丹語の構文的選好に合致するように思われる.

[16a] 央平立ヰ「取られて」

他動詞語根 央 *aw-* 《取る》(MMo. *ab-* 《要》, 寶玉柱 2005: 131f.) + 受動態接辞 *-lah(a)-* + 副動詞接辞 *-y* と分析される. 墓誌資料ではこの動詞が《官に取り立てる》という意味でしばしば使用される. 本墓誌ではここまでとところで, 罪を得たことで一度は閉ざされた誌主の官途が, 武功を立てたことで再び開けたことが記述されている.

[16b] 羽谷 杏余女 丂火 兮「寝殿の小底の敵史」

羽谷 *ujəd* 《内の》(即實 2012: 376) は空間詞 羽ヰ *ujən* 《内に》から派生される形容詞の单数男性形である(单数女性形は 上丸 *üjid*, 複数形は 羽谷伏 *ujədiñ*; 大竹 2016e: 80f.).

杏余 *uňuy<sup>w</sup>* は註解 [09d] で見たように《小さい》を意味する形容詞の单数男性形であるが, 漢文資料で「小底」と呼ばれる役職を表わすのにも用いられる。「小底」は即ち「小的」「小さい」の意味であり, *uňuy<sup>w</sup>* はその直訳だと見える. この役職は余靖「契丹官儀」に「如官奴婢之屬也」とすら説明されているように<sup>(125)</sup>, 下級の雑役を指す.

丂火 兮 *cany šiū* は漢文資料に「敵史」[YC *tšyan<sup>2</sup> ši<sup>2</sup>*] と表記される官職名に当たる(契丹文字

<sup>(125)</sup> 『武溪集』卷 18 雜文・契丹官儀: 「<sup>(下)</sup>宮院人呼小底, 如官奴婢之屬也」.

研究小組 1977: 76). 故史は漢語由来の借用語に違ひなく（原語は「長史」か），漢語という意識が残っているためであろう，音節単位で2字に分かれ書きされる。

*ujən* や *ujəd* が天子の居所としての《内》を指すことをふまえると，羽袴 杏余 *ujəd uňuyw* は『遼史』に見える「寝殿小底」に比定できると思われる<sup>(126)</sup>。《寝殿小底の故史》はそれら宮中に雜役をこなす小底の統括官を指すとみられる。

[16c] 山 令文芳矢 公企 力ち引 杏余少 丂乞 ル「金殿に近侍する小底の故史」

山 *nöryw* は《黄色い，金色の》を意味する形容詞の单数女性形であり，聖宗の行宮である興聖宮の音訳契丹名「女古斡魯朵」の「女古」[YC *nü<sup>2</sup> gu<sup>2</sup>*] はこの語の音訳である<sup>(127)</sup>（即實 1988b: 69）。令文芳 *deen* は漢語「殿」[YC *dyen<sup>3</sup>*] の借用語で（契丹文字研究小組 1977: 61），山 令文芳 *nöryw deen* はすなわち「金殿」を表わす（豊田 1982: 5）。

「金殿」は『遼史』道宗紀・清寧 3 年（1057）条に「五月己亥，如慶陵，獻酌於金殿・同天殿」（卷 21 道宗紀一）とあるのを唯一の在証例とする。ここから，当時聖宗と興宗の陵墓があった慶陵に金殿と同天殿が存在したことが判る。ところで，同天殿も『遼史』には一見するのみだが，契丹小字『耶律弘本妻宋魏国妃墓誌銘』（乾祐 10 年（1110）撰刻）には，

火	火	同	伞	当	主	王	丙	火	毛	火	令	文	芳	矢	又	舟	半	仍	北
<i>King<sup>Q</sup></i>			<i>zunyw</i>		<i>χonyw</i>	<i>tiin</i>		<i>ňaar</i>		<i>ňuməzəg</i>		<i>deenənd</i>		<i>ərbəl</i>		<i>bižəel</i>			
興			宗		皇	帝の	天	（に）	同	じ	殿	に		像	を	立	て		（URH 7）

とあって，同天殿が興宗陵に付隨する施設だったことが判る。ここから，もう一方の金殿は聖宗陵に付隨する施設だった蓋然性が大きい。そうであれば，誌主がこの役職に就いた時点で聖宗（在位 982–1031）はすでに崩御しており，第 7 代興宗（在位 1031–55）の朝代に遷っていたことになる。聖宗朝末期の太平 8 年（1028）から配流されていたことを考慮するとそれが妥当である。

公企 *nəm* は《近くに》（愛新覺羅・吉本 2011: 135）を意味する空間詞であり，力ち引 *aalay* は自動詞 力 *aa-* 《ある，いる》の *-lag* 形動詞单数形である。公企 力ち引 *nəm aalay* はすなわち《近侍する》の意。

公企 力ち引 杏余 *nəm aalay uňoyw* は『耶律仁先墓誌銘』（D.CAL 30）にも見え，これは『遼史』の「近侍小底」に比定できる<sup>(128)</sup>。『仁先墓誌』に見られる近侍小底は宮中に在職する者たちとして言及されているが，本墓誌の《金殿に近侍する小底》の場合は，次文で中央官への転任が語られていることから外任の官であったことが判る。したがって，ここで言う《近侍》の対象は，時の皇帝興宗ではなく，すでに崩御し慶陵に眠っている聖宗を指すのだろう。

[16d] 业市火 戊卡升火 卦平立ヰ「戻って召し取られて」

业市火 *podii* は自動詞 业市 *pod(ə)-* 《戻る，帰る》の *-y* 副動詞形。遼漢対訳碑文『郎君行記』に

(126) 『遼史』卷 96 耶律良伝：「重熙中，補寢殿小底」；卷 98 耶律胡呂伝：「重熙末，補寢殿小底」。

(127) 『遼史』卷 31 営衛志上・宮衛：「女古斡魯朵，聖宗置，是爲興聖宮。「金」曰「女古」」。

(128) 『遼史』卷 20 興宗紀三・重熙二十一年七月条：「癸亥，近侍小底盧賓僞學御畫，免死，配役終身」。

この動詞の形動詞過去完了・单数男性形 丗帀半 又 *podələr* (LX 4) が使用されていることから早くに語義が特定された (契丹文字研究小組 1977: 74). 墓誌資料では、地方官から再び中央官へ遷任する際にこの語が使用されることが多い。

戈卡升火 *tawzuhuy* は動詞 戈卡升 *tawzuhw<sup>w</sup>(u)*- の -y 副動詞形。この語はかなり異なる文脈で現われ、(i) (何かを) 話す文脈、(ii) 遺族・朋友が死者への悲しみを表現する文脈、(iii) (誰かを) 官に擢用する文脈での使用例がある。これらに共通するのは《声を出す》ということであろう。(i) は説明を要さず、(ii) は《大声を出す、喚く》，(iii) は《声を発して招き寄せる、喚ぶ》という意味だと理解できる。ここでは (iii) の《召喚する》の意で解釈が可能で、この意味で使用される場合は本例のように 戈卡升火 丸 *tawzuhuy aw-* 《召し取る》という動詞連続で使用されることが多い。

#### [16e] 來穴 朮 兮冉 夷化 令企半袞百「諸司使の号を加えられ」

來穴 朮 兮冉 *jüü su šu* は漢語「諸司使」[YC džü<sup>1a</sup> si<sup>1a</sup> ši<sup>3</sup>] を表記したもの (豊田 1982: 5)。ここで令企半袞百 *dəmələhəy* 《加えられて》(註解 [06h] 参照) という表現が使用されていることから判るように、この諸司使は虚銜である。宋朝では元豐官制改革以前に 21 種類より成る諸司使およびその副使が武官の官階（武階）名として使用され、三班使臣の上、横行の下に位置づけられたが (梅原 1985: 120–133)，遼朝でもそれに類する状況があったようである (王曾瑜 1992: 176f.)。契丹文墓誌では他にも、「諸司使」を加えられた例 (URD 48) や、諸司使のひとつ「礼賓使」を加えられた例 (UMR 15)，諸司副使である「礼賓副使」を加えられた例 (K.DIL 12–13) が在証される。

#### [16f] 來考丈夫 労火 午丙「漢兒の通進」

劳火 午丙 *tung<sup>w</sup> zin* は漢語「通進」[YC tuŋ<sup>1a</sup> dzin<sup>3</sup>] を表記したもの。來考丈夫 *Jewŋur* 《漢兒の》(单数男性形) という冠称は《南面の》という意味と理解される。「通進」は漢文資料の言う「御院通進」に当たると考えられる。『馬直溫妻張館墓誌銘』(天慶 3 年 (1113) 摂刻) には「禮賓使・御院通進張仁規」というように諸司使を帶びて御院通進に就いている人物が見える。

#### [17a] 午内矣 米爻必 𠂇舟「サーの行宮の太保」

この宮名は未詳。即實 (1996: 92) は太祖の行宮で音訛契丹語名を「算幹魯朶」[YC swon<sup>3</sup>] と言う弘義宮に当てるが<sup>(129)</sup>、午内矣 *Saan* とは音が合わない。なお、允爻必 米爻 *Guun oorduu* 《玉の行宮》(GAW 15; 『遼史』の「孤穩幹魯朶」[YC gu<sup>1a</sup> un<sup>2</sup>] すなわち崇德宮<sup>(130)</sup>) という表現から知られるように、行宮に冠するのが名詞 (允爻 *guu* 《玉》(XY 29)) の場合は属格形を用いており、おそらく *saan* も語義未詳の名詞語幹 *saa* と属格語尾 *-n* に分析できる。

𠂇舟 *tayb* は漢語「太保」[YC tay<sup>3</sup> baw<sup>2</sup>] を表記したもの (即實 1991: 28, 豊田 1991b: 6)。遼代

(129) 『遼史』卷 31 営衛志上・宮衛：「算幹魯朶。太祖置。國語「心腹」曰「算」，宮曰「幹魯朶」。是爲弘義宮。」

(130) 『遼史』卷 31 営衛志上・宮衛：「孤穩幹魯朶。承天太后置。是爲崇德宮。」<sup>(主)</sup>「主」曰「孤穩」。」

漢語音では唇音声母をもつ中古効摶一等 [TC -aw, YC -aw] が遇摶一等 [TC -wo, YC -u] に合流していたため、効摶一等字「保」は [LC \*bu<sup>2</sup>] と推定される。tayb はその「太保」[LC \*tay<sup>3</sup> bu<sup>2</sup>] を 1 語として表記したもので、その背景として遼代漢語におけるストレスの発生と「保」の軽声化が疑われる (cf. 傅林 2019)。

[17b] 夾火当 兮妥当 圣 伏升亥冉 令欠 凡「アウヨーニ・イドゥオーニ両部の節度使」

夾火当 awyəən̥ は自動詞 夾火 awuy- 《したがう》(大竹 2016d) の形動詞過去・単数女性形で、  
兮妥当 idəhəən̥ は自動詞 兮妥 idəh(a)- 《信頼する、信仰する》の形動詞過去・単数女性形である。  
後者はモンゴル語 MMo. itege- 《倚仗》の同源語 (大竹 2020: 490)。

伏升亥冉 ſuhulən̥ は名詞 伏升亥 ſuhur 《部》(註解 [03b] 参照) の複数・属格形である。この語は《平原、面》の意味を併せもち、MMo. niur 《面》(WMo. niyur 《顔面》) の同源語と考えられる (豊田 1994)。

令欠 凡 toyʷ ſu は漢語《節度使》に当たる (即實 1996: 93)。前出の「敵史」と同じく分かち書きされることから、漢語由来の借用語に違いない (原語は「督師」か)。

即實 (1996: 93) はこの両部を『遼史』營衛志に聖宗三十四部の部名として見える「奥衍突厥部」[YC aw<sup>3</sup> yen<sup>2</sup>] と「隗衍突厥部」[YC uy<sup>2</sup> yen<sup>2</sup>] に比定するが、「隗衍」は idəhəən̥ とは明らかに音が合わない。これは、同じく聖宗三十四部に含まれる「奥衍女直部」と「乙典女直部」[YC i<sup>3</sup> dyen<sup>2</sup>] に当てなければならない<sup>(131)</sup>。なお、「隗衍突厥部」は 夾当 令刃非夹 伏众亥 令欠 凡 Uyəən̥ Türgʷii ſohur toyʷ ſu 《ウヨーニ突厥部節度使》(NAN 20) として別に在証される (愛新覚羅 2006c: 25; uyəən̥ は 夾 uy- 《来る》の形動詞過去・単数女性形)。

アウヨーニ (奥衍)・イドゥオーニ (乙典) 両女直部は諸行宮に所属していた女直人戸を独立させて部としたもので、『遼史』營衛志によればどちらにも節度使が置かれたが、『遼史』や遼代漢文史料にはその実例が見えない。本墓誌の記述はその貴重な実例を提供する。

[17c] 矢 午分半立丸内ネ「重熙」

矢 午分半立丸内ネ ſhaar oordəlahaar 「重熙」の年号は、最初に発見された契丹小字文献の中で使用されていたことから、研究の最初期に特定された (羅福成 1934a; 1934b)。

契丹語元号と漢語元号との間には、直訳のようなわかりやすい対応関係があるとは限らない。例えば「重熙」の場合、契丹語元号には 矢 ſhaar 《天》の語を含むが、漢語元号にはそれが無い。ただ、午分半立丸内ネ oordəlahaar には漢語「重熙」と共通する点がある。この動詞は自動詞語幹 午分升 oorduhʷ(u)- + 使役化接辞 -lah(a)- + 形動詞過去・単数男性接辞 -aar に分析できるが<sup>(132)</sup>、そ

(131) 『遼史』卷 33 営衛志下・部旗下・聖宗三十四部:「隗衍突厥部。聖宗析四關沙・四頗憲戶置, 以鎮東北女直之境。開泰九年, 節度使奏請置石烈。隸北府, 屬黃龍府都部署司。／奥衍突厥部。與隗衍突厥同。／……／奥衍女直部。聖宗以女直戶置。隸北府, 節度使屬西北招討司, 戍鎮州境。自北至河西部, 皆俘獲諸國之民。初隸諸宮, 戶口蕃息置部。訖於五國, 皆有節度使。／乙典女直部。聖宗以女直戶置。隸南府, 居高州北」。

(132) この動詞のように語幹末に -hʷ(u)-, -hʷ(u)- をもつものは語幹拡張接辞 (使役・受動接辞など) が後接する

の自動詞の形動詞過去・単数女性形 午分升及内 *vorduhooñ* が『遼史』宮衛志で「窩篤盃」[YC wo<sup>1a</sup> du<sup>2</sup> won<sup>2</sup>] と音訳されて「孳息」《ふえる》の意だとされているので<sup>(133)</sup>、他動詞 午分平立 *vordəlah(a)-* の意味は《ふやす》だと推定できる<sup>(134)</sup>。したがって、契丹語元号は《天がふやした》という意味を有することになるが、これは「重熙而累洽」(班固「東都賦」)の「重熙」が表わすイメージと大きく異なるものではないだろう。

[17d] 主 午金叱 杏余羽 尾平立ヰ 「風疾が些か感じられて」

主 *kay* 《風》(吉本 2012: 131) は MMo. *kei* 《風》の同源語であり、『類説』所引『燕北雜記』の旋風条に「刻」[YC *kay*<sup>2</sup>] とあるのはその音訳語である<sup>(135)</sup>。契丹大字ではこの語を漢字「風」に基づく字形を用いて表記する。午金叱 *səməəl* は《疾病》の意(王未想 1999: 79, 陳乃雄・楊傑 1999: 77)。契丹大字『耶律祺墓誌銘』第 27-28 行は誌主耶律祺(『遼史』の耶律阿思)がこの *kay səməəl* を発症して致仕し、最終的にその病で死去したと記述しているが、『遼史』耶律阿思伝はその病名を「風疾」としており<sup>(136)</sup>、*kay səməəl* が漢語「風疾」に逐語的に対応することが判る。漢文墓誌には「風恙」という語が見えるが(「恙」も《やまい》の意)、『耿延毅墓誌銘』(開泰 9 年(1020) 撰刻)ではこれを「風痃」とも言い換えている。この語は『王沢墓誌銘』(重熙 22 年(1053) 撰刻)では「風眩」と表記されており、こちらの方が一般的な表記と思われるが、これは癲癇を指すようである。*kay səməəl* も恐らくはそうした症状の疾病を指すものと思われる。

杏余羽 *uňuyuň* 《少し、小さく》は形容詞 杏余 *uňuyw* 《小さい》(註解 [09d] 参照)の派生副詞(大竹 2016e: 86)。

尾平立ヰ ---*əlahay* は他動詞語幹 尾(音価未詳)《知る》+受動態接辞 *-lah(a)-*+副動詞接辞 *-y*と分析できるが、ここでは受動接辞は動詞が表わす行為の意志性をなくし、行為者の意志とは関わりなくその行為が生じるという自発性(spontaneity)を表わす機能を果たしている。なお、提示した日本語訳では知覚の対象である《風疾》をガ格項で標示しているが、契丹語原文では《風疾》は目的語であり、あくまでも主語は行為者である誌主太師であって、受動接辞の附加によって述語の項構造が変化するとは考えていない。この点で特殊な受動構文である。

[17e] 几化 兮夾化袞又 北矢「任期が達する前に」

几化 *gir* は《任期、期限》の意で、几化 兮夾化袞 *gir kuyrəh(a)-* は漢語「秩滿」《任期が満ちる》に対応する(即實 2012: 334)。原資料では 兮夾 以下が欠損しているが、提示したように復元できよう。兮夾化袞又 *kuyrəhər* は自動詞語幹 兮夾化 *kuyr-*《至る、達する》(MMo. *kür-*《到》)+受動接辞 *-əh(a)-*+副動詞接辞 *-r*と分析されるもので、ここで自動詞でありながら受動接辞をとるのは、この述語の主語 *gir*《任期》が意志をもたない無生物であるからで、やはり受動接辞が動詞

際に当該要素が脱落する。ただし、脱落しない変異体も罕見する(e.g. 午分升平立ヰ本 *vorduhulahaar*)。

(133) 『遼史』卷 31 宮衛志上・宮衛:「窩篤盃斡魯朵。興宗置。是爲延慶宮。「孳息」曰「窩篤盃」」。

(134) この語義は契丹語文献での実際の用例(e.g. UYE 22, D.CAL 20)にもよく適合するため信ずるに足る。

(135) 『類説』卷 3 節引『燕北雜記』旋風:「契丹見旋風、合眼用鞭望空打四十九下、口道「坤不刻」七聲」。

(136) 『遼史』卷 96 耶律阿思伝:「後以風疾失音、致仕、加尚父、封趙王、薨、年八十、追封齊國王」。

が表わす動作の意志性を失わせる機能を果たしている。同様の表現は中期モンゴル語にも見られ、*ene kele kürte-jü* 《這話 被到-着》(『元朝秘史』卷7, 第194節) では無生物を主語とする自動詞に受動接辞が附加されて《この言葉が届いて》の意を表わしている。

𠂔 or は《まだである》という意味の形容詞で、意味的には中期モンゴル語の *üdüüü* 《未》(WMo. *edüü*) に対応する。前に -r 副動詞をとつて《……するのがまだである、まだ……していない》(吉本 2013: 39f.) という意味を表わす。

[18] 𢃤 𩧇 𩧇 乙 𩧇 𩧇 𩧇 「卒した。齢五十八であった」

𢃤 𩧇 𩧇 *tuurbər* は自動詞語幹 𢃤 𩧇 *tuur-* 《卒去する、薨去する》(王弘力 1986: 60) の形動詞過去・単数男性形(接辞 -bər は -əər の異形態)。乙(音価未詳)が基数詞《五十》を意味することは豊田(1990)によって最初に正しく推定された。

誌主がいつ亡くなったのかははっきりしない。この直前の年号は、恐らくは死因にもなったであろう病を発症した重熙23年(1054)であり、その後葬送の年月日として記載されるのは清寧3年(1057)2月27日で、その間3年の開きがある。この間のどこかで亡くなったとしか特定できない。

[20a] 𠂔 兮 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 「太師の次弟はテーヌニ=ホアーゲームである」

これ以前の部分では、誌主太師の人生に対する撰者の論評と、太師亡き後の周囲の様子が語られている。ここからは、太師の兄弟姉妹について記述される。初めに次弟から記載し始めるのは、長弟が夭折したためだと思われる。『蕭相公墓誌』も、相公の生存する子供たちについてのみ記載していると考えられる。

この次弟は第13行すでに言及されているが、ここでは契丹名の「字」*Teeniň*(または*Deeniň*)と「名」の両方が記載される。この人物は『蕭相公墓誌』の慎微に対応するとみてよい。

[20b] 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 「オボゴリ部節度使」

誌主が部節度使を生前の最終官歴としたことはすでに見たとおりだが、弟も同じく部節度使の任にあった。この部名 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 *Oboyol'nuhur* は、その音韻形式からみて、『遼史』營衛志に聖宗三十四部のひとつとして記録される「訛僕括部」[YC *wo<sup>1b</sup> bu<sup>1b</sup> gwo<sup>2</sup>*] に間違いなく比定される<sup>(137)</sup>。この部は奚人戸から成る新設の部だが、同じく奚人戸に基づき、もとの「營」を単位としてそれぞれに設置された撒里葛部・竊爪部・耨盤爪部に比べると、その来歴がはっきりしない。

[21a] 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 「イェーヌニ=ハルヂ」

𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 *Yeeniň* を契丹名の「字」、𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 𩧇 *Xarj* を「名」とするこの人物は、前行の欠損部のおおよその字数から判断して、誌主の三弟である蓋然性が最も大きい。

(137) 『遼史』卷33 营衛志下・部族下・聖宗三十四部:「撒里葛部。奚有三營, 曰撒里葛, 曰竊介, 曰耨盤爪。太祖伐奚, 乞降, 願爲著帳子弟, 籍于宮分, 皆設夷离堇。聖宗各置爲部, 改設節度使, 皆隸南府, 以備畋獵之役。居澤州東。/竊爪部。與撒里葛部同。居潭州南。/耨盤爪部。節度使屬東京都部署司。/訛僕括部。與撒里葛三部同。居望雲縣東。」

[21b] 百 几 伏乃氏赤当 百公 志币わ 肖衣 𠩺 兮わ 力冬今北 併当「[……の] 妻××母が王子班のハルヂ太師と再婚して生まれた」

伏乃氏赤当 *Nam---adəən* は音価未詳の字素を含むが、女性名である。その直後の 百公 *moen* は百 *moe* 《母》(契丹文字研究小組 1977: 65) の対格形で、ここでは女性の名に附く称号として用いられている。

志币わ *onyodən* は志 *onyw* 「王」[YC *waj<sup>1b</sup>*] の複数・属格形だが、この複数形 志币 *onyod* は、『耶律宗教墓誌銘』(重熙 22 年(1053) 撰刻) の契丹文面の 志币 又内夫谷 午各必 *Onyod ſaaləd senyun* (LUP 11) と漢文面の「王子郎君將軍」との対応から、「王子」を指すことが判る(豊田 1996: 2)。また、『永清公主墓誌銘』(寿昌元年(1095) 撰刻) の契丹文面と漢文面との対照から志币わ *onyodən* が「王子班」を意味することが判る(愛新覺羅 2004e: 29)<sup>(138)</sup>。この「班」という字の有無は大きな違いではない。例えば「王子郎君將軍」は『遼史』卷 64 皇子表では「王子郎君班詳穩」と書かれているが、これは志币 *onyod* 《王子たち》や又内夫谷 *ſaaləd* 《郎君たち》のように集団を表わす複数名詞の集団性を「班」で明示するか否かの違いにすぎない。

この王子(班)の指す対象について、『遼史』では耶律余覲が「王子班之苗裔」と呼ばれる一方で<sup>(139)</sup>、「國族之近者」や「宗室豪俊」とも言われており<sup>(140)</sup>、王子班が宗室の範囲に含まれることが判る。また、『耶律宗教墓誌銘』や『耶律弘用墓誌銘』では朮冬忝志币 *čiižən onyod* 《親類の王子たち》(LUP 15, UYE 7) という表現で皇孫である自分たち(宗教は景宗の孫、弘用は聖宗の孫)を含む皇族集団を指している。このことから、「王子班」は横帳大父(孟父)・仲父・小父(季父)の3族に含まれない、太祖直系の子孫を指す概念と推定される。

力冬今北 *naazzəəl* は他動詞 力冬 *naaz-* 《再婚する》の *-zəəl* 副動詞形で、併当 *suyəən* は自動詞 併 *suy-* 《生まる》の形動詞過去・单数女性形である。既述のように *-zəəl* 副動詞には交替指示の機能があり(註解 [04a] 参照)、再婚した人物と生まれた人物とは(当然だが)異なる。そして、この文の主節述語が单数女性形をとることから、この文は(伏乃氏赤当 百 *Nam---adəən moe* 以外の)女性について述べたものだと判る。記載の順序から考えて、これは誌主の三弟ハルヂの妻の出自を述べたものに違いない。すなわち、某人の妻であった伏乃氏赤当 百 *Nam---adəən moe* が(恐らくは夫と死別ののち)王子班のハルヂと再婚して生まれたのが三弟ハルヂの妻である。

[22a] 公左カ 𠩺オ 兮今谷火 𠩺併立出「××な××が世に伝わった」

兮今谷火 *kəzəhəld* は名詞 兮今谷半 *kəzəhəl* 《世》の与位格形。

𠩺併立出 *aaldahaan* は他動詞語幹 併 *aald-* 《伝える》+受動態接辞 *-ah(a)-* +形動詞過去・单

(138) ただし、漢文面には「王子班度窟里」[YC *daw<sup>1b</sup> wa<sup>1a</sup> li<sup>2</sup>*]、契丹文面には志币わ 令火 *Onyodən Dəld* 《王子班のドウルドゥ》(TAY 12) とあって、人名が一致しない。

(139) 『遼史』卷 29 天祚帝紀三・保大二年正月乙亥条:「蕭奉先曰:「余覲乃王子班之苗裔, ……」」;卷 102 蕭奉先伝:「奉先曰:「余覲乃王子班之苗裔, ……」」。

(140) 『遼史』卷 29 天祚帝紀三・保大元年条:「諸將議曰:「主上信蕭奉先言, 奉先視吾輩蔑如也。余覲乃宗室豪俊, 常不肯爲奉先下。若擒余覲, 他日吾黨皆余覲也。不若縱之」」;卷 102 耶律余覲伝:「耶律余覲, 一名余都姑。國族之近者也」。

数女性接辞 *-aaň* (‐əəň の異形態) と分析できる。この動詞は名詞 *ㄌㄞ* *aal* 《音, 声》に動詞派生接辞 *-d-* を附して形成した派生動詞である。

この文も持ち主受け身文で、公存カ 戻オ *nerey xörää*（何らかの賛美されるべき態度・振る舞い）はガ格項として訳出したものの主語ではなく目的語であり、主語は某女性である。この某女性は、この記述位置から考えて、誌主の姉妹に違いない。

誌主太師の妻について述べたもので、半夭 今文 *Lii zee* は漢語語彙を用いた契丹人女性名である。原語は「李姐」[YC *li<sup>2</sup> dzye<sup>2</sup>*]（愛新覚羅 2006a: 164）が妥当と思われる。

[22c] ド オウ「横帳の」

𢂔 方 *ää dəw* は《兄弟》を意味するが、その属格形 𢂔 方女 *ää dəwn* が人名に冠される場合、漢文史料の「横帳」（註解 [B07d] 参照）に対応する意味を表わすことが知られている（劉鳳翥等 2004: 101, 110）。実際には漢語「横帳」と逐語的に対応する表現は 𠂇凡又 𢂔 𠂇 *Kundər geor* 《横の家》（石金民・于澤民 2001: 62, 65, 愛新覺羅 2004c）として別に存在するが、契丹文史料ではこの表現の使用頻度が漢文史料における「横帳」ほど高くなく、機能的に見れば 𢂔 方女 *ää dəwn* こそが横帳とよく対応する。この 𢂔 方 *ää dəw* 《兄弟》というのは無論、巫立夫 𢂔 方 *χahan ää dəw* 《可汗の兄弟》(D.CAL 3) の意味である。

誌主の妻については、本墓誌では欠損しているが、他の契丹文墓誌に記録があり、横帳仲父房の耶律思忠（昱出 朮火丙 Čalaanč Guyn）の次女であることが知られる。

[23a] 𠂊 兮 今 禾 伏 わ 半 𠂊 舟 引 出 圣 「太師・夫人の男児は二人である」

誌主夫妻の男児については、本行の記述以外に補記すべき事項は無い。『蕭相公墓誌』にも名が見えず、欠損部に当たるか、相公死去時点では誕生していなかったかのどちらかである。

[23b] 又及 志 平丙「長（子）はオンリウである」

杰 半丙 *Onyw liw* という契丹名の「名」は、父である誌主太師と同様に漢語語彙を用いた命名である。その原語として最もありうるのは「王六」[YC wan<sup>1a</sup> liw<sup>3</sup>] であろう（即實 1996: 94）。

[23c] 末化糸 几丸 叔北糸糸「次（子）はガウと呼ばれた」

叔北岑々 *kæələhaər* は他動詞 叔 *kæ-* 《……と言う、 ……と呼ぶ》の受動態の形動詞過去・单数男性形である。契丹文墓誌では通常、人の名を述べる際に《……と呼ばれた》という表現を用いることがない。ただ唯一の例外は改名があった場合で、『耶律仁先墓誌銘』第 61 行では仁先の妻について名を 撲 *Xuduw*<sup>w</sup> だと紹介したのち、細字双行の割注を付して次のように述べる：

ここに、本墓誌の叔北姿 *kaalahaer* と性のみが異なる同一語形が使用されている。誌主の次子も

改名を経験したのだろう。*Gaw* という名は改名前の名ということになる。ところで、契丹人は親子の間で名を共有する風習がある。具体的には、親の「字」の接辞-ňを取り去った形式を、子の「名」として用いる（劉浦江・康鳳 2005）。例えば、親の「字」が Čalaan なら、子の「名」を Čalaa と名づけるといった具合である。この *Gaw* という「名」も、父である太師の「字」*Gawň* から名づけられていたものに違いない。

[24a] 百令 舟引出 包「女児は三人である」

既述のように、『蕭相公墓誌』には太師の長女が最年少の孫女として言及されていることから、次女・三女が生まれたのは相公の死後である（註解 [B10] 参照）。

[24b] 又 付 八ヨ 公穴「長（女）はビーゲアーニューである」

付 八ヨ 公穴 *Bii gää nüü* は漢語語彙を用いた契丹名であり、その原語は『蕭相公墓誌』にあるように「畢家女」[YC bi<sup>2</sup> gya<sup>1a</sup> nü<sup>2</sup>] である（註解 [B10] 参照）。同名の契丹人女性は他にも在証され、漢文『耶律承窺妻蕭烏盧本墓誌銘』（大安 7 年（1081）撰刻）では誌主の孫女として「畢家女」があり、契丹小字『耶律承窺墓誌銘』（乾統元年（1101）撰刻）ではその名が付 几ヨ 伏穴 *Bii gää nüü* (K.DIL 17) と綴られている。

[24c] 又及 卍モ 午秀末 歳立天 命只火「大父のセンヂ可汗の帳の」

又及 卍 *moo ay* は『遼史』の「孟父房」、すなわち横帳のうち太祖の長伯父（大父）の家系を言う（即實 1996: 95）。

午秀末 *Senj* は人名、歳立天 *χahan* は歳 *χaa*《可汗、主君》の属格・対格形であり、これは耶律王朝に先立つ遼朮王朝の可汗であった「鮮質可汗」[YC syen<sup>1a</sup> dži<sup>2</sup>] を指す（即實 ibid.）。命只火 *düruhuy* は名詞 命 *düruu* の属格形で、この語は特に遼朮氏の「帳」を指すのに用いられる（愛新覺羅・吉本 2012: 86）。遼朮鮮質可汗の子孫が横帳孟父房に所属したことは漢文史料には見えないが、契丹文史料は遼朮帳族の前に孟父房（大父）を冠して呼ぶ。

ここでは誌主の長女が孟父房センヂ（鮮質）可汗帳の人物に嫁いだことを記す。

[25a] 令用久「ディルグである」

誌主夫妻の三女の名である。次女について記述した部分は完全に欠損しているが、契丹小字『Budəlbən Čawj 墓誌銘』（大康 8 年（1082）撰刻）の記載から、その名を 呈爻 *Aγuu*《アゴウー》と言い、その墓誌の誌主チャオヂ（1044–81）に嫁いだことが判る（CAW 12）。

[25b] 舟カ 百爻「生家にいる」

百爻 *yee* は自動詞 為 *aa-*《ある、いる》の形動詞現在・単数女性形（註解 [10a] 参照）。舟カ *bal* は、他の墓誌においても女性について用いられるもので、その用例から《生家》を指すとみられる（cf. 即實 2012: 411）。すなわち、舟カ 百爻 *bal yee* は漢語「在室」に対応する。

『蕭相公墓誌』の撰述年は重熙 6 年（1037）からその翌々年あたりまでの時期であり、その時点で次女・三女とも誕生していなかった。一方、後文にあるように本墓誌は清寧 3 年（1057）の

撰述であるから、三女は二十歳を超えていないはずである。それゆえ、まだ嫁いでいないことは何ら不自然ではない。

#### [25c] 尖 冬本「清寧」

尖 冬本 *ňhaar azar* 「清寧」の元号は、重熙と同じく最初期に特定されている（羅福成 1934a）。

冬本 *azar* の語義については、『遼史』嘗衛志で「阿思」[YC o<sup>1a</sup> si<sup>1a</sup>] と音訳されて「寛大」の意だとされている語に比定できるので（王弘力 1986: 59），そのような意味が推定できる。他にも、『毛詩』の「豈弟（愷悌）君子」の「豈（愷）」の訳に *azar* が当てられているが（愛新覺羅 2004c: 14, 大竹 2015b: 7），これにも「寛大」と共通する意味を認めることができる。このような *azar* の語義は、「清寧」という漢語元号の意味するところとかなり似通っていると言える。

#### [25d] 伏升卡 采半采尖 又ち少「ニュオス群山からショウン」

采半采尖 *χörəzəərii* は男性名詞 采 *χör* 《山》（石金民・于澤民 2001: 65）の複数形 采半 *χörəz* の与位格形（采尖 -əərii）である。伏升卡 采半 *Nuhuz χörəz* 《ニュオス群山》は『耶律宗教墓誌銘』にも誌主耶律宗教の被葬地として見える（LUP 25）。景宗の孫である耶律宗教は医巫閻山東麓の乾陵に陪葬されたので、このニュオス群山は医巫閻山を指すとみて間違いないだろう。また、『耶律智先墓誌銘』には 伏公卡 又ち少 圣 尖又金采尖 *Nohuz, Šəwn χäǟr gərəmədəər* (YER 7) とあって 伏公卡 *Nohuz* (伏升卡 *Nuhuz* の異表記) と 又ち少 *Šəwn* が並称されている。*Šəwn* も山名と理解してよいだろう。これは阜新盆地を挟んで医巫閻山と対応する大青山を指すと考えたい。

#### [31] 圣 壴 尖「二月 日」

墓誌の撰刻年月日を書いたもので、それは誌主の埋葬年月日と同時期と考えてよいであろう。すなわち、「清寧三年二月 日」と書かれていたと考えられる。

#### [33] 面丸少 盂凡采「自ら記した」

動詞語幹 盂凡 *mərg(a)-* は専ら《記す》という意味で用いられ、墓誌資料では撰者の行為、特に《墓誌を記す》という行為または《墓誌の内容として何かを記す》という行為を記述するのに用いることが群を抜いて多い。しかし、この文を《撰者が墓誌を（または墓誌の内容として何かを）自ら記した》という意味で理解することは難しい。そもそも墓誌銘文の創作という行為を行なう主体が「撰者」と呼ばれるのだから、殊更に《撰者自らが記した》とは書くはずもないからである。そこでこの文は、(i)《撰者が墓誌以外の何かを自ら記した》という意味か、(ii)《撰者以外の誰かが何かを自ら記した》という意味のどちらかに違いない。

ところで、墓誌の末行に本文以外の内容が記される場合に多いのは、撰刻年月日や埋葬年月日と、撰者や書者の情報である<sup>(141)</sup>。ただし、本墓誌のように、撰者の情報は冒頭の首題に続けて

(141) 撰者や書者とは違って、刻者の情報が記載されることは稀である。既知の契丹文墓誌の中で、刻者の情報を記載した墓誌は 1 件しか知らない。これは契丹小字『Kuyrəhəəñ Xaadii 墓誌銘』(大康 6 年 (1080) 撰刻) 末行 (XAD 32) に《中京の石匠李惟嵩が刻した。》と訳出可能な文が刻されているというもので、この漢人は漢字『耶律慶嗣墓誌銘』(大安 10 年 (1094) 撰刻) にも「鐫字匠作頭李惟嵩刻」

記載されることが多く、また、撰刻年月日と書者・撰者の情報が両方とも末尾に書かれる場合は前者が先に、後者が後に書かれるのが普通である。ここから判断すると、本行に書かれているのは書者に関する情報のように思える。その場合、「自ら記した」というのは、(i) 撰者自身が書者を兼ねたということ、もしくは(ii) 遺族（の誰か）自身が書者を担ったということを指していると理解できる。

しかしながら、既知の契丹文墓誌の中で、書者が《(文字を) 書いた》という表現は、刃斧 *ürəer*（語義未詳）という動詞が1例用いられる(S.DIL 41)のを除き、すべて刃斧 *čəər*《為した》という動詞が用いられており、刃斧 *mərgəər*《記した》という動詞は全く使用されない。この点で、上記の解釈には疑問が残る。待考。

## 略号

### 【言語名】

Khit.	契丹語 (Khitan)
LC	遼代漢語 (Liao Chinese)
MMo.	中期モンゴル語 (Middle Mongolian) <sup>(142)</sup>
TC	唐代漢語 (長安音; Tang Chinese) <sup>(143)</sup>
WMo.	モンゴル文語 (Written Mongolian) <sup>(144)</sup>
YC	元代漢語 (大都音; Yuan Chinese) <sup>(145)</sup>

### 【資料名】

AZR	契丹大字『耶律祺 (Sabooň Azar [耶律阿思]) 墓誌銘』(乾統8年 (1108))
B.CAL	契丹小字『蕭畋 (Bayzbəň Čalaa) 墓誌銘』(天慶3年 (1113))
CAW	契丹小字『Budəlbəň Čawj 墓誌銘』(大康8年 (1082))
D.CAL	契丹小字『耶律仁先 (Diwriň Čalaa) 墓誌銘』(咸雍8年 (1072))
DIW	契丹小字『Üriyəəň Diwr 墓誌銘』(乾統3年 (1103))
DOR	契丹大字『Dəməəň Dorəlbər 墓誌銘』(大康7年 (1081))
DZ	契丹小字『道宗皇帝哀冊文』(乾統元年 (1101))
E.DIL	契丹小字『Erəluhooň Dilug <sup>w</sup> 墓誌銘』(天慶4年 (1114))
GAR	契丹小字『Leeniň Γaař 墓誌銘』(大安7年 (1091))
GAW	契丹小字『Onyuň Gaw-šib [耶律高十] 墓誌銘』(大康2年 (1076) 以降)
J.PUZ	契丹大字『大金国 Puuzuh <sup>w</sup> əər 郎君墓誌銘』(金大定16年 (1176))
K.DIL	契丹小字『耶律承窺 (Kunguň Diləə) 墓誌銘』(乾統元年 (1101))
LAO	敖漢旗新地鄉老虎溝出土契丹小字墓誌殘石 (金大定11年 (1171))
LUP	契丹小字『耶律宗教 (Čawň Lüü-pən [耶律驢糞]) 墓誌銘』(重熙22年 (1053))

と自らの名を残している(大竹2020: 244)。

(142) 本稿の中期モンゴル語形はパクバ字文献と漢字文献(甲種本『華夷訛語』および『元朝秘史』)に基づく。語義として示したものは後者に付された「傍訳」である。

(143) 唐代漢語音は慧琳『一切經音義』音註の解釈に基づく。推定音の右肩の数字はそれぞれ、1=平声、2=上声、3=去声、4=入声を示す。

(144) モンゴル文語形は現代の中国内蒙古自治区で使用される形式を『蒙漢詞典』によって示し(ローマ字転写方式は一部修改), 現代口語を示す場合も同書に基づく。

(145) 元代漢語音は卓從之『中州樂府音韻類編』の解釈に基づく。推定音の右肩の数字はそれぞれ、1a=陰平声、1b=陽平声、2=上声、3=去声を示す。

LX	契丹小字『大金皇帝都統經略郎君行記』(金天会 12 年 (1134))
MEN	契丹小字『Meenziň 某 (顯武將軍·尚食局使) 墓誌銘』(金大定 15 年 (1175))
NAN	巴林左旗三山鄉南溝出土契丹小字墓誌殘石 (乾統 8 年 (1108))
O.JUR	契丹小字『蕭仲恭 (Orayəaň Juurjəa [蕭朮者]) 墓誌銘』(金天德 2 年 (1150))
RY	契丹小字『興宗仁懿皇后哀冊文』(大康 2 年 (1076))
S.DIL	契丹小字『Sarahaň Diləəd [耶律敵烈] 墓誌銘』(大安 8 年 (1092))
S.JUR	契丹小字『蕭知微 (Šiluhuň Juurjəa [蕭朮哲]) 墓誌銘』(乾統 7 年 (1107))
TAD	契丹小字『蕭孝思妻 Tadii 墓誌銘』(『故耶律氏銘石』, 天慶 5 年 (1115))
TAY	契丹小字『蕭彥弼 (Dorəlahaaň Tay-šaan) · Ngew-zee (永清郡主) 夫妻墓誌銘』(壽昌元年 (1095))
TOG	契丹小字『Puunuuň Toyozər [蕭圖古辭] 墓誌銘』(咸雍 4 年 (1068))
UMR	契丹小字『Öorduhooň Umur [耶律兀沒] 墓誌銘』(乾統 2 年 (1102))
URD	契丹小字『Өəniiň Öorduhulahaar [耶律斡特刺] 墓誌銘』(天慶 5 年 (1115))
URH	契丹小字『耶律弘本妻 Uurəhəən (宋魏國妃) 墓誌銘』(乾統 10 年 (1110))
UYE	契丹小字『耶律弘用 (Awluhooň Uyaər) 墓誌銘』(壽昌 6 年 (1100))
XAD	契丹小字『Kuyrəhəən Xaadii 墓誌銘』(大康 6 年 (1080))
XUD	契丹小字『Tələhəən Xuduŋuň [蕭忽突董] 墓誌銘』(大安 7 年 (1091))
XY	契丹小字『道宗宣懿皇后哀冊文』(乾統 1 年 (1101))
XZ	契丹小字『興宗皇帝哀冊文』(清寧元年 (1055))
YER	契丹小字『耶律智先 (Orəlbəň Yeeruu) 墓誌銘』(大安 10 年 (1094))
YR	契丹小字『耶律弘本 (義和仁壽皇太叔祖) 哀冊文』(乾統 10 年 (1110))

## 参考文献

### 【歴史資料・所拠版本】

- 『大唐六典』〔唐〕玄宗 撰, 李林甫 注: 北京大学図書館・南京博物院・中国国家図書館藏南宋刊本 (「古逸叢書三編之三」影印).
- 『文苑英華』〔北宋〕宋白 等集: 中国国家図書館藏周叔弢旧蔵明抄本 (善本書号 02146).
- 『武経總要』〔北宋〕曾公亮・丁度 撰: 中国国家図書館藏明嘉靖間刊本 (善本書号 05755).
- 『武溪集』〔北宋〕余靖 撰: 中国国家図書館藏明成化 9 年 (1473) 蘇贊等刊本 (「北京図書館古籍珍本叢刊」第 85 影印).
- 『夢溪筆談』〔北宋〕沈括 撰: 中国国家図書館藏元大德 9 年 (1305) 陳仁子東山書院刊本 (「中華再造善本 (金元編・子部)」影印); 中国国家図書館藏明覆南宋乾道 2 年 (1166) 揚州州学刊本 (「四部叢刊統編 (子部)」底本).
- 『続墨客揮犀』伝・〔南宋〕彭乘 編: 中国国家図書館藏明正徳 4 年 (1509) 志雅齋抄本 (善本書号 06933).
- 『類説』〔南宋〕曾慥 編: 台湾国家図書館藏明嘉靖間抄本 (書号 07553), 同館藏明淡生堂抄本 (書号 07554).
- 『続資治通鑑長編 (撮要)』〔南宋〕李燽 編: 遼寧省図書館藏宋刊本 (「中華再造善本 (唐宋編・史部)」影印); 中国国家図書館藏宋刊本 (「中華再造善本 (唐宋編・史部)」影印).
- 『三朝北盟会編』〔南宋〕徐夢莘 編: 中国国家図書館藏明抄本 (「中華再造善本 (明代編・史部)」影印).
- 『歲時廣記』〔南宋〕陳元靚 編: 清光緒 8 年 (1882) 歸安陸氏「十万卷樓叢書」刊本.
- 『契丹国志』〔南宋〕葉隆礼 編: 中国国家図書館藏元刊本 (「中華再造善本 (金元編・史部)」影印).
- 『文献通考』〔元〕馬端臨 編: 中国国家図書館藏元泰定元年 (1324) 西湖書院刊本 (「中華再造善本 (金元編・史部)」影印).
- 『遼史』〔元〕脱脱 修: 台湾国立故宫博物院藏明洪武刊残卷本, 中国国家図書館藏明洪武刊諸本.

### 【研究論著】

- 愛新覺羅烏拉熙春 (2003a) 「契丹語の動詞後綴」『東亞文史論叢』創刊號, 24–54 頁 (愛新覺羅 2004a: 147–178).

- 愛新覺羅烏拉熙春（2003b）「《耶律迪烈墓誌銘》與《故耶律氏銘石》所載墓主人世係考：兼論契丹人的“名”與“字”」『立命館文學』第 580 号，橫組 1–16 頁（愛新覺羅 2004b: 69–84）。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2003c）「遼金史札記」『立命館言語文化研究』第 15 卷第 1 号，135–152 頁（愛新覺羅 2004b: 85–102）。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2004a）『契丹語言文字研究』京都：東亞歷史文化研究會。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2004b）『遼金史與契丹、女真文』京都：東亞歷史文化研究會。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2004c）「契丹橫帳考」『立命館文學』第 583 号，橫組 27–36 頁（愛新覺羅 2004b: 1–10）。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2004d）「契丹蒙古札記」『立命館文學』第 586 号，橫組 1–24 頁（愛新覺羅 2004b: 103–126）。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2004e）「永清郡主與太山將軍世系考：兼論國舅別部大小翁帳之族屬」『東亞文史論叢』2004 年，1–36 頁。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2006a）『契丹文墓誌より見た遼史』京都：松香堂書店。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2006b）「遼朝の皇族」『立命館文學』第 594 号，橫組 48–142 頁。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2006c）「契丹の社会組織：金啓宗先生逝去二周年に寄せて」『立命館文學』第 596 号，橫組 21–66 頁。
- 愛新覺羅烏拉熙春（2006d）「初魯得氏族考」『東亞文史論叢』2006 年特集號，81–94 頁（『愛新覺羅烏拉熙春女真契丹学研究』221–230 頁。京都：松香堂書店，2009 年）。
- 愛新覺羅烏拉熙春・吉本道雅（2011）『韓半島から眺めた契丹・女真』京都：京都大学学術出版会。
- 愛新覺羅烏拉熙春・吉本道雅（2012）『新出契丹史料の研究』京都：松香堂書店。
- 愛新覺羅烏拉熙春・吉本道雅（2017）『ロシア・アルハラ河畔の女真大字墨書：女真・契丹文字遺跡をたどつて』京都：朋友書店。
- 寶玉柱（2005）「契丹小字 183 號 227 號原字研究」『中央民族大學學報（哲學社會科學版）』第 32 卷第 2 期，130–136 頁。
- 寶玉柱（2006）「契丹小字 爲及其替換字研究」『內蒙古大學學報（人文社會科學版）』第 38 卷第 1 期，8–12 頁。
- 北京圖書館金石組編（1989）『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』第 29 冊（隋唐五代十國 21）。鄭州：中州古籍出版社。
- 陳乃雄・楊傑（1999）「烏日根塔拉遼墓出土的契丹小字墓誌銘考釋」『西北民族研究』1999 年第 2 期，72–88 頁。
- 陳述 輯校（1982）『全遼文』北京：中華書局。
- 陳述（1987）「遼代（契丹）刑法史論證」『遼金史論集』第 2 輯，14–51 頁。
- 陳曉偉（2011）「再論契丹“五色紀年說”：以契丹小字 炙 炙為中心」『文史』2011 年第 4 輯，175–184 頁。
- 陳曉偉（2016）「捺鉢與行國政治中心論——遼初“四樓”問題真相發覆」『歷史研究』2016 年第 6 期，16–33 頁。
- 陳曉偉（2017）「契丹木葉山地望新探——兼談遼太祖阿保機葬所之傳聞」『漢學研究』第 35 卷第 1 期，291–312 頁。
- 赤峰文博院 編著（2021）『石墨芳華：劉鳳翥李春敏收藏遼金碑刻拓本集』北京：文物出版社。
- 馮家昇（1933）「遼史源流考」『遼史源流考與遼史初校』燕京學報專號之五。北平：哈佛燕京學社（『遼史證誤三種』1–73 頁。北京：中華書局，1959 年）。
- 馮永謙（1987）「遼寧地區遼代建置考述（下）」『遼海文物學刊』1987 年第 1 期，108–120 頁。
- 馮永謙（1998）「遼史地理志考補：上京道、東京道失載之州軍」『社會科學戰線』1998 年第 4 期，191–201 頁。
- 傅樂煥（1948）「遼代四時捺鉢考五篇」『歷史語言研究所集刊』第 10 本，223–347 頁（『遼史叢考』36–172 頁。北京：中華書局，1984 年）。
- 傅林（2019）「從契丹漢字音看漢語北方方言輕聲的產生年代和機制」『隋唐遼宋金元史論叢』第 9 輯，271–278 頁。
- 蓋之庸・齊曉光・劉鳳翥（2008）「契丹小字《耶律副部署墓誌銘》考釋」『內蒙古考古』2008 年第 1 期，81–111 頁。
- 國立奉天圖書館 編（1934）『遼陵石刻集錄』奉天：奉天省公署印刷局。
- 何天明（2000）「遼代夷離畢院初探」『內蒙古社會科學（漢文版）』總第 123 期第 5 期，53–57 頁。
- 何天明（2001）「遼代夷離畢院再探」『內蒙古社會科學（漢文版）』第 22 卷第 4 期，62–64 頁。
- 何天明（2004）『遼代政權機構史稿』呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 胡道靜 校注（1959）『夢溪筆談校證』北京：中華書局。

- 姜念思·馮永謙（1982）「遼代永州調查記」『文物』1982年第7期，30–34, 43頁。
- 即實（1988a）「清宮玉卮契丹文銘補釋」『社會科學輯刊』1988年第2期，72–76頁。
- 即實（1988b）「從兀舟說起」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1988年第4期，55–69頁。
- 即實（1991）「《孔鄰墓誌》釋讀述略」『東北地方史研究』1991年第4期，24–28, 23頁。
- 即實（1996）『謎林問徑：契丹小字解讀新程』瀋陽：遼寧民族出版社。
- 即實（2012）『謎田耕耘：契丹小字解讀續』瀋陽：遼寧民族出版社。
- 風間伸次郎（2020）「モンゴル語文法研究ノート(1)」『語学研究所論集』第25号，47–61頁。
- Lessing, Ferdinand D. (ed.) (1960) *Mongolian-English dictionary*. Berkeley; Los Angeles: University of California Press.
- 厲鼎煃（1932）「熱河契丹國書碑考」『國學季刊』第3卷第4號，563–572頁。
- 厲鼎煃（1954）「義縣出土契丹文墓誌銘考釋」『考古學報』第8冊，203–211頁。
- 李棟國（2019）「遼代驛道廣平甸路新考」『河北民族師範學院學報』第39卷第1期，76–86頁。
- 李鵬（2013）「“新開河”遼代古道考」『東北史地』2013年第2期，33–35頁。
- 李鵬（2016）「遼代永州、王子城、龍化州與木葉山通考」『內蒙古民族大學學報（社會科學版）』第42卷第6期，1–8頁。
- 李鵬（2017a）「遼代永州所轄三縣考」『內蒙古民族大學學報（社會科學版）』第43卷第3期，28–34頁。
- 李鵬（2017b）「中會川」考——“阿都烏蘇遼代遺址群”初步調查與研究』『邊疆考古研究』第22輯，277–295頁。
- 李文信（1954）「義縣清河門遼墓發掘報告」『考古學報』第8冊，163–202頁（『李文信考古文集：增訂本』171–223頁。瀋陽：遼寧人民出版社，2009年；『李文信考古與文博輯稿：考古報告卷』325–426頁。瀋陽：萬卷出版，2019年）。
- 李錫厚（1990）「關於遼朝的參知政事」『北方文物』1990年第3期，66–68頁。
- 林鵠（2015）『遼史百官志考訂』北京：中華書局。
- 劉鳳翥（1981）「建國三十年來我國契丹文字的出土和研究」『內蒙古社會科學』1981年第1期，127–130頁。
- 劉鳳翥（1984）「遼代的語言和文字（下）」『博物館研究』1984年第3期，41–58頁。
- 劉鳳翥（1993）「契丹小字解讀四探」『第三十五屆世界阿爾泰學會會議記錄』543–568頁。臺北：聯合報國學文獻館（陳乃雄·包聯群編『契丹小字研究論文選編』620–645頁。呼和浩特：內蒙古人民出版社，2004年）。
- 劉鳳翥編著（2014）『契丹文字研究類編』北京：中華書局。
- 劉鳳翥·唐彩蘭·高娃（2004）「遼代蕭烏盧本等三人的墓誌銘考釋」『文史』2004年第2輯，99–118頁。
- 劉鳳翥·于寶麟（1976）「契丹小字《蕭令公墓誌》（殘石）考釋」（契丹文字研究小組（1976）附錄三（四））。
- 劉鳳翥·周洪山·趙傑·朱志民（1995）「契丹小字解讀五探」『漢學研究』第13卷第2期，313–347頁。
- 劉浦江·康鵬（2005）「契丹名·字初釋：文化人類學視野下的父子連名制」『文史』2005年第3輯，219–256頁（『松漠之間：遼金契丹女真史研究』123–175頁。北京：中華書局，2008年）。
- 劉浦江·康鵬主編（2014）『契丹小字詞彙索引』北京：中華書局。
- 盧迎紅·周峰（2000）「契丹小字《耶律迪烈墓誌銘》考釋」『民族語文』2000年第1期，43–52頁。
- 羅福成（1934a）「興宗皇帝哀冊文」（國立奉天圖書館1934卷四）。
- 羅福成（1934b）「興宗仁懿皇后哀冊文」（國立奉天圖書館1934卷四）。
- 羅福成（1934c）「玉盞」（國立奉天圖書館1934卷五）。
- 『蒙漢詞典』=內蒙古大學蒙古學研究院蒙古語文研究所編（1999）『蒙漢詞典（增訂本）』呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 羅繼祖（1958）『遼史校勘記』重版。上海：上海人民出版社（初版：上虞羅氏「願學齋叢刊」民國27年（1938）石印本）。
- 苗潤博（2020a）『《遼史》探源』北京：中華書局。
- 苗潤博（2020b）「《遼史·天祚皇帝紀》史源新說」『唐宋歷史評論』第七輯，75–106頁。
- 苗潤博（2022）「民族記憶抑或家族標識？——契丹漆水郡望探賾」『中國史研究』2022年第2期，118–131頁。
- 苗潤博（2024）『重構契丹早期史』北京：北京大學出版社。
- 長田夏樹（1984）「契丹語解讀方法論序説」『内陸アジア言語の研究』I, 1–49頁（長田2001: 634–687）。
- 長田夏樹（1991）「契丹漢字音探源：契丹小字によって表記された漢字音の音価とその体系について」日中合同契丹文字国際シンポジウム発表原稿，京都，1991年5月15日（長田2001: 724–737）。

- 長田夏樹（2001）『長田夏樹論述集（下）漢字文化圏と比較言語学：中国諸民族の言語・契丹文真碑文积・民俗言語学試論・邪馬台国の言語』京都：ナカニシヤ出版。
- 大竹昌巳（2014）「關於契丹語的兄弟姊妹稱謂系統」『KOTONOHA』第142号，1–16頁。
- 大竹昌巳（2015a）「契丹語の奉仕表現」『KOTONOHA』第149号，1–15頁。
- 大竹昌巳（2015b）「契丹小字文献所引の漢文古典籍」『KOTONOHA』第152号，1–19頁。
- 大竹昌巳（2015c）「契丹小字文献における母音の長さの書き分け」『言語研究』第148号，81–102頁。
- 大竹昌巳（2016a）「契丹小字文献における「世選之家」」『KOTONOHA』第159号，1–12頁。
- 大竹昌巳（2016b）「契丹小字文献における「母音間のg」」『日本モンゴル学会紀要』第46号，19–34頁。
- 大竹昌巳（2016c）「契丹小字文献所引の漢人典故」『KOTONOHA』第160号，1–18頁。
- 大竹昌巳（2016d）「契丹小字『耶律斡特刺墓誌銘』所見の皇帝号は天祚皇帝に非ず」『KOTONOHA』第161号，1–19頁。
- 大竹昌巳（2016e）「契丹語形容詞の性・数標示体系について」『京都大学言語学研究』第35号，59–89頁。
- Ōtake, Masami (2017) Reconstructing the Khitan vowel system and vowel spelling rule through the Khitan Small Script. *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* Vol. 70, No. 2, pp. 189–206.
- 大竹昌巳（2020）『契丹語の歴史言語学的研究』博士論文，京都大学。
- 大竹昌巳（2024）「契丹語の音調」『言語研究』第165号，85–110頁。
- Poppe, Nicholas (1954) *Grammar of Written Mongolian*. Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- 齊作聲 編著（2010）『遼代墓誌疏證』瀋陽：瀋陽出版社。
- 契丹文字研究小組〔中國科學院民族研究所・內蒙古大學蒙文研究室〕編（1976）『契丹小字資料彙輯』私製。
- 契丹文字研究小組〔中國社會科學院民族研究所・內蒙古大學蒙古語文研究室〕（1977）「關於契丹小字研究」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1977年第4期（契丹小字研究專號）。
- 契丹文字研究小組〔清格爾泰・劉鳳翥・陳乃雄・于寶林・邢復禮〕（1985）『契丹小字研究』北京：中國社會科學出版社。
- 清格爾泰（1991）『蒙古語語法』呼和浩特：內蒙古人民出版社。
- 清格爾泰 編著（2002）『契丹小字釋讀問題』府中（東京）：東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- 清格爾泰・吳英喆・吉如何（2017）『契丹小字再研究』呼和浩特：內蒙古大學出版社。
- 邵國田（1997）「遼代武安州城址調查」『內蒙古文物考古』1997年第1期，42–59, 67頁。
- 沈匯（1982）「契丹小字石刻撰人考」『考古與文物』1982年第6期，94–98, 83頁。
- 沈鍾偉（2006）「遼代北方漢語方言的語音特徵」『中國語文』2006年第6期，483–498頁。
- 沈鍾偉（2012）「契丹小字漢語音譯中的一個聲調現象」『民族語文』2012年第1期，39–50頁。
- 石金民・于澤民（2001）「契丹小字《耶律奴墓誌銘》考釋」『民族語文』2001年第2期，61–68頁。
- 島田正郎（1952）『遼代社会史研究』京都：三和書房。
- 島田正郎（1954）『遼制之研究』上田：中澤印刷（東京：汲古書院，1973年復刊）。
- 島田正郎（1963）「遼朝鞠獄攷」『法律論叢』第36卷第4号，1–34頁。
- 島田正郎（1978）『遼朝官制の研究：東洋法史論集 第一』東京：創文社。
- 蘇航（2017）「論札忽惕與契丹小字 衣考丈夾」『民族語文』2017年第2期，25–33頁。
- 周藤吉之（1959）「宋朝国史の編纂と国史列伝：「宋史」との関聯に於いて」『駿台史学』第9号，1–33頁（『宋代史研究』513–565頁。東京：東洋文庫，1969年）。
- 孫蘭風・胡海帆 主編（1992）『隋唐五代墓誌匯編』北京大學卷第二冊。天津：天津古籍出版社。
- 高井康典行（2002）「遼の武臣の昇遷」『史滴』第24号，2–29頁（『渤海と藩鎮』257–295頁。東京：汲古書院，2016年）。
- Takeuchi, Yasunori (2015) Direction terms in Khitan. *Acta linguistica Petropolitana* Vol. XI, part 3, pp. 453–464.
- 武内康則（2017）「契丹語の數詞について」『アジア・アフリカ言語文化研究』第93号，91–103頁。
- 武内康則 編（2015）『豊田五郎 契丹文字研究論集』京都：松香堂書店。
- 唐統天（1989）「遼代鞠獄機構研究」『遼金史論集』第4輯，42–62頁。
- 豊田五郎（1971）「契丹文における音節表記について」1971年2月付手稿（武内編 2015: 29–33, 287–290）。
- 豊田五郎（1982）「清河門出土契丹小字墓誌銘考」1982年4月29日付手稿（武内編 2015: 35–40, 408–401）。

- 豊田五郎（1986a）「契丹小字についての幾つかの探索Ⅰ」1986年10月8日付手稿（武内編2015: 71–78, 301–305）。
- 豊田五郎（1986b）「契丹小字についての幾つかの探索Ⅱ」1986年11月11日付手稿（武内編2015: 79–86, 306–310）。
- 豊田五郎（1987）「満蒙諸語から見た契丹小字数詞の解読」1987年6月22日付手稿（同年8月22日補；武内編2015: 311–313）。
- 豊田五郎（1990）「契丹小字の方位と若干の数詞について」1990年11月付手稿（武内編2015: 93–98, 314–317）。
- 豊田五郎著、那順烏日圖譯（1991a）「關於契丹小字的幾點探索」『內蒙古社會科學』1991年第3期、105–114頁。
- 豊田五郎（1991b）「契丹小字《仁先（即實本）墓誌》の新釈」1991年4月29日付手稿（武内編2015: 99–114, 318–325）。
- 豊田五郎（1991c）「契丹小字《耶律仁先墓誌》誌後」1991年6月付手稿（武内編2015: 115–118, 326–327）。
- 豊田五郎（1994）「契丹小字の四季の称呼について」1994年11月付手稿（1997年5月補；武内編2015: 187–190, 370–372）。
- 豊田五郎（1996）「契丹小字〈耶律宗教墓誌銘〉釈讀補遺」1996年5月付手稿（武内編2015: 171–177, 360–364）。
- 梅原郁（1985）『宋代官僚制度研究』京都：同朋舎出版。
- 王弘力（1986）「契丹小字墓誌研究」『民族語文』1986年第4期、56–70頁。
- 王弘力（1987）「丹契小字中之契丹」『民族語文』1987年第5期、63–65, 51頁。
- 王弘力（1990）「契丹小字宮殿解」『內蒙古大學學報（哲學社會科學版）』1990年第1期、61–63頁。
- 王晶辰主編（2002）『遼寧碑誌』瀋陽：遼寧人民出版社。
- 王綿厚・王海萍主編（2000）『遼寧省博物館藏墓誌精粹』東京：中教出版；北京：文物出版社。
- 王民信（1961）「遼史「契丹語官名」雜考」『幼獅學報』第4卷第1,2期合刊、1–42頁（『契丹史論叢』135–182頁。臺北：學海出版社，1973年）。
- 王民信（1978）「遼朝鞠獄考」『趙鐵寒先生紀念論文集』327–346頁。臺北：文海出版社（『王民信遼史研究論文集』275–312頁。臺北：國立臺灣大學出版中心，2010年）。
- 王滔韜（2002）「遼朝南面宰相制度研究」『社會科學輯刊』2002年第4期、100–106頁。
- 王未想（1999）「契丹小字《澤州刺史墓誌》殘石考釋」『民族語文』1999年第2期、78–81頁。
- 王曾瑜（1992）「遼朝官員的實職和虛銜初探」『文史』第34輯、159–186頁（『點滴編』222–263頁。保定：河北大學出版社，2010年）。
- 吳鳳霞（2021）「遼代宜州治理芻議」『北方文物』2021年第4期、84–88頁。
- 吳英皓（2006）「從帶點與不帶點的原字論說契丹語“性”語法範疇」『中央民族大學學報（哲學社會科學版）』第33卷第6期、101–107頁。
- Wu, Yingzhe (2011) Deciphering some demonstrative pronouns in Khitan Small Script. *Altai Hakpo* Vol. 21, pp. 69–77.
- 吳英皓（2012）『契丹小字新發見資料釈讀問題』府中（東京）：東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所。
- 吳英皓（2014）「關於若干契丹原字的讀音」『ALTAI HAKPO』第24卷、129–134頁。
- 武玉環（2014）「遼代職官考核制度探析」『史學集刊』2014年第3期、83–88頁。
- 武玉環（2019）『遼金職官管理制度研究』北京：人民出版社。
- 向南（1994）「遼代醫巫閭地區與契丹耶律倍家族的崛起」『社會科學輯刊』1994年第1期、100–104頁。
- 向南（1995）『遼代石刻文編』石家莊：河北教育出版社。
- 閻鳳梧主編（2002）『全遼全文』太原：山西古籍出版社。
- 閻文儒（1951）「遼西省義縣清河門附近遼墓的發掘簡報」『文物參考資料』第2卷第2期、36–42頁。
- 楊若薇（2022）『契丹王朝政治軍事制度研究（修訂版）』北京：社會科學文獻出版社（北京：中國社會科學出版社，1991年初版）。
- 姚從吾（1953）「阿保機與後唐使臣姚坤會見談話集錄」『國立台灣大學文史哲學報』第5期、91–112頁（『東史論叢』上冊、217–247頁。臺北：正中書局，1959年）。
- 吉本智慧子（2012）「契丹小字の音価推定及び相関問題」『立命館文學』第627号、横組100–128頁。

吉本智慧子（2013）「契丹小字新発見資料の釈読及び相關問題」『立命館文学』第632号、横組35–69頁。

余蔚（2008）「論遼代府州遙領制度」『歴史地理』第23輯、39–52頁。

余蔚（2012）『中國行政區劃通史・遼金卷』上海：復旦大學出版社。

張國慶（2017）「遼朝官員の考績與遷轉探赜」『中國史研究』2017年第2期、137–148頁。

張國慶・韓志遠・史金波（2011）『中國婦女通史：遼金西夏卷』杭州：杭州出版社。

趙志偉・包瑞軍（2001）「契丹小字《耶律智先墓誌銘》考釋」『民族語文』2001年第3期、34–41頁。

周阿根校注（2022）『遼代墓誌校注』天津：天津古籍出版社。

#### 【Webページ】

中國國家圖書館「中華古籍資源庫」<http://read.nlc.cn/thematDataSearch/toGujiIndex>（ページ内の「碑帖菁華」で墓誌拓影を閲覧することができる）。